

## 令和5年第2回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 6月6日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○同意第 2号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 3号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 4号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 5号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 6号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 7号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 8号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 9号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第10号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○報告第 1号 令和4年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について	11
○報告第 2号 令和4年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について	11
○報告第 3号 令和5年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について	11
○議案第19号 板倉町犯罪被害者等支援条例の制定について	12
○議案第20号 板倉町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	14
○議案第21号 板倉町税条例の一部を改正する条例について	15
○議案第22号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化のため	

の固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	16
○議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について	17
○散会の宣告	18
散会(午前9時55分)	18

第2日 6月7日(水曜日)

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○職務のため出席した者の職氏名	20
開議(午前9時00分)	21
○開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○一般質問	21
森田義昭議員	21
須藤稔議員	30
亀井伝吉議員	40
藪之本佳奈子議員	46
小野田富康議員	59
青木秀夫議員	72
○議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について	85
○散会の宣告	86
散会(午後4時38分)	86

第4日 6月9日(金曜日)

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	87
○出席議員	87
○欠席議員	87
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
○職務のため出席した者の職氏名	88
開議(午前9時00分)	89
○開議の宣告	89
○同意第12号 監査委員の選任について	89

○発議第 1号 板倉ニュータウン対策特別委員会の設置について .....	89
○発議第 2号 議会広報特別委員会の設置について .....	90
○板倉ニュータウン対策特別委員及び議会広報特別委員の選任 .....	90
○板倉ニュータウン対策特別委員長及び議会広報特別委員長の選任 .....	90
○議員派遣の件 .....	91
○閉会中の継続調査、審査について .....	91
○町長挨拶 .....	91
○閉会の宣告 .....	95
閉 会 (午前 9時27分) .....	95

板倉町告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和5年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月2日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和5年6月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	須 藤	稔	議 員	2 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員
3 番	尾 澤	将 樹	議 員	4 番	青 木	文 雄	議 員
5 番	小 野 田	富 康	議 員	6 番	森 田	義 昭	議 員
7 番	亀 井	伝 吉	議 員	8 番	荒 井	英 世	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	小 林	武 雄	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 6 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

## 令和5年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 同意第 2号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第 4 同意第 3号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第 5 同意第 4号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第 6 同意第 5号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第 7 同意第 6号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第 8 同意第 7号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第 9 同意第 8号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第10 同意第 9号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第11 同意第10号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第12 同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命について  
日程第13 報告第 1号 令和4年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について  
日程第14 報告第 2号 令和4年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について  
日程第15 報告第 3号 令和5年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について  
日程第16 議案第19号 板倉町犯罪被害者等支援条例の制定について  
日程第17 議案第20号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第18 議案第21号 板倉町税条例の一部を改正する条例について  
日程第19 議案第22号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第20 議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	須藤	稔	議員	2番	藪之本	佳奈子	議員
3番	尾澤	将樹	議員	4番	青木	文雄	議員
5番	小野田	富康	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	荒井	英世	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員

11番 青木秀夫 議員

12番 小林武雄 議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副町	長
赤坂	文弘	教	育 長
小林	桂樹	総務課	長
伊藤	良昭	企画財政課	長
栗原	正明	税務課	長
佐山	秀喜	住民環境課	長
新井	智	福祉課	長
玉水	美由紀	健康介護課	長
橋本	貴弘	産業振興課	長
塩田	修一	都市建設課	長
石川	由利子	会計管理	者
小野寺	雅明	教育委員	会長
橋本	貴弘	農事業務	局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻野	剛史	事務局	長
小野田	裕之	庶務議事	係長
本田	明子	行政庶務係	長兼 議事事務局書記



開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第72号をもって招集されました令和5年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○小林武雄議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。ただいまは前段の時間を拝借いただきまして、ご尽力をいただいたお三方、針ヶ谷議員は事情があつての辞退ということでしたので、深くその理由はお聞きをしませんでしたが、一応そういうことでしたので、3名の前議員の皆様には感謝状を贈呈をさせていただきました。頑張っていたいて、そのおかげで町もしっかりとした運営ができているという、その一助を担っていたことに町民を代表して改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速でございます。6月定例会ということで、ご挨拶を申し上げます。令和5年第2回定例会をこうして招集をいたしました。全議員の皆様のご出席をいただき、ご苦労さまでございます。まず、4月23日の統一地方選で当町議会議員の選挙も実施され、5月10日に新議会の組織編成を中心とした臨時議会が招集されましたが、混乱により、正副議長を選出したところで、ご承知のように延会になりました。5月22日に臨時会が続行されましたが、5月10日の一連の経緯の中で、地方自治法及び板倉町議会会議規則第59条違反が確認され、再議を申し入れさせていただきましたが、そのことを受け入れていただき、混乱が収拾し、懸案の議会組織構成も無事終了をし、町議会及び一部事務組合議会、水道企業団の各配属も決定を見たところであります。一部事務組合議員等それぞれ町を代表する立場として審議に加わっていただくわけでありますので、特に新人の皆様にはルールにのっとり、ルールに沿った議員行動が求められますので、よろしくお願いいたします。もし分からないというようなことがありましたら、遠慮なく議会事務局に相談をいただければと思います。

相談につきましては、近隣町村議会事務局あるいは県町村議長会事務局あるいは全国町村議長会事務局、県市町村課、その担当部署あるいは町顧問弁護士及びその他の弁護士等々と連携して、公正、公平の観点から対応いたしますので、信頼度の点からは一応安心をできようかと思ひますし、個人としての勝手な法解釈を尊重し過ぎますと、過ちを繰り返すこととなりますし、議員の資質に問題が生じるということにもなりますので、くれぐれもよろしくご配慮のほどをお願いいたしておきたいと思ひます。

さて、ご承知のロシアのウクライナ侵略も長期にわたり、G7広島サミットにウクライナのゼレンスキー大統領も参加をしたということで、自由主義陣営の反ロシア結束をさらに高めたと同時に、中口の反発を招いたことも事実であります。さらには、我が国の安全保障に大きく影響すると言われる中、中国、台湾の問題、中台問題、日中朝の問題あるいは対口問題等々社会主義国が点在する東南アジアの環境は、似て非なるものではないという点で、日増しに敏感になっている現状であり、我が国の防衛予算の増大や先島緒島等へ

の自衛隊基地の整備等は、日本としての専守防衛の姿勢の表れとして推進されているものであろうというふうに推測をいたしているものであります。

さらに、世界的物価高騰の要因となっておりますウクライナ侵略に端を発した資源、食料、エネルギー、金融その他の経済制裁に加え、3年間のコロナパンデミックから受けた大きな経済的打撃は、世界的に物価高騰のきっかけをつくり、特に我が国ではほぼ全ての物価が、何万品目という全ての物価が値上げの方向を示しており、30年来賃上げが行われていないと言われていた日本の現在の状況は、国民の生活の苦しさは否定できない状況になっているのであろうとも思っております。期待をされた春闘の賃上げも大手間では平均3%余だというような報道もありまして、中小自営業者間では後継者難、人材難も手伝って、経営の苦しさは増すばかりのようであります。岸田政権のかじ取りを見守りたいと思っております。

町におきましては、事業展開も会議の持ち方も平年どおりに、平年といいますのは、3年、コロナが始まる前に近くなりつつあるということでもあります。民間も同じく、同じ傾向の下、各団体の総会や懇談会等、今の時期に多い人寄せ等事業の活発化が実感できるこの頃でもあります。

農家は、田植えも終盤に入り、ハウスキュウリも収穫打切りまでの時期までもう一步、一踏ん張りのところまで来ているようであります。

全く関係ないですが、マスクもなかなか取れないようですが、体調に留意され、各種対応を乗り切っていただきたいというふうに思っております。

この時期の発生は珍しいと言われておりましたついでこの間の台風2号、超大型から2週間もの間のろのろと北上を続け、関西、東海、関東に線状降水帯を形成しながら銚子沖へ抜けていき、温帯低気圧へと変わったところでもあります。今回も記録的な雨量を記録しながら、各地に傷跡を残したということで、偶発的ではありますが、被災をした方々には改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

当町におきましては、1,000年に1度の大水害に備えて整備をされた町内2か所の車での避難場所、これを活用した全地区の避難をいかに安全に、的確に、スピーディーに行うか。昨年10月から各分野の代表で構成された避難検討委員会で毎月1回、2時間、計8回のペースでジャンル分けした各分野の検討を重ねてまいりました。一応の検討が済み、町民説明会を実施する運びとなっております。ぜひ自分の命のかかることでもありますので、町民の皆さんの参加を強くお願いしながら、あらゆる手段でPRをしながら強くお願いしながら、避難に関する諸問題の解決に一步步その熟度を上げていきたいというふうに思っております。説明会は5回に分けて町民の皆さんを対象に行いますので、都合をつけて出席いただければと思います。

また、説明会終了後、町のイベント等も含めスケジュール的にも多忙な時期、6月の末から7月に入りますが、避難訓練を7月9日に計画をいたしました。過去の避難訓練に加え、車を利用した本番に備えた新しい訓練の形ということに位置づけまして、一つ一つまだもちろん完成度はいかばかりかという点もありますが、初めて実行しながら、その先ほど申しあげました熟度を上げていきたいというふうに認識をいたしておりますので、そういった意味での訓練の必要性あるいは大切さを新たに再認識いただきまして、参加のほどをお願い申し上げるところでありまして、議員各位については、もちろん先頭に立って出席をお願いすることになると思います。

3年ぶりに町民スポーツフェスティバルの再開あるいは6月14日に区長会や役員の研修も予定されております。6月の末には消防団のポンプ操法大会もございます。それから、ただいま申しあげた避難訓練あるい

はその間に各種団体で行われる研修の再開等々、それに加えて既に板倉まつりの実施ももう決定をいたしております等々、コロナの影響は少しずつ解けつつありますが、コロナ以前の活気に早く戻れるように、しかもコロナはそういう意味では解けつつありますが、決して解決をした問題でもまだないということもありますので、細心の注意を払いながら、引き続き牽引役として町役場中心になって頑張りますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

今議会、農業委員の同意議案10件、報告事項3件、議案第19号から第23号までの5件につきご審議をよろしくお願い申し上げます。ご協力のほどをお願い申し上げます。ありがとうございます。

---

### ○諸般の報告

○小林武雄議長 それでは、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきまして、お手元に配付した文書表のとおり、陳情3件が提出されております。なお、陳情3件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件11件、報告3件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案3件、補正予算議案1件、議員発議2件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 尾澤将樹 議員

4番 青木文雄 議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5月26日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、5月26日に開催した議会運営委員会において協議した結果、会期につきましては本日6月6日から9日までの4日間と決定いたしました。

議事日程ですが、本会議初日の本日は、同意第2号から第11号までについて、提案者より提案理由の説明の後、審議決定いたします。次に、報告第1号から報告第3号について、提案者より報告をお願いいたします。次に、議案第19号から議案第22号について、提案者より提案理由の説明の後、審議決定いたします。次に、議案第23号の補正予算議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案について審査の上、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第2日目の6月7日は、6名の議員が一般質問を行います。次に、予算決算常任委員会に付託した補正予算議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の6月8日は休会といたします。

最終日となる第4日目の6月9日は、同意第12号について、提案者より提案理由の説明の後、審議決定いたします。次に、発議第1号及び第2号の特別委員会設置に係る議員発議について審議決定いたします。次に、議員派遣の件及び閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日6月6日から9日までの4日間と決定いたしました。

---

○同意第 2号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 3号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 4号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 5号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 6号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 7号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 8号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 9号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第10号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命について

○小林武雄議長 日程第3、同意第2号 板倉町農業委員会委員の任命についてから日程第12、同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速同意第2号から同意第11号までの10議案をご審議をお願いするわけですが、板倉町農業委員会委員の任命に関する案件でございますので、10人の委員さんのご承認ということでもありますので、一括して説明をいたします。

提案する議案につきましては、現板倉町農業委員会委員10名が令和5年7月19日をもちまして任期満了となるため、それに伴う後任者の人事でありまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、同意第2号 板倉町農業委員会委員の任命についてをご説明いたします。氏名、栗原勝己氏、  
を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第3号、氏名、青木繁雄氏、  
を任命いたしたくお願い申し上げるところであります。

次に、同意第4号、小林昇氏、  
を任命したいと  
いうことあります。

次に、同意第5号、氏名、赤坂晴久氏、  
を同じく任命  
いたしたい。

次に、同意第6号、荒井敏久氏、  
を同じく任命  
したい。

次に、同意第7号、矢嶋武氏、  
を同じく  
任命いたしたい。

次に、同意第8号であります。氏名、北村みどり氏、  
を同じく任命したい。

次に、同意第9号、大塚啓次氏、  
を任命いた  
したい。

次に、同意第10号、小久貫紋子氏、  
を任命をいた  
したい。

次に、同意第11号、氏名、小菅正美氏、  
を任命いた  
したいということで、議会の同意を求めるものでございます。

以上、同意第2号から第11号までの10名の方々は、農業に関する識見はもちろんのこと、農業委員会委員候補者として、地域で組織する各種団体等により推薦された方々でありまして、農業委員会委員として指導力を発揮していただけるものと考えております。

なお、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間ということでございます。

以上、同意第2号から第11号までを一括してご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。改めて人事案件でございますので、これ以上の担当課長からの説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本10案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、本10案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

それでは、初めに同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第6号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第7号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第8号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○**小林武雄議長** 起立全員であります。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第9号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○**小林武雄議長** 起立全員であります。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第10号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○**小林武雄議長** 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第11号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○**小林武雄議長** 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決しました。

---

○**報告第1号** 令和4年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

○**報告第2号** 令和4年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

○**報告第3号** 令和5年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○**小林武雄議長** 日程第13、報告第1号 令和4年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてから日程第15、報告第3号 令和5年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてまでの報告3件を一括議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○**栗原 実町長** ただいまは大変ありがとうございました。

続いて、報告事項でございます。報告第1号から第3号までの報告事項につきましては、ただいま議長のご指摘のとおり、一括して説明させていただきます。

初めに、報告第1号 令和4年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてを説明いたします。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業につきましては、まちづくり推進事業以下5事業であり、翌年度への繰越額の総額は

4,553万8,000円であります。この財源内訳といたしましては、国庫支出金に1,615万9,000円、県支出金の141万円、一般財源2,796万9,000円でございます。

以上が報告第1号の説明となります。

続いて、報告第2号 令和4年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてを説明いたします。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

令和4年度は主な事業といたしまして、板倉ゴルフ場用地に係る土地賃貸借契約の更新業務を実施いたしました。

決算につきましては、収入1万5,671円に対しまして、支出11万2,357円であり、9万6,686円の損失でございました。なお、決算につきましては、町の監査委員から、適正に処理をされている旨の報告をいただいておりますので、申し添えておきます。

以上が報告第2号の内容でございます。

続いて、報告第3号 令和5年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてを説明いたします。令和5年度の主な事業計画といたしましては、令和4年度に締結いたしました板倉ゴルフ場用地の賃貸借契約に基づきまして、賃借権設定登記事務を主な事業として実施いたします。

予算の概要につきましては、賃借権設定登記事務に係る費用、法人税等の経費として431万4,000円の支出を予定をいたしております。また、収入につきましては、群馬県企業局からの賃借権設定登記事務に係る費用と預金利息の収入を見込んでおります。

以上で報告第1号から報告第3号までの報告を終わりにいたします。1号から3号までについては、以下読み上げたとおりでございますので、改めて課長の説明は予定をいたしておりません。

○小林武雄議長 以上で報告第1号から報告第3号を終わります。

---

#### ○議案第19号 板倉町犯罪被害者等支援条例の制定について

○小林武雄議長 日程第16、議案第19号 板倉町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、議案第19号になります。板倉町犯罪被害者等支援条例の制定についてということでお願い申し上げます。

本案につきましては、犯罪被害者及びその家族が抱える多岐にわたる問題を支援するに当たり、警察、県及び町、民間支援団体や関係機関のほか、町民を含む地域社会全体で支援を行う必要があるため、町や町民のそれぞれの責務、総合的支援体制の整備、関係機関との連携協力などを定め、幅広く途切れない支援を行うことを目的に条例を制定するものでございます。

以上、申し上げましたが、細部につきましては、担当課長より説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 小林総務課長。



[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、命によりまして、議案第19号 板倉町犯罪被害者等支援条例の細部につきましてご説明させていただきます。

まず、第1条につきましては、本条例の目的として、犯罪被害者等基本法にのっとり、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを定めたものでございます。

第2条につきましては、本条例中の用語の意義について、第3条につきましては、基本理念を定めたものでございます。本条例の基本理念として、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること、町及び関係機関が連携して適切に途切れなく行うこと、二次被害の防止に配慮して行うこととなっております。

第4条につきましては、町の責務として、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策の策定及び実施を定めたものでございます。

第5条につきましては、町民及び事業者の責務として、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること、二次被害を生じさせることのないよう配慮すること、町及び関係機関等が実施する支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力をすることを定めたものでございます。

第6条から第11条につきましては、町が犯罪被害者等に対して行う支援等の内容を定めたものでございます。第6条では、総合相談窓口の設置、第7条では、経済的負担の軽減、第8条では、精神的負担の軽減、第9条では、安全の確保、第10条では、居住の安定、第11条では、雇用の安定となっております。

また、第12条では、町は、犯罪被害者等からの意見及び要望を町の施策に反映させるよう努めること、第13条では、町は、犯罪被害者等への支援の必要性及び二次被害防止の重要性について、広報及び啓発に努めることを定めたものでございます。

第14条につきましては、委任に関する規定でございます。

附則につきましては、条例の施行期日を公布の日と定めるものでございます。

以上で板倉町犯罪被害者等支援に関する条例の細部説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第20号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第17、議案第20号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第20号になります。板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、群馬県が定める労務・技術者単価における特殊作業員の単価が本年4月に改定されたことに伴い、当該単価に基づいて算定しております災害応急作業等の手当の額を改定をするものでございます。県の上位条例に伴って改定をするということであります。

内容につきましては、邑楽東部第1排水機場において行う排水作業等に職員が従事した場合の1時間当たりの手当額を平日の午前5時から午前8時30分まで及び午後5時30分から午後10時までのときには、1時間当たり3,672円、午後10時から午前5時までのときには、同じく1時間当たり4,406円とし、休日の午前5時から午前10時までのときには3,966円に、また午後10時から午前5時までのときには、1時間当たり4,700円として、それぞれの額を改めるものでございます。

また、令和5年5月8日付で人事院規則9-129が改正され、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例がこれは削除されました。これに伴い、当町においても防疫等作業手当の特例を削除するものでございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。改めて、この件についてもただいま申し上げたとおりの値上げということにもなるでしょうという問題でありますので、担当課長の説明は予定しておりません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第21号 板倉町税条例の一部を改正する条例について

○小林武雄議長 日程第18、議案第21号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第21号であります。板倉町税条例の一部を改正する条例についてということでもあります。

本案につきましては、令和5年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、板倉町税条例の一部を改正するものでございます。国の上位法の改正に伴い、それに合わせるための板倉町の税条例の一部を改正すると、平たく言えばそういうことでもあります。

主な改正の内容でございますが、個人住民税における給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化あるいは森林環境税の導入に伴う賦課徴収の方法等の規定の整備、また軽自動車税における三輪の特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）についての税率区分の変更、また排ガス試験等において不正を行った自動車メーカーに対して軽自動車税の不足額の負担を負わせる際に加算する割合を10%から35%に引き上げるといふこと、さらには固定資産税における長寿命化大規模修繕が行われたマンションに対する減額措置の新設に伴い、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」における減額割合を参酌基準の3分の1と定めるとともに、申請方法等の規定の追加となっており、上位法であります地方税法等の改正に伴うものでございます。

以上、ご説明申し上げました。一部軽自動車税のメーカーに対して軽自動車税の不足額の負担を負わせる際に加算する割合を10%から35%に引き上げるといふものを除いては、総合的には税に対する何と表現しましょう。緩和という形の内容ということになろうと思っております。

以上、ご説明いたしました。よろしく審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。改めて、この件についても担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○8番 荒井英世議員 8番、荒井です。この森林環境税についてちょっとお聞きしますけれども、これ令和6年度から個人の住民税ですか、均等割と合わせて1人年額1,000円が課税されるということですが、これについては先行して令和元年度から森林環境譲与税でしたっけ、先行してやっていると思うのですが、板倉町にもこの森林環境譲与税の関係で譲与されていると思うのです。交付されていると思うのですが、この令和元年度から令和4年度までの金額、どのくらい来ているのか、まずお聞きします。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、お答えいたします。

森林環境譲与税、板倉町におきましては、令和元年度56万6,000円、令和2年度102万4,000円、令和3年度117万1,000円、令和4年度147万2,000円、合計いたしまして441万3,000円の譲与税を受けているところで

ございます。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 441万円ということですが、これはどういった使い道をしたのでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 こちらは、基金の定めがございますので、板倉町では基金として積み立てている状況でございます。

○小林武雄議長 荒井議員。

○8番 荒井英世議員 そうしますと、基金として積み立てているということですが、今後の使い道の中で、例えば板倉町でしたら、もう群馬の水郷、一つの里山と言われますよね。そういった部分に、例えばそういった里山の部分に使うということは考えていないのでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 現在、基金として積み立てている状況ですが、この使い道については、毎年県のほうから調査がございます。近隣の状況を見ますと、やはり郡内、東毛地区については、やはり積立てをしているという自治体が多いようでございます。そのほかの使い道については、例えば施設の改修、建設等に当たりましては、県産材の材料を使うとか、そのような使い道が一般的でございます。また、県産材を使って施設の建設だけではなくて、いわゆる休憩施設等のベンチ、そのほかということで利用されている状況でございます。ご質問の内容については、今後町の中でちょっと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○小林武雄議長 よろしいですか。

○8番 荒井英世議員 はい。

○小林武雄議長 ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第22号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○**小林武雄議長** 日程第19、議案第22号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○**栗原 実町長** 続いて、議案第22号であります。長いのですが、板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例ということがあります。

本案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正により、対象施設の設置期限に関する規定が令和5年3月31日から令和7年3月31日に2年間延長されたことに伴い、町の同制度における固定資産税の課税の特例に関する条例において、固定資産税の課税免除となる施設の設置期限を同様に延長する改正を行うものであります。上位法の改正に伴い、設置期限を同様に延長する改正ということでもあります。

これも以上、ご説明を申し上げましたが、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○**小林武雄議長** 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○**小林武雄議長** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○**小林武雄議長** 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○**小林武雄議長** 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

○**小林武雄議長** 日程第20、議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○**栗原 実町長** 続いて、議案第23号になります。令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてということでもあります。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

9,350万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億7,768万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に7,228万3,000円、繰入金に1,656万円、諸収入に325万8,000円、町債に140万円をそれぞれ追加をするものであります。

歳出につきましては、総務費に4,900万円、民生費に3,998万1,000円、衛生費に2万円、土木費に43万円、教育費に509万円をそれぞれ追加し、農林水産業費から22万円、商工費から80万円をそれぞれ減額するものであります。

また、地方債について、4ページ、第2表のとおり追加等の補正を行い、地方債の調書も変更するものであります。

以上で、令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わりますが、申し上げたとおりの変更でございますので、課長の説明は改めて予定をいたしておりません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第23号は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前 9時55分）

# 6 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

## 令和5年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月7日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	須藤	稔	議員	2番	藪之本	佳奈子	議員
3番	尾澤	将樹	議員	4番	青木	文雄	議員
5番	小野田	富康	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	荒井	英世	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員
11番	青木	秀夫	議員	12番	小林	武雄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
赤坂	文弘	教	育長
小林	桂樹	総	務課長
伊藤	良昭	企	画財政課長
栗原	正明	税	務課長
佐山	秀喜	住	民環境課長
新井	智	福	祉課長
玉水	美由紀	健	康介護課長
橋本	貴弘	産	業振興課長
塩田	修一	都	市建設課長
石川	由利子	会	計管理者
小野寺	雅明	教	育委員会 事務局長



橋 本 貴 弘 農 業 委 員 会  
事 務 局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻 野 剛 史	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○小林武雄議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○小林武雄議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をしていきたいと思っております。

今年の春は、当町におきましても4年に1度、町議会選挙がありました。おかげで桜の花を春めぐる余裕がなかったような気がしております。

さて、今回の選挙ですが、全国的に供託金制度が施行されまして、当町におきましても例外なく初の試みになったのは、誰でも知っているところであります。そこで、なぜ供託金なるものが生まれてきたのか、意義と申しますか、公職選挙法の中では、当選を競う意思のない人が売名などの目的で立候補することを抑制しようとするものであると書いてあります。選挙に出ようとする人が当選を目的にしないなんていう人がいるのでしょうか。世の中広いですから、中にはそういう人がいても不思議ではないのかもしれませんが、自分では理解の範囲を超えて分からない人となっております。

そこで、当町におきましても、そのような人、当選を競う意思がないような人がいる、またはいたと思えるのですが、もちろん当人から聞いたわけではないので、はっきりしたことは分からないのですが、仮にいたとしても、供託金の意義と照らし合わせて考えたときにどう思うのか、お聞きしたいと思います。もちろん仮定の話となると答えづらいとは前々から聞いておりますが、その上、この政策自体が国の方針でありますので、できるだけ町に落として何か意見があればお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、ただいまの森田議員の質問にお答えいたします。

供託金をもたらした効果ということでお答えさせていただきたいと思っております。この供託金制度につきまし

ては、議員おっしゃるとおり、令和2年6月の公職選挙法の改正によりまして、町村議会議員選挙及び町村長選挙におきまして、選挙公営制度の拡大、これと合わせましてこの供託金制度が当選を争う意思のない人や売名を目的とした人など、無責任な立候補を防止することを目的に、15万円の供託金制度が設けられてございます。この供託金没収制度の没収点以下の場合につきましては、その供託金は没収されることとなります。

ご質問の供託金制度がもたらした効果でございますが、当町におきましては今回の町議会議員選挙が供託金制度導入後、初めての選挙であるということから、導入の目的であります無責任な立候補の防止にその効果があったのかとの判断はできないというふうに考えてございます。今後、回を重ねるごとに、その効果が現れてくるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 もちろん誰でも選挙に出る人は当選をしたいと答えるのは普通なわけです。ただ、はたから見てですが、意欲が感じられない、人の気持ちをこちらの都合で勝手に判断するのは申し訳ないのですが、チラシ、ポスター等々一切作らず、選挙活動らしきものもやっていないわけです。当選したいという意欲がいささか足りないかと思われるのですが、チラシ、ポスター、または選挙カーと、今回から補助の対象となっております。その気になれば利用して対処できるのかなと思いますが、ある意味、選挙に出やすい環境づくりが整っているのがこの供託金制度だと思います。今回の選挙で供託金が没収となった方が当町ではいるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

今回の町議会議員選挙の開票結果によりまして、供託物没収点は53,283票でございました。この没収点につきましては、有効投票6,394票を議員定数12名で除して、さらに10で除した数値となります。立候補者13名のうち、供託物没収点に届かなかった方は1名でございました。12名の方は供託金の返還請求を行っていただくこととなります。

また、没収となりました供託金につきましては、これは町の歳入となります。一般財源として取り扱うこととなりまして、町税や地方交付税などと同様に、町の予算に充てられるということとなります。

以上でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 次の質問はこの供託金はどのように使われるかということだったのですが、今お答えしていただきましたとおり、町に入る一般財源ということですが、この供託金の意義ですが、最初にも言いましたが、当選を競う意思のない人が売名などの目的で立候補することを抑制しようと生まれてきた制度と書いてあります。

一番は、15万ぐらいでは金額的に問題があるのか、いろいろ考えさせられる結果かと思っておりますが、それは自分だけでしょうか。どちらにしてもこれが行政のせいではないわけですから、ここで議論すべきではないとは分かっておりますが、当町においては供託金のハードルがややかすんだ結果かと思っております。それが

悪いとかいいとかはまた別の判断になるのだろうと思います。今回が初めての試みということで、これから先どうなっていくのか、またはどう感じるのか、大変興味を持ったので、今回の質問とさせていただきます。

4年前の質問で、選挙があったときと無投票の場合の当町がかかるお金について質問しましたが、もちろん今回は質問事項に入っておりません。お金だけでなく人も、目に見えないあらゆることへの負担を考えるについて、当町におきましてなかなか考えさせられることがあったのかなと思います。

また、当町における投票率の低さなどは、やはり自分をはじめ候補者の魅力がないのかなと反省もしております。

たまたまですが、今朝の新聞で、朝日新聞ですが、この記者は泡沫候補と言われる人を取材し続けているということで書いておりましたが、ぼろ負けで供託金も没収されるが、みんながすすがしい顔をしていた。少ない票数でも自分の訴えが響いたと実感できているからだと言っております。その気持ちのよさは何ものにも代えがたい、立候補を後悔した人はいませんと、その記者は書いておるのですが、それはそうだと自分も思います。せめて、自己主張、これがやりたい、町でこういうふうにしたいということがあれば、自分もそれなりに納得ができるのかなと思います。

では、次の質問に行きたいと思います。まちづくり町民アンケートについてです。アンケートですが、町の人たちはどのように考えているのか。マクロ的に言えば、大変大切なことと思います。ミクロ的に言えば、細々としたことを気づかされることもあるのではないかと思います。回収率はどれぐらいだったのか、お聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 議員お尋ねの町民アンケートの回収率でございますけれども、今回5月の末日で締め切ったときの数値ですと、65.4%となっております。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 このアンケートですが、まだ終わったばかりということ、この通告書を出した後に事務局から聞いたものですから、いささか勇み足だったのかなと思っております。答弁できないかもしれない趣旨の連絡は受けておりますが、分かる範囲でお願いをしていきたいと思っております。もちろん集計もされていないので、答えられなければ、そのようをお願いしたいと思います。

今までも何回かアンケートを取っていると思いますが、前と比べて回収率は高いのか低いのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、回収率の比較ということで、前回まちづくり町民アンケートを実施させていただいた際の回収率は89.3%となっております。しかし、今回、先ほど65.4%という回答をさせていただきましたが、分母がちょっと違ってまいります。前回のアンケートにつきましては、行政区を通じて、行政区加入世帯を対象としてアンケートを行ったもので、そちらが89.3%でした。今回は、町内の全世帯ということで、行政区を通じてお願いをしたもの、また役場や公民館に調査票を配布しまして、置きまして、それを取りに来ていただいて回答していただくということで、ちょっと分母が違ってきますので、65.4%と

いうことで、単純には低くなっておりますけれども、行政区を通じてお願いをしました回収率につきましては、91.35%というような数値を得てございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 このアンケートの意図とするところは、後期基本計画の見直しとありましたが、だとしたら何か見直すような点が出たのか、これはまだ早いですか。お聞きしたかったのですが、具体的に後期基本計画の見直しというのがメインだと聞いております。一口にアンケートといっても、個人個人に直接関係があれば答えやすい。そうでなければ、なおざりの回答になってしまうのかなと思いますが、そんな中でも、町として、特にここは皆さんどう思っているのか、知りたいという思いがあるのだと思いますが、その点はどうでしょう。何か特に聞きたかったのか、お聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えをいたしたいと思いますが、まずそのアンケートの目的であります町の総合計画についても少々触れさせていただきたいと思います。

まちづくりの指針となります板倉町総合計画がございますけれども、現行の計画は、令和2年度から令和9年度までの8年間を計画期間としてございまして、総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されているものでございます。

基本構想につきましては、行政運営の根幹となるものでございまして、長期的な視点に立ちまして、まちづくりの基本的な理念、また方針などを示してございます。その実現に向けた施策の大綱を基本構想で示しているところでございます。

基本計画でございますけれども、こちらは計画期間を前期の4年、後期の4年に設定しておりまして、基本構想に掲げます目指すまちづくりの姿、これの実現に向けまして取り組むべき施策について、総合的に施策ごとの成果目標を設定しているというものが基本計画でございます。

また、実施計画につきましては、基本計画に定められました施策を効果的に実現するために実施をいたします主要事業、こちらのほうを明らかにしたもので、毎年見直しを行っているところでございます。今回、まちづくり町民アンケートにつきましては、現行の令和2年度から今年度、令和5年度までの前期の基本計画、こちらが終了することに伴いまして、令和6年、来年度から令和9年度までの後期基本計画の見直しに向けました基礎資料とさせていただくことを目的に実施をした調査でございます。

ちなみにですけれども、町内の全世帯の皆様を対象に、無記名方式で町内での暮らし、また町の施策につきまして、こういう施策についてはどんなふうに感じているのかということで、重要度、満足度、また町に望むこと等を調査をさせていただきました。こちらのアンケート内容につきましては、前回調査をさせていただいた内容とほぼ同様の内容になっておりますので、前回のアンケート結果で重要度はどれぐらい町民の皆さんが感じていたのか、またどれぐらいの満足があったのかについて、同じ施策について、今回はどのように町民の皆さんが感じているのかというところで、アンケートを8月末ぐらいには、ポートフォリオ分析という手法を使いまして、皆さんの考え方をちょっと明らかにしたいというふうに考えておりますけれども、そこに大きな差が生じた場合、そのアンケートの結果に基づきまして、役場各課局で講じている施策、これを今後どのように展開していくべきなのか。また、優先度はどうなのかというようなところで今後ヒアリン

グをしながら、後期計画の見直しに向けて、庁内全体で取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 行政と町の人たちの考えのずれみたいなのが、このようなアンケートでは正できればと思います。明るいまちづくりを目指してどのように取り組むか、ヒントになればいいのかなと思います。

その中で、最後のアンケートでイルミネーションがありました。昨年、初めての町の事業かと思いますが、近隣に比べては、それほど珍しいことでもないと思います。これ自体、当町の皆さんにはどのように映ったのか、本当に興味があるところです。この事業は、最初の説明ですと、毎年、電球ですか、これを増やしていくと、買い足していくということがあったのですが、その計画は変わりなく進めていくのでしょうか。また、どの辺まで拡大をしていくのか、お聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 ご質問いただきましたイルミネーション事業につきましては、昨年コロナの影響で町で実施すべきイベントがことごとく中止となったと、特に板倉まつりも連続で中止、そんな中、町民の皆様から別の事業の取組の考えはないのかというようなお声もいただきながら、町長、副町長とも相談しながら、何とか別の代替事業がないのかということで、イルミネーション事業ということに取り組んだわけでございます。

3月の定例会では亀井議員からもご質問をいただいたところですが、昨年、購入しました物品、いわゆるLED電球、そのまま今回も活用できますので、本年度についても予算化をさせていただきますので、今年度は買い増しをしまして、電球数も増やしていきたいというふうに考えてございます。

基本的には、どこまで続けられるかということにはなってくるかとは思っておりますけれども、今回、イルミネーションについても町民アンケートの中で満足度のほうも調査をさせていただいております。また、自由記載欄も設けておりますので、アンケート中を確認しまして、今後の事業展開については、検討してまいりたいと、そのように考えてございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 基本は、ここ二、三年のコロナの影響で、町でのほとんどの事業ができなかった都合上、計画がされたわけです。今年はどうなのでしょう。まずは、祭りから始まり、運動会等々を再開されていくのか。揚舟などは始まりました。当町における数少ない観光の一つの揚舟再開は、町にとりましてもプラスになっているのかなと思っております。やはり町の活性化は、町にあるものものを十二分に売り出して、または周知に尽きると思います。冒頭にも言いましたが、桜にしても町内には至るところで咲いております。利用価値もあると思いますが、これは通告書に載せなかったもので、お答えは要らないのですが、まずはあるものから利用かと思っております。その中でも、町の皆さんがどう考えているのか、そういう意味ではアンケートは大変大切なことです。まず、当町について考える時間を持ってもらうには有効な手段かと思っておりますが、有意義に活用されることと思っております。時期尚早な質問でしたが、アンケートから得る情報、町長はどのように考えているのか、最後の質問としてお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいま森田議員から、アンケートについてということで、アンケートは町民の意向を総合的にやんわりとつかむものとの理解もありますし、参考にすべきものということで、狙いをどちらかというところへ焦点を当てるべきときとか、いろいろ微妙にずれがあるわけでございます。

典型的な場合、町民とのずれが必ず起こるものもあります。アンケートが多いからといって、やるということを、例えばそれを実施をするということとはイコールでない場合もあります。平たく言えば、何でもあったほうが良いという町民の方々のお考え、それは否定はしませんが、財政が伴い、全ての合理性、いわゆる例えば福祉とほかのものとの全てのバランスとか、全て考えたときに、町民の大多数がもしかして望んだとしても、それを真剣に我々執行部サイドは検討する場合もあります。

基本的には、そういう意味で、町民の概略の方向性をつかむということと、一致した場合には素早く支持を得るわけですから、遂行していくということの大きな材料にもなるであろうしということも含め、貴重なものは貴重だというふうに、貴重な点については考えます。しかし、全てをアンケートでやっていたのでは迎合主義にもなりますし、リーダーは要りません。前にも進みません。町民の意向聞いて多いほうだけをやっていくのであれば毎日アンケート、1年前のアンケートの結果を今日やっていくというようなことにもなりかねます。適時適作という、適当な時期に適当な施策を打っていくということも含めて、総合的に一定の計画、先ほど総合計画の話も出ましたが、総合計画、それも8年間、たった8年間の中で、それでも昔は20年一昔、今5年、3年の一昔と言われる場合もありますし、それらの時代のスピードの速さも含めて考えながら、一時は板倉町も10年ということもありました、前町長の時代はですね。なぜ8年にしたか、町長が任期4年であるのに、10年というのは半端ではないかと、町長が代われれば、前の町長のやったことを否定する場合もあるということも含め、4年・4年の区切りでよろしいでしょうと。たった8年でもスピードが時の流れによって変われば、前半・後半、確かに4年前はこういう結論は出て、我々もそれを踏まえて検討して、この方向は決して間違っていないというふうに考えたとしても、やはり慎重に、何せ町民の大事なお金を使うわけですから、ただ雰囲気やムードだけで使って、20年、30年たったときに、あれは何だったのかと、議会まで、あるいは執行部も全部そろって賛成をしたと、結果的には無駄になったというようなことも随分ありますし、またそれは人間がやることですから、失敗は絶対ないとは言い切れません。ただ、そのときに、より慎重により大切に、そしてよりスピーディーに、よりの確に使うということを踏まえれば、様々な角度から意見を聞き、そして慎重に検討していくと、その大きな一助になるのはもちろん議会議員の皆さんもありますし、そういうことでアンケートも無駄にはならないと、むしろ有効にはなるというふうには考えております。

以上です。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 ただいま財政について若干話をされました。無駄をなくしていくといったような趣旨だと思います。当町の財政について、若干ですが質問したいと思います。

当町の財政は、健全化に向いているのか、近隣と比べてですが、はたから見ても、学校給食についても無料化は早かったと思います。いち早く取り入れた町ではないでしょうか。また、学校の小中の教室のクーラーについても導入は終わっております。今では体育館まで、幅広く隅々まで行き届いた政策を見れば、財政は

苦しくないのだろうと、自分では思っておりますが、これだけ見て健全化とは言えないと思うのですが、率直なところをお聞きしたいと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 議員から率直なところというご質問でしたけれども、当町の財政は健全なのかという通告に対しまして、一応回答を用意させていただいておりますので、少々長くなりますが、お許しいただきたいと思っております。

まず、地方公共団体の財政の健全性を判断する数値といたしまして、国で4つの指標を定めてございます。4つの指標です。1つ目ですけれども、一般会計等に生じている赤字の大きさを自治体の財政規模に対する割合で表す実質赤字比率というものがございます。

2つ目に、公営企業などを含めました全ての会計に生じている赤字の大きさを自治体の財政規模に対して割合で表す連結実質赤字比率というものがございます。

3つ目ですけれども、地方公共団体の借入金、地方債の返済額、公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表す実質公債費比率というものがございます。

最後に、4つ目ですけれども、地方公共団体の借入金、地方債など現在抱えている負債の大きさ、これをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表す将来負担比率というものがございまして、それぞれに財政健全化計画の策定を国のほうでその割合を定めておりますが、板倉町、本町については、その割合を超えたことは一度もございません。

また、税金につきまして、町税ですね。税金につきましては、平成23年度以降では、令和2年度はちょっと除きますけれども、23年度以降の対前年比で比較しますと、いずれも増収ということになってございます。町税も順調に増えてきている状況、また財政調整基金、いわゆる基金への積立ても積み増しができている状況となっております。

逆に、借金、町債の残高、こちらはこの役場庁舎の建設終了後、順調に減少傾向にあるということでございます。

今後におきましては、やはり町内全体を見渡しますと、公共施設の老朽化等への対応、また近頃では燃料、電気価格の高騰等、いろいろなことに備えなければいけないために、楽観視はしておりません。楽観視はできない状況にはございますが、現在におきまして町の財政は健全であるというふうには考えてございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これも皆さん周知のとおりですが、夕張町の例を出すまでもないのですが、基本的にはそういった指標がある、大変心強い答弁だったかなと思っております。

また、これは別の話なのですが、久しく言われていますが、財政を潤すのにふるさと納税が大きく関わっていると聞いております。いろんな町や市で力を入れているともニュースや新聞でも報道されています。個人の会社ではないので、財政を黒字にするとは言いませんが、当町も考慮すべきかと思っておりますが、ふるさと納税に対して、当町ではどのようなことをしているのか、お伺いしたいと思います。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、まずふるさと納税の現状について先に説明をさせていただきたいと思



います。

ちょっと遡りますが、令和元年度からの数字を用意させていただきました。令和元年度、板倉町にあったふるさと納税額、いわゆる受入額ですけれども、1,330万9,000円でした。令和2年度、1,679万6,000円、令和3年度、1,657万6,000円、若干下がりました。昨年の実績ですけれども、令和4年度、1,907万3,000円ということで、またここでちょっと上がってきている状況でございます。

町へのふるさと納税の受け入れは、順調には、順調といえますか、やや増えてはきている状況でございますが、いわゆるニュース等で耳にするふるさと納税に力を入れている自治体につきましては、20億、30億というような数字からは、ちょっと板倉は低調ではないかなというふうには考えているところです。

これだけ全国にこのふるさと納税というニュースが流れますと、板倉の町民の皆様も大きな関心を持っていると考えられます。ついては、板倉町には町民の方はふるさと納税できない制度に今なっておりますので、町外の自治体に対してふるさと納税をするという町民の皆さんの関心は高まっているものとしたしまして、実際、数値を調べてみましたところ、板倉町へのふるさと納税の受入額に対して、板倉の町民の方がほかの自治体にふるさと納税をする額、こちらのほうが急増をしている状況です。現状ですと、実質の収支といえますか、その差額については、だんだんその黒字額が減ってきているという状況で、ふるさと納税について町が何の対策もしないというようなことになると、おそらく逆転現象が起きて、町の税金がどんどん減っていくというふうになることが懸念されます。そのためにも、今現在、商工会の皆さんとも連携をしながら、新たな返礼品の開拓、また返礼品の提供事業者の開拓を進めている状況でございます。

○小林武雄議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 自分で質問しておきながらですが、このふるさと納税というネーミングがあまり好きではないです。結局、ふるさとですから、ふるさとから出ていった東京にいる人が、自分の住んだ、生まれた町に納税をしようかなというのが最初の始まりかなと思っております。それが今では、どこが安いのか、あれがもうインターネットで出るのです。それについて殺到すると。それでこの間もNHKでやったのですが、古河の隣町の境町ですか、町独自のブランド品を作ることに力を入れています。境町は、自分の会社は古河にあるものですから、境町は従業員もいます。それで、板倉と見た目がほとんど変わらないです、田んぼで。渡し船か何か昔やったのですけれども、今はそれも廃船になってしまって、何ということはないのですけれども、なぜかブランド品が出てきたのです。これは、誰が考えたのかなと思うのですが、やはりその収益を上げるための手段かなと、やはり目のつけどころというのですか、考えさせられるかと思っております。先ほど課長の答弁でも、財政の健全化については、はっきりした指標があって、その指標を分かりやすく説明していただきました。ありがとうございます。

まだ若干、時間があるのですが、本日も長々と質問させていただきました。議員の一人として、これからもチェック機関として町の発展に尽くせればという思いですが、やはり先走ることなく、ルールを守ってやっているのかなと自問しながらですが、昨日の町長の挨拶にもありました。ルールを守ってやるようにということでありますので、これも当選をさせていただいた皆様の思いを重く感じながら、また皆様の思いを忘れずに、これからも質問していきたいと思っております。また、この先4年間、よろしく願いをいたします。

若干時間を残しておりますが、本日の質問を終わり……

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 まだ5分あるようですから、せっかくですから、ふるさと納税、我々ももちろん重大な関心を持って見ておりますし、また非常にもどかしさというか、端的に言えば、珍しいもので単価が高くて、どこにもあまりない特殊なものが我が町からというのは基本のふるさと納税が多く入っているところの特徴だと思っておりますし、制度そのものは不公平税制ということで、基本的には私は反対をしております。というのは、いわゆる片や日本の国としては税金が欲しくて、サービスをどんどんしなくてはならない現状において、収入が足りなくて国債やそういったいわゆる借金をどんどん増やしているのです。その借金は誰の借金かと言えば、我々の借金なのです。

ふるさと納税は不公平税制だと言った先ほどの論理の原点には、やはりお金持ちを優遇するという傾向があるということと、あとは持って生まれた育ち、例えば我が町みたいな町と、あとは例えば極端に言えば、郡内でいえば千代田町比較してみますと、千代田町にはサントリービールという会社が過去誘致をしてあって、おとしまでは板倉町のほうがビールで安く提供できていたのですよ。税額でいうと。でも二、三年ほど前からジョイフル本田が、いわゆるサントリービールから大きなロットでいわゆる納入をして売ることに対して、千代田町がジョイフル本田に特約をした中で、ふるさと納税の返礼品をサントリービールを載せていくということで、これがいわゆるジョイフル本田のサントリーからロットで納用量がおそらくワンロット日本一と、ですから板倉町で350の24缶入りを1万7,000円ぐらいではないかな、板倉町はね。

[「1万9,500円」と言う人あり]

○栗原 実町長 1万9,500円もするの、千代田が1万4,000円か5,000円ぐらい。

[「1万6,000円」と言う人あり]

○栗原 実町長 6,000円か、また上がっている、3,000円ぐらい差がついているのです。それは卸値の問題。館林市も板倉も明和も、千代田を除いては、千代田のサントリービールの会社の地元として共同で協力体制を取っているのですが、それでも千代田町だけは、いわゆるビールの卸は、いわゆるジョイフルが直接サントリーと契約し、そこへふるさと納税の返礼品として、ビールに関しては全国発送するというので、ほかの自治体は、邑楽、館林は酒販組合という代理店的なものを通してですから、もうその卸の時点で全然勝負にならないと、そういうことであります。

あるいは、ご承知のように、牛肉が松阪牛が有名はあそこ、山形牛が有名はあそこ、お魚でマグロの一番いいものが捕れるのがあそこ、あるいはマスカットの1万円のが送れるのがあそことか、特殊なもの等を扱える偶然が一致して、その納税によって恩恵を受けているということでもあります。

片や、先ほど言った我が町でもおそらくもうそろそろとんとんになるのであろうと、額は小さいのですが、板倉町に入ってくるふるさと納税額と板倉町から逃げていくふるさと納税、ほかでふるさと納税を求めるということをするという事は、板倉町に納税をしなくて済むということですから、その分だけ、自分が貧しくなるのだけれども、自分だけおいしいものを食べたいみたいな、そういう基本的に地方自治や日本の税制を根本から覆す可能性のある制度であるということで、これは全国で半分ぐらいの自治体もそういう意味では賛成しておりません。それらも含めて総務省では訴えが起こったり、いろいろしておりますが、問題があるということは認めながらも、現在はまだこのふるさと納税制度は継続中であります。

それはそれとして、制度がある以上、何としても、そういう意味での先進自治体に対して我が町と何が違うかということで、徹底的にここ3年間やらせておりますが、なかなかそういうわけで難しさを感じる状況にあるということは事実であります。

また、言い換えれば、税金の中からいわゆる仲を取り持つ、あれ何と言うのだっけ、今千代田町は11社使っていると言いましたけれども、うちの町の最初は3社、最近は6社まで広がっていますが、いろいろそういった仲介業者等々にもお金が流れる、あるいは自分の町からプラ・マイで出ていくお金も流れる。そして、最終的には、一定以上の納税ができない以下の所得の人はその資格がないわけですから、したがって優遇措置は、大きなお金を持っている人ほどたらふく、大きく納税を免れるということも含めて、これは菅総理が発案をしたそうですが、それをごり押しして強引につくったというような話ですが、基本的に私は賛成はしておりませんが、その中で最も身近な境町、先ほど話が出ました境町の橋本町長とも、私より年の若い、非常にやり手の町長であります。しょっちゅうお会いをして、いろいろそういった問題点を、私の町だけでなく茨城県の全町、群馬県の近隣も全てそういったことも含めて、何を特典で何を狙いとしてどういう発想でやるのかということも含め意見交換なんかもさせていただいております。

総じて、ふるさと納税について、最近は各町が小さい小売店並みの営業活動をしているということの流れの中で、ほんの一握りがびっくりするほど、ぬれ手に粟で、だって30億円、今年千代田町は35億円と言われております。うちの町は2,000万円、幾ら努力してもそれ以上のものはなかなか現状としては出ないということも含め、それには難しさを感じているところが実態でありますし、本当のところの心情であります。

○6番 森田義昭議員 時間になりますので、本日の質問を終わりたいと思います。本日も各課長丁寧な答弁ありがとうございました。

以上です。

○小林武雄議長 以上で森田義昭議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

10時から再開いたします。

休 憩 (午前 9時48分)

---

再 開 (午前10時00分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、須藤稔議員。

なお、質問の時間は60分です。

須藤議員。

[1番 須藤 稔議員登壇]

○1番 須藤 稔議員 議席番号1番、須藤です。不慣れなもので、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうぞご了承願います。

町のPRと観光について、板倉町の公衆トイレについてお尋ねをいたします。板倉町は、ビジタートイレが5か所あります。わたらせ自然館施設の中とふれあい公園朝日野トイレ、健康の郷季楽里のトイレ、中央

公民館東のさくらトイレ、東地区の通称ラムサール通りの海老瀬東信号機側にある緑道公衆便所、通称ひばりトイレであります。名前はすばらしいですが、汚れがひどいときもあります。壁周りや天井にクモの巣も絡んでいるときもあるようです。

駅から降りて、レンタルサイクリングで遊水池に訪れる方や観光客の訪れる利用の多いトイレでもありません。活気ある板倉町の観光振興、増進の観点から、これでは板倉のマイナスイメージが非常に多く出てしまいます。板倉に訪れた方が再度来たくするような環境をつくらなければ、訪れる方も減少してしまいます。人口減少が見込まれる中、町の活力やにぎわいを取り戻すために、観光を端緒とした交流人口の拡大を図る必要が求められるのではないのでしょうか。

どんなに優れた観光地でも、入ったトイレの雰囲気が悪くなければ、全体の印象が悪くなってしまいます。スーパーやコンビニでもトイレがきれいなところは集客も売上げも望めます。家庭でも、最近ではトイレの改修がかなり進んでおります。近年、各地で改造を加えた公衆トイレは、ウォシュレットつきがほとんどであります。ビジタートイレは、管理の変更も柔軟に対応できるのではないのでしょうか。日本一きれいな公衆トイレを目指して、板倉町の観光を成功させたいものです。

これから申し上げる4点についてお伺いをいたします。公衆トイレの1か月当たりの清掃の回数はいくらか。また、どこの公衆トイレも同じ回数で清掃を行っているのか。1年間の公衆トイレの清掃の予算はいくらかあるのか。公衆トイレをウォシュレット様式に変える計画はあるのですか。

以上の4点ですが、よろしくお伺いをいたします。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 先ほどの質問に答えさせていただきます。

まず初めに、トイレの清掃回数ということですが、現在ビジタートイレ的な公衆トイレは町内5か所ございます。その中で、私、都市建設課なのですが、都市建設課で管轄しているものは3トイレ、ふれあい公園、緑道の公衆トイレ、さくらの公衆トイレ、あと季楽里につきましては産業振興課、自然館につきましては教育委員会で管轄しているのですが、それぞれ都市建設課管轄のトイレにつきましては、緑道公園とさくらトイレにつきましては2日に1遍、早朝の1時間程度を随時行っております。ふれあい公園につきましては、これは毎日1時間程度、午前中に行っております。自然館につきましては、おそらく施設のトイレですので毎日やっているのかなとは考えております。季楽里の公衆トイレにつきましては、多少スパンが長くて1週間に1回程度と聞いております。

それと次に、トイレの清掃に関する予算等のことですが、先ほど言ったように全部、3か所、5か所の中でそれぞれの管理下に置かれておるものですから、トータル的な予算というのは把握はしておりません。ただ、道路ですとかと公園脇にある公衆トイレにつきましては、維持管理の中で一切のことを取り組んでおりますので、予算は特化してこれというのは計上していませんが、その中で計上しているのですが、今ちょっと維持管理費の予算も手元にはないものですから、後でご報告させていただければと思います。

それとあと、先ほど言われましたウォシュレット等の改修の意思があるのかということですが、現在のところ公衆トイレにつきましてはウォシュレット化の検討は町の中ではございませんので、直近で移行するという考えはございません。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 先ほど2日に1回ぐらい清掃しているということであれば、クモの巣などはほとんどないのではないかと思います。それはどのような形で清掃をお願いしているのか、もし分かりましたらお願いをいたします。

○小林武雄議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 清掃の基本としましては、便器周り、水道の清掃、それとあと床の清掃を主にお願いしている状況です。これにつきましては、私ども都市建設課としてはシルバー人材センターのほうにお願いしてやっているとございます。

ご指摘のあったクモの巣があるというのを議員さんのほうが気づかれたとすれば、大変申し訳ないことでありますので、今後その辺も注意して壁周りですとか外周りも今まで以上に注意して清掃していただくように心がけたいと思います。

以上です。

○1番 須藤 稔議員 いずれにしても、板倉町をある程度活性化させるのには、やはりそういう身近なところからきれいにしない限りは、幾ら板倉町に観光客を呼ぼうと、最後は入っていくトイレが汚かったら、もう板倉町には、もうこんな状態ではあまり来られないなというふうな感じを受けます。ぜひともこのトイレの感じが、ウォシュレットもいろいろとこれから考えていってもらいたいように私は思います。ウォシュレットのトイレの件についてはこれで終わります。

続きまして、わたらせ自然館のレンタルの自転車についてお尋ねをいたします。東洋大前駅を下車して、レンタル自転車で3県境、谷中湖、そして谷中村の史跡、ウォッチングタワー、雷電神社、高鳥天満宮、水郷公園、谷田川めぐりと、両端で桜並木、絶好のサイクリングコースがあります。コロナが5類になり、最近、県内の各地のレンタルサイクリングの利用数は伸びていると思います。また、最近、太田では、観光客向けレンタルサイクルは、週末にかけて貸出しが出てきて、非常に増えているという報道もありました。5月20日には、渡良瀬遊水地ポタリング教室も行われました。

板倉町には、観光サポートクラブによるガイドサービスがあります。これから申し上げる3点についてお伺いをいたします。

利用者が実際にサイクリングされる主なルートの記録がありましたらお聞きいたします。

観光サポートのクラブの方が案内した場所や人数、また月、日にちの記録がありましたら、お伺いいたします。

年間のレンタルリースの月別利用回数はどのくらいあるのか、お伺いします。

以上、3点をお願いいたします。

○小林武雄議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 先ほどの3点のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、利用者のルートの記録につきましては、板倉のレンタサイクルを利用して、主な方につつまし

ては、やはり遊水池のほうを回っている方が多いと聞いております。

渡良瀬遊水地のレンタサイクルのネットワークを一応谷中湖の子ども広場と藤岡遊水池会館、それと北川辺スポーツ遊学館、道の駅です。それと、わたらせ自然館の4か所で、借りた自転車をその場所をぐるぐる、ぐるぐる回って、そこで相互乗り入れというのが可能となっております。レンタサイクルで回る渡良瀬遊水地や3県境など、近隣の自治体と共有する資源観光を広域で連携した観光ネットワークを展開しているということでやっております。

要は板倉のレンタサイクルから、遊水池の例えば子供広場まで行って、自転車を置いて次のところに行くとか、そういった乗り換えというのを可能にしているというような状況になっております。もちろん渡良瀬以外についても、観光マップに載っているいろんな雷電様とか、そういったところを回っているお客さんもいると思うのですが、細かいところのルートの記録というのは、記録はしていない状況でございます。

あと、レンタルサイクルの月別の利用回数なのですが、令和4年度でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○橋本貴弘産業振興課長 4月に87件、5月に117件、6月50件、7月19件、8月31件、9月117件、10月89件、11月99件、12月55件、1月67件、2月127件、3月74件で、合計いたしまして932という数字になっております。参考までに令和3年度につきましては、総合で560件、令和2年度については620件という数字になっております。若干コロナが開けてきた部分で、レンタサイクルの利用が増えてきているのかなというふうには感じております。

それと、サポータークラブの方につきましては、ボランティアということで渡良瀬遊水地ガイドとか、町内の観光名所に対して、いろいろアドバイスをしてもらっている状況なのですが、現在10名ちょっとの人数でやっていたという状況でございます。その観光サポータークラブの日付とか、そういう実施した内容につきましては、総会の後とかにデータは町のほうに上がってきているのですが、今ここに手元にございませんで、細かい部分については答えられないのですが、申し訳ございません。よろしくをお願いします。

○小林武雄議長 須藤議員に申し上げます。通告どおりの質問でお願いいたします。

それと、一問一答方式で、まとめて質問しないで一問一答でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番 須藤 稔議員 分かりました。そうしますと、サポータークラブの方に聞きますと、いろいろと先ほどお話が出ました、いろいろとこのデータをしっかりと上げているという話を聞きました。ですから、そのデータに基づいて、いろいろとこれからこの観光に対して検討をしていければというふうに思ひます。

このデータが約900人、要するに年間の利用台数が900台か、そうすると900人以上の方が、あそこのトイレのところを通過しているという形があるわけです。いずれにしても、そういう形で渡良瀬遊水地ということは、そうするとやはりそういうメインのところのほうは、なるべくそういうトイレなどもしっかりとやらないと、こういう形でイメージが悪くなってしまう形がありますから、その辺をこれからご検討をお願いいたします。

レンタルサイクリングについては、これで終了いたします。

続きまして、アウトドア、またキャンプについてお願ひをいたします。最近アウトドアブーム、調査会社によりますと、キャンプに興味がありますとか、10代から60代に調査をしたところ、とてもある、まあま

ああると答えた方が、6割の人がキャンプに行ってみたいと考えているとのこと。春から夏にかけて、新緑な水郷公園は、ミニキャンプ場にふさわしい場所と、また揚舟に乗船した方は、板倉には自然豊かなところがたくさんあると言っております。そして、首都圏から近いのに恵まれています。もっと観光発信に工夫を重ねたらと訪れた方はお話をしております。

いろいろな小学生なども地元で行えるミニ林間学校、そして社会教育を兼ねた一環として、課題に挙げてみたらどうかと。いろいろな体験をして育った子供たちに、板倉の将来を託したいものです。これからも人口減少が進んでいますが、少しでも板倉を訪れる方を増やすために、工夫を凝らした水郷公園の整備の考えあるのか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 水郷公園をアウトドアのキャンプ場みたいな形で利用したらよいかというような質問なのですけれども、それに対してお答えしたいと思います。

水郷公園自体がフィッシングパークとして平成22年に東毛広域圏より移管されて、基本的には釣り場で行っているというような状況でありますし、もしキャンプをやるとすれば、池の周りに転落防止柵とかも今設置はしてございませんし、キャンプをやる炊事場等もありません。しかも、トイレも、先ほど須藤議員さんが言ったように、きれいなトイレではないです。揚舟で利用しているのは簡易のトイレでございますし、そういった状況であるので、安全性や快適性とかの観点から考えると、水郷公園自体はキャンプするには適する場所ではないと事務局では考えております。

以上です。

河川区域なのでそういったものは、もうそもそも難しいということでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 我々の考えとやはり行政の考え、かなり隔たりがあるなというふうに思います。

それをあんまりぎゅうぎゅうやっていたら、板倉町にはどこもいろいろと行える場所はないのではないかと、やはりそこら辺のところは、ある程度、ここだったら安全だなという形を見られたら、そこら辺で実施というのはどうでしょうか。

○小林武雄議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 お答えします。

現在、バーベキューのできる施設といいますと、南地区の天神公園内にあるところでございます。そこについては洗い場とか炉とか装備されたバーベキューの広場という形でやっております。この天神池公園につきましても、令和4年度の実績を確認させていただいて、90名の方が利用されておりますので、そこを拠点として、今後さらに利用していただけるように、周知を図っていければなというふうに思っております。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 そうしますと、水郷公園はほとんどいろいろなことが無理だということになります。ということは、もう釣りのほうしかもう水郷公園は利用できないという形になっておる形ですか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど河川区域という話がこちらでさせていただきましたが、我々がぜひあれがやりたいこれがやりたいと言っても、いわゆる県の河川の区域の縛りがございまして、そういった問題、だから町民が簡単に言っても、やはり国の法律に縛られているものというのは、そんな簡単に分かったよと言ってはくれないという現状が一つあるということを申し上げているわけであります。

また、水郷公園そのものが、板倉町にあれ単独で造ったわけでもありません。管理そのものをここ15年、20年近くたつか、東毛広域圏ということで、合併以前に、太田市のさらに向こうの尾島町、境町から含めてこちら藪塚まで、全ての町村が共同で出し合って購入した土地として、いわゆる水郷という結果的には名前がつきましたが、フィッシング的な、いわゆる釣りのスポーツを中心にしたということで、使用目的がそれで強く縛られているわけではありませんが、そういった目的で出発をいたしておりますので、その後、いろいろあの場所にはもちろん子供広場とか幾つかあったのですが、やはり危険が伴うとかいろんな問題もあまして、どちらかという、水車なんかあったのも須藤議員記憶されていると思うけれども、あれらも別に水が流れている水車ではなくて、電気で回すだけの水車で作ったようです。だけれども、河川区域なのでその当時は電気を引くことがまずくて、だから飾りのだけの水車で、私もその当時、行政というのは無駄なことをやるななんて思った一人ですが、そういう意味で、ここ最近、例えば荒井英世議員などからも水郷公園をもう少し、せっかくの場所だから、誘客あるいは観光、集客、観光、いろんな場所として使えないかというような提言もずっと長くございます。それらを含めて、町担当も含めて、でき得ればそういう方向へ、せっかくの、大きく幾つもある財産ではない、僅か、板倉町でも平地観光として、多少カウントできる場所とすれば、そんなに幾つもないわけです。その中の一つですから、できるだけ観光化したいということで、真剣に、ある意味ではまた慎重に検討を加えているのですが、いわゆる河川区域というのはなかなか、まず例えば盛土一つできないから、こちら同じだけの穴を掘ったら、その道路をこちらへ移すだけは認めるとか、それがどういうふうに、1年1年変わってくるかも分かりませんが、ですからついこの間、ご承知のことだと思いますが、ビルダー橋、飯野橋というビルダーのこういった橋がかかっていますが、その左側を、原野状態になっていたのを、県の河川課がきれいにしていただいたということでありますが、それとて県の中の河川課と、環境保全課みたいなものがぶつかり合って、その間に町が入ってしまって、町はそんなに詳しく考えていなかったというか、県がやることであるから、それはそれでいいのだろうというふうに見ていましたら、ちょうど水郷という形の流れの中で、関東の文化的景観に指定されている区域なので、なぜ無断で切ったのかと、町が切ったわけではないのだよと、県が切ったのだよというようなことで、県と県の中でも、いわゆる縦割りの中での問題点なんかもちょっと現れたようでしたが、今現在そこで、きれいに、それは河川法にのっとって、この場所はやはり水の流れ、あるいは大きな水が出たときに、流れを阻害するというところで、その護岸を含めて立木を伐採したわけですが、県の土木課が、でもそれはまた逆に言うと、重要文化的景観を形成する県のそういった教育委員会で、あるいは環境では、これは相談してもらわなくては困るみたいな、上のほうでやっているわけですから、それらを含めて、切っちゃった跡地は、取りあえず町で使わせてもらうということで、今年も試みですが、いわゆる環境的なものも含め、集客の可能な観光、環境も含め観光を一つの目的として、今試験的にヒマワリをまいておりまして、約1町ですか、ですが、ヒマワリ、あるいはその後コスモスをまく予定ですが、ちょうど水郷公園の釣りということと、あるいは一定の期間、



揚舟ということで、釣りとは違う客層も来る。それにもう少し花とかいろんなものを組み合わせて、少しでも期間を長く、内容を豊かに、そして珍しさも加わったものでということで、ヒマワリあるいはコスモスは特別珍しくはないですが、あの地域来ると、その3つの要素がもしかしたら見られるみたいなことも含め、ということで試験的に、今野木町さんのヒマワリ畑を参考にして、指導者をちょっとこちらでお世話になりながらまいてみたのですが、今、このぐらいになっているのですが、二、三日前に水が乗ってしまって、多分ヒマワリも駄目だろうというような、当然低いところですから、それらも予測をして、10年、20年前から、いわゆる花とかいろんなものを組み合わせるには、河川敷だとちょっと増えると水が乗る、水が乗った場合に耐水性というか、そういうものに強いものでなければならないとか、非常に難しさもありまして、でもいつも難しさでそこでストップしているのではなく、取りあえず1年無駄になってもいいからやってみろということで、今年計画をして生えて育ち始めて、既に二、三十万円かけているのですけれども、それももしかすると、花も見ずに終わってしまうのか。その後、7月の末あたりにコスモスをまいて、9月の末あたりから10月にかけて、俗に言う昔のコスモス畑と同じような時期にという計画もしているのですが、これも台風シーズンですし、ですからもう水郷という名のつくところはほとんど政策的にそういう、ほかの町であれやっているからやってみたら、これやっているからやってみたらということで言われても、一応行政も真剣に検討していて、なかなか新しい部門に手が出せないという、手をつけられないという難しさにぶつかっておりまして、それを少しでも打破しようとして努力はしているというのが現状であります。

したがって、須藤議員の言うことももちろん十分分かりますし、これからの政策の上にヒントとはなるわけですが、ただ一つ一つぽつと言われて、そんな簡単な、簡単にできるのならもうとっくにやっているということでは、ということも含めて検討する材料にはさせていただくということで、今のところの返事はそこまでかなという感じがいたします。よろしく申し上げます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 今までいろんな話を聞いてみますと、水郷公園に本当にいろいろやるのはかなり無理だというふうに自分では受け止めました。

それでしたら、もう水郷公園は本当の釣り場として、もうお金をかけずに、ほかのほうにかけたほうが本当がいいのではないかと、コスモスあれなり、また水が来る、何が来る、そういう心配事があるのだったら、水郷公園はもう釣り場で、もう逆にそれをもっと広める、そういういろんな発想を、やはり自分がここで質問してみて、いろいろと初めて分かりました。実際、本当にもう無理なような状況でしたら、もう予算はかけないと、本当に。そして、違う方面にかけて、そしてもう水郷なら水郷、釣り場が今物すごい人気です、あそこは、見事にある。だったら、逆に、もっと釣り場を増やして、もっと集客を呼んで、板倉に、もっとそんな形をやるという方法はどうでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ですから、今まで観光と言われても、あるいはにぎわいと言われても、なかなか無理だということで、まさに釣り場を中心に今日まで、今ほとんどあそこに関しては、釣りに関する美的景観を保つとか、釣りに関するですよ。だから、ただ今年、再三再四言われるものですから、たまたまそういった空き地もできたものですから、ここを空かせておいても草がまたぼうぼうになってしまうわけですから、それ

をまいて見ているということだけで、今現状、現在までのこの10年間の動きというのは、須藤議員が言ったように、いわゆる釣り場を重点的に対応していると。そのほかにほとんどあそこに関してはお金は使われていない。ほかを、例えばお花の名所とか、よく北地区の田んぼに50ヘクタールのコスモス畑を作った過去がありましたよね。それには廃止をした理由があるのです。農家の皆さんがコスモスを作ったほうがもうかるというときと、コスモスを作っていたのではもうからないから、もっと町に銭を負担せよというときと両方ありまして、やむを得ず一定以上の負担はできないということから、全国からもう今でもお話が来ますけれども、まだコスモスはやっているのですかなんて、でも一定以上、10万円も20万円も50ヘクタールもお金をつぎ込むというのは、町民の皆さんの税金ですから、それは一部の人がどうやれあやれ含めて、始めた人がそれでやめたのだ、始めた人、私がやめたのではない。ということも含め、物事には必ず出発と、あるいは閉じるための理由もありますし、そういう意味では、花をほかに、例えば花的なものを、お金は用意しても、ではどこに例えばできるかという、車の駐車場がそこそこあって、花見が来たときに混雑がある。相当農協関係から農家の人たちには苦情もあったのです。とか、あるいはトイレをどういうふうに、先ほど言った設置するかとか、総合的に警察の交通の許可をどういうふうにするかとか、板倉町でもそんな簡単に、例えばでは50ヘクタールに対して、30でも20でもいいからほかに計画すればいいではないかという声も今まで多々ありました。それを、例えば一つ計画したのは、今の農協の流通センターの東側、西小の裏側です。でも、ここは地主の農家の皆さんの協力を得て、種をまくことはでき、花は見事に咲きましたが、あそこへ見学者を、広報をして、見学者を寄せたら、まさに、今は農協が合併をしましたからですが、出荷時間に車がぞろぞろ来ていたらどうしようもないとか、いろんな諸問題がありまして、場所と花は咲いたのですが、あえて報道は控えたとか、非常に難しさもあるということをご理解をいただきたいと思います。

水郷に関しては、今のところ揚舟あるいは釣りの関係について、漁業組合にお任せをして、その管理維持費用等々を含めたもの以外は、基本的には大きなお金は使っていないという感じはいたします。

以上。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 いろいろこの水郷公園については分かりました。

それでは、通告にはないのですが、関連なのでちょっとお聞きいたします。板倉町広報、2023年の4月号の中で、令和5年度新規事業……

○小林武雄議長 須藤議員に申し上げます。通告にないことについては質問できないので、よろしくお願いいたします。

○1番 須藤 稔議員 ちょっと関連がありますので、ちょっとお願いをできるでしょうか。

観光推進の事業に対して予算額100万円というふうに、これがありますが、この町をPRするための観光事業を実施しますということであります。この100万円の予算の具体的な用途をお願いします。

○小林武雄議長 大丈夫ですか。

橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、先ほどの質問にお答えしたいと思います。

令和5年度の100万円の観光振興の事業の中の予算の配分なのですけれども、1つは、観光のバスツアー

ということで、もう既に実施しておりますけれども、5月3日に実施したバスツアーに対するバス代ということで50万円、それと残りの50万円につきましては、先ほど町長が申しました谷田川沿いの花を植える経費という形で50万円という、その予算の合計が100万円ということになります。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 分かりました。通告ないので、失礼いたしました。

○小林武雄議長 よろしく願いいたします。

○1番 須藤 稔議員 続きまして、工業団地についてお伺いをいたします。

板倉町総合計画、令和2年から9年の中で、産業振興、活気ある産業で活気あふれる町、新規産業用地の整備、板倉ニュータウンの産業用地における残区間は全てにおいて引き合いが来ていることや、用地を求めている各企業の間合せも多数あることから、用地の整備がこれから必要になってくると思います。選定や整備計画の策定など、新たな産業用地の整備に向けた計画はあるのか。また、規模的にはどのくらいのことを考えているのか、お聞きをいたします。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、ご質問の新たな工業団地の整備ということでお答えをさせていただきたいと思います。

新たな工業団地の整備に関しましては、板倉町総合計画の中では、商工業の振興におきまして、用地の選定や整備計画の策定など、新たな産業用地の整備に向けた検討を進めているというところ、現状はそういうことでございます。新たな工業団地の整備に関しましては、これまでも何回かご質問をいただいております。これからの回答はそのときと同様の回答になってしまいますけれども、新規産業用地の整備に関しましては、町内一団の土地の確保が必要になってきます。そのことから、必然的に、いわゆる町の中の市街化区域ではなくて、市街化調整区域において候補地を検討することとなりますが、本町の現状では、市街化区域の大部分がいわゆる農業振興地域の農用地区域、いわゆる青地と呼ばれている農用地区域に指定されていることから、農振の除外の可能性、またその後の開発許可の可能性等々、これは町だけではなくて群馬県とも連携をしながら進めることとなります。

なお、現状では、板倉ニュータウン内、ニュータウンの駅西口の南側、こちらが商業業務用地というふうになってございます。駅前の1等地には1.4ヘクタール、その南側にはまだ4ヘクタールもの用地がまだ契約ができていない状況でございますので、現状ではその誘致を最優先で取り組んでいる状況でございます。

新規、新たな産業用地の候補地の選定に関しましては、群馬県とも連携をしながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 青地ではどうにもならないと、いろんな形でやっておりますが、明和だとか館林、見事なぐらい本当に行っております。今、館林の館林北部第四区工業団地の造成、これも今始めますが、これは令和28年度に完成予定だったのが、それが急に繰り上げて、来年の24年には完成をするというようなお話も聞いております。

そして、大島の今度造成ですか、工業団地、それも農業の要するに土地区画整理事業と一緒に絡めた工業団地を考えているような話も聞いております。いろんな形で、館林だとか何かというのは、いろいろ本当にやっておるのです。板倉には全く青地だから駄目だ、何だから駄目だというのではなく、もう少し前向きな姿勢で県との交渉、そしてやっていければという形でおります。

何もないと、本当に、これから板倉は何があるのだろうというふうに考えます。これからぜひともそういう形で取り組んでもらいたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、最後になりますが、イノシシの捕獲についてお尋ねをいたします。4月の中頃、第12区の海老瀬742番地と7381番地の周辺でイノシシと思われる被害がありました。地権者が気づき、役場に連絡をしたところ、捕獲用の缶を貸してほしいと連絡をしたところ、犬用のおりを持参され、地権者はもっと大きなサイズのおりをお願いしたが、板倉町にはこれしかないということのことでした。

今回は、荒れ地と竹山の被害です。いつ民家や登下校児童に危険が及ぶかもしれません。イノシシは繁殖が非常に多いし、成長も早いようです。捕獲用のおりの調達は、私なりにいろいろと調べてみました。おりを設置するにも、やはりこれ免許が必要と、そしてこの必要というものは、診断書、試験の手数料、テキスト代、講習会費、合格後にもかかる費用は、狩猟者登録手数料、狩猟税、猟友会会費というのですか、がありますが、暫定で五、六万円ぐらいかかるようであります。

実際に狩猟を行うとなると、自治体のほうへ狩猟者登録、そして狩猟税の納付が必要とありました。また、狩猟者登録をするには、3,000万円以上の賠償能力があることを証明する必要があるということでもあります。共済や賠償保険に入るのはほとんど、ほぼ必要かと思えます。

渡良瀬遊水地には、数多くのイノシシが目撃されております。これからも農地を荒らしたり、いつ住宅地に現れるかもしれません。イノシシ等の大型動物の捕獲等の対策を町の対応はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○小林武雄議長 橋本産業振興課長。

[橋本貴弘産業振興課長登壇]

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、イノシシの捕獲の町の対応についてお答えしたいと思います。

イノシシなどの大型動物の捕獲など町の対応についてなのですが、現在、栃木県を中心に、茨城県、埼玉県及び群馬県の4県で渡良瀬遊水地連携捕獲協議会というものを令和4年4月に設立しまして、渡良瀬遊水地内での調査及び捕獲活動を実際しております。その協議会にて、昨年度中、渡良瀬遊水地内でイノシシを20頭捕獲したというような報告は受けております。それと、近隣の栃木市、小山市、野木町の対応については、猟友会に委託をしまして、箱わな及びくくりわなによる捕獲を実施しているそうでございます。町としましても猟友会という協議会がございますので、猟友会と連携しまして対策のほうを進めていきたいと考えております。

先ほど最初に、議員さんからも言われたとおり、イノシシの足跡の目撃があったということで、町役場のほうに連絡がありまして、本当に連絡をもらった後に現地を確認させていただいて、そこでそのイノシシの足跡の写真を撮りました。それを県の鳥獣被害対策支援センターのほうに写真のデータを見せたところ、やはりイノシシですねという回答をもらいまして、本当に町が持っている小さい箱わなのおりを仮に設置はさせてもらったのですが、当然イノシシの大きさとは全くサイズが違いますので、箱は設置しているの

ですけれども、アライグマが入ったりとか、そういったものはそこに置いておいたときには捕獲はできたのですけれども、イノシシについては全くそれは効果はなかったということでございます。

近隣の館林とかにも一応そういうイノシシの捕獲箱があるとかという話が聞こえてきましたので、今、担当のほうでは館林とかに借りられることができるのかとか、あとは県のほうにイノシシのおりを買うとしたらどのくらいかかるのかとか、そういったものは今検討しているところでございます。

やはりイノシシのおりというのは、入り口が大体1メートルぐらいで、高さが1メートルぐらいで、長さが2メートルぐらいのおりぐらいの面積というか、分かりやすく言うと、自動販売機4分の3ぐらいの大きさぐらいを横にしたような感じぐらいのおりなので、結構大きい部分がありますので、そのおりをどこに設置するかというのも農家の人といろいろ協議しなくてはいけない部分があるのですけれども、一応町としてはそういった対応をしていきたいというふうを考えておりますし、もし本当にイノシシを目撃した情報があった場合については、板倉のお知らせメールとかで住民にお知らせをしたりとか、既にもう警察とかにも連絡をしております、何かあった場合には対応してくださいという連絡は一応してある状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 須藤議員。

○1番 須藤 稔議員 館林にそういうおりがあるとかと、本当に近いところであれば、もし借りられればそれを借りてくるとか、私もそのおりがどのくらいするのかとちょっと調べてみましたら、大体おおよそ折り畳み式で二、三十万円で一式そろえるという形は、このネット上で出ております。いろんな形でそういう形でしたら、板倉町も、ただおりを仕掛けるのにやはりその資格を持っている人でないと駄目になるわけですから、ですから館林の方におりを借りても、資格がなかったら板倉でそれはおりは設置できないという形、そのような形で、これからかなりイノシシが繁殖して被害が出る前に、そういう対策をぜひとも町の行政でお願いをいたします。

いろいろな形で私も質問をいたしました、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で須藤稔議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時48分)

---

再 開 (午前11時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、亀井伝吉議員。

なお、質問時間は45分です。

亀井議員。

[7番 亀井伝吉議員登壇]

○7番 亀井伝吉議員 お世話になります。7番、亀井です。通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、選挙の不在者投票について質問させていただきます。病院へ入院されたり、住民票を地元

残したまま単身赴任や進学などで遠く町外へ転居している方や、町内に居住していても身体の重い障害などにより投票日当日に投票できなかったり、また期日前投票もできない方のための不在者投票と認識しておりますが、過去4年間の不在者投票数が分かりましたらお願いいたします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

過去4年間に執行された選挙の不在者投票者数ということでございます。まず、平成31年4月の県議選におきましては27人、同じ月に行われました町議選におきましては16人、令和元年7月に行われました参議院議員選挙及び群馬県知事選挙では22人、令和3年10月に執行されました衆議院議員選挙では16人、昨年7月に執行されました参議院議員選挙では29人、今年執行されました県議選では7人、町議選では3人となっております。

選挙の種類によりまして、やはり告示日から投票日までの期間が長い国政選挙のほうが利用される方が多いというような傾向にあるかと思えます。

以上です。

○7番 亀井伝吉議員 ありがとうございます。今言われたとおり、選挙の種類によって数が違う。分かりました。

○小林武雄議長 亀井議員に申し上げます。発言を許可してからしてください。お願いします。

亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 議長、すみません。

今言われたとおり、選挙の種類によって投票数が違うと思えます。この不在者投票用紙の請求がいろいろと難しいというか、時間がかかるというのがありますので、どのような手順で申し込んでおるのか、説明いただけたらお願いいたします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

ご質問の不在者投票用紙の請求手続でございますが、不在者投票用紙の請求につきましては、仕事や入院等により他の市区町村に滞在していることが前提となるため、請求者から不在者投票宣誓書兼請求書という書類がございます。こちらを町選挙管理委員会へ提出していただきまして、町選挙管理委員会は、その請求に基づきまして、投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書等を請求者に郵送をすることとしております。

なお、この不在者投票宣誓書兼請求書につきましては、町のホームページよりダウンロードしてご利用いただくか、電話等で町の選管に請求をしていただきまして、町選管から請求者のほうへ郵送するというような手続で行っております。

以上でございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ただいまご説明いただいた申請手続なのですけれども、投票用紙を請求するのに必要事項を記入し、不在者投票宣誓書兼請求書を郵送したりと、時間がかかったりします。ホームページから

も申請できるということですが、そこをマイナンバーカード、皆さんがお持ちだと思います。このマイナンバーカードを使った電子申請というのをすれば、不在者投票を希望される方の手間もかからなくなります。また、投票率の向上にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

マイナンバーカードを使った電子申請というご質問でございます。不在者投票の投票用紙のオンライン請求の受付につきましては、令和2年12月に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の一つとして、衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙の請求が掲げられております。これにより、令和3年4月にマイナンバーカードを利用したマイナポータルでの電子申請サービスが利用可能になったという旨の総務省及び内閣からの通知を受けております。

本町におきましては、通知を受けた令和3年4月の時点でのマイナンバーカードの交付率が約21%であったという、交付率が低かったということから、この導入には至らなかったという経緯でございます。

令和5年4月の時点でのマイナンバーカードの交付率は、約65%となっていますので、選挙人の利便性向上の観点から、この活用の電子申請導入を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 ホームページからもできるということでもありますけれども、パソコンとか持っていかなくてはならないこともありますので、またほとんどの方が携帯というか、持っていると思いますので、そちらのほうが申請が手間がかからないということがありますので、なるべくこのマイナンバーカードを使った電子申請というのを進めていただきたいと思うのですけれども、ナンバーカードの取得率が65%とは言っています。また、9月まで、ポイントですか、それも付与されるということで、申請する方がもっと増えると思いますので、その辺強気に進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

マイナンバーカードを使った電子申請の導入でございますが、こちらにつきましては、直近では、来月7月に予定されております知事選がございますが、こちらにつきましてはまだ導入にはちょっと時間的な問題がありまして、難しいというふうには考えてございます。

その次の予定されている選挙となりますと、来年秋に予定されております板倉町長選挙でございます。またその前に、衆議院の総選挙等もまだ未定でございますが、実施される可能性があるかと思っておりますが、知事選の次の選挙には導入をできればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 お互いに手もかからずに投票率も上がるという、そういう仕組みができると思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。書かない窓口について質問させていただきます。まず、各課におけます各種

証明書の発行数や届出数はどのようになっていますか。よろしくお願いいたします。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答え申し上げたいと思います。

令和4年度の実績になりますけれども、最初に証明書関係発行件数になります。主なものということで住民環境課関係、それと税務課関係につきまして申し上げたいと思います。住民環境課関係におきましては、戸籍や除票など抄謄本関係が4,453件でございます。次に、住民票が4,814件ございました。次に、印鑑証明が3,531件となっておりまして、その他の証明と合わせますと、合計で1万3,899件発行してございます。こちらが住民環境課関係になります。

次に、税務課関係になりますけれども、評価証明など、まず資産税関係の発行件数でございますけれども、752件ございました。次に、住民税関係になりますけれども、主なものとしますと所得課税証明書というものがございまして、それらの発行件数が1,320件ございました。次に、収税係がございまして、そちらは納税証明が主なものということになっておりまして、そちらが450件ございました。税関係合わせますと2,522件発行しております。

今申し上げましたのが証明書関係になりまして、次に届出関係がございまして、まず、届出関係も戸籍関係、住民異動関係ありますけれども、戸籍の届出件数につきましては、まず出生、こちらが68件、令和4年度実績になります。死亡のほうは253件、婚姻が131件でございます。それと、離婚が43件でございます。また、これもその他の届出と合わせまして、合計をいたしますと636件の届出がございました。これが戸籍関係の届出数ということになります。636件です。

また、住民異動の届出ということで、こちらも主なものだけ申し上げさせていただきますと、転入のほうは538件、転出が533件でございます。転居が120件ございました。

以上でございます。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 物すごい数というか、2万ぐらいな数だと思います。今までの窓口業務ですと、いろんな課題があったのですが、いろんな種類の記入用紙があったり、また記入方法が分からなかったり、それと住所、氏名を何回も書いたり、住民と職員両方の手間も結構かかっていたと思います。

そこで、デジタル庁が進める書かないワンストップ窓口というのがあると思うのですが、この概要がもし分かりましたらお願いいたします。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 書かないワンストップ窓口ということでお答え申し上げたいと思います。

まず、こちらの制度概要につきましては、先ほど申し上げました住民票などの各種証明書の請求や、住民異動の際に、来庁者は申請書や届けを書くことなく、窓口担当職員が住所でありますとか、あと氏名、生年月日などの情報を聞き取り、タブレットなどに入力する方法、またはマイナンバーカードや免許証などをスキャンする方法などによりまして、来庁者の代わりに申請書を作成をいたします。来庁者は、こちらのほうで作成をいたしました申請書の内容を確認、署名するだけで、複数の手続をまとめて行うことができるとい



うようなものが制度の概要となっております。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 最近、デジタル技術が進展しております。窓口業務の利便性向上に期待されると思います。当町において、先ほど説明がありましたとおり、物すごく簡単なようですので、この書かないワンストップ窓口について積極的に推進していく計画がありますかどうか、お伺いいたします。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えを申し上げたいと思います。

まず、この書かない窓口の関係で、そういうデジタル化というような中で、メリットでございますけれども、ちょっと繰り返しになる部分もありますけれども、来庁者にとりましては必要な書類ごとに申請書を記入する手間が省けるということで、大変便利になると思われまます。

また、町の窓口業務におきまして、本人が書かないということもありますので、記入漏れなどの対応に要する時間がなくなるとか、あとは受付しました申請書を一括で管理ができるというようなことでもありまして、いわゆるワンストップサービスというようなものの円滑化につながるというように考えております。

ただ、そういったメリットがある一方で、デメリットも若干考えられるということで、こういった全ての窓口を書かない窓口方式にしてしまうと、職員が1対1で対応するというような場面も増えてくるということになりますので、逆に待ち時間が増えてしまうということもあり得るというようなこと、それとシステム導入費用、それとランニングコストというものもかかってまいります。

それと、対応に係る組織の体制であったりというようなことが課題になってまいります。そういったこともございますので、この行政サービスデジタル化につきましては、全庁的な取組になるということもございまして、町全体における事務事業の優先順位も考慮しながら、先進事例参考にしながら、情報担当と連携しながら、今後検討してまいりたいというように考えております。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 いろいろとメリット、デメリットがありますので、すぐにといいわけではありませんで、どちらがいいのかよく検討していただいて、住民にもまた職員にもいい方法を検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に移らせていただきます。移動弱者への取組について質問させていただきます。通院や買物に出かけたののに運転免許証がなかったり、バス停まで行くのに大変な思ひをされている方がかなり増えてきております。また、タクシーを呼んでも時間がかかったりということをお聞ひしております。令和2年に事業者協力型自家用有償旅客運送という制度が創設されました。国交省のものであります。もしこの概要が分かりましたら、簡単で結構ですので、ご説明をお願ひいたします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、事業者協力型自家用有償旅客運送とはどういうものか、簡単にご説明をさせていただきますと思ひます。この事業につきましては、高齢化や人口減少により過疎化が進み、バス事業やタクシー事業が撤退した交通不便地域において、自治体やNPO法人等が主体となって、バス、タクシー

事業者へ委託をし、有償で地域住民に運送サービスを提供するという事業でございます。委託を受けました事業者は、運行管理と車両整備等の運送知識には長けた専門業者でございますので、利用者はもとより、安全に移動することができる運送サービスであるというふうに言われているものでございます。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 これは、事業者によってのサービスということなのですが、事業者だけではなくて、マイカーを利用したそういう同じような制度があるということも伺っております。本当に移動弱者への取組というのは、当町においても喫緊の課題だと思っております。この事業者協力型自家用有償旅客運送、この制度について、研究また推進をされていく計画があるかどうかお伺いいたします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

この運送サービスでございますが、こちらの実現に当たりましては、自治体の多額の運行費用の捻出が必要になってくるということ、また人手不足や現行の公共路線バス、また一般交通事業者、タクシー業者等との競合など、多くの課題があるものというふうを考えております。

また、この事業は有償であることから、地域公共交通会議での関係者間協議、道路運送法に基づく運輸支局との登録や委託契約内容の取組など、多くの時間と手続が必要となるものでございます。

本町におきましては、現在、館林都市圏の1市4町で運行いたします公共路線バスが整備され、さらには町が単独で行っておりますが、無料コミュニティバス事業や、それから福祉タクシーの料金支援事業などの運送サービス、それから車両を利用した移動販売事業による買物支援等も行ってございます。現時点におきまして、新たな有償による運送サービスの導入を検討するという事は考えてございません。

まずは、無料コミュニティバスの利便性の向上、また福祉タクシー料金支援事業等の利用の促進、移動販売先の拡充など、移動の不便を解消する施策を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○小林武雄議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 物すごく複雑な取組かとは思いますが、我々も10年先、20年まではいかなくても、やはり運転免許証を返納したり、路線バスやコミュニティバスが通っているバス停の近くの方はいいのですが、本当に奥のほう、東地区でいきますと北海老瀬とか、また北地区でいきますと除川とか、そういう地域においては物すごく不便な思いをされている方がいらっしゃいます。そういう方の手助けといえますか、何かしらの方法を考えていただきたいと思ひまして、質問させていただいております。

すぐにとは申しませんが、早い段階からご検討いただいて、導入、もっと簡単な方法で取り組める方法があるようでしたら、ご検討いただきたいと思いますと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上で早いのですが、質問を終わらせていただきます。大変ご説明ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で亀井伝吉議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

13時より再開いたします。

休憩 (午前 11 時 40 分)

---

再開 (午後 1 時 00 分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告 4 番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問の時間は60分です。

藪之本議員。

[2 番 藪之本佳奈子議員登壇]

○2 番 藪之本佳奈子議員 2 番、藪之本佳奈子です。一般質問に入る前にご挨拶させていただきます。

このたび選挙にて町民の皆様の温かいご支援により、町議会議員として就任することができました。1 票を投じていただいた町民の皆様に深く感謝すると同時に、皆様の思いを重く受け止め、未熟者ですが、議長をはじめ諸先輩議員の皆様や新人議員の皆様、町長並びに執行部、事務局の方々とともに板倉町のために自分なりに頑張っております。

また、議員となって初めての最初の一般質問ですので、見苦しい点やお聞き苦しい点があるとは存じますが、どうぞ何とぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。質問に当たっては、子供を持つ子育て世代の純粋な声としてお聞きください。まず、板倉町総合計画、子育て支援の充実について質問させていただきます。

最近、人口減少、少子化、もう何年も前から国や自治体でも対策を立てられてきました。しかし、従来そのままでは駄目だということで、岸田総理が異次元の少子化対策に挑戦すると表明しました。もちろん板倉町でも少子化傾向は例外ではなく、合計特殊出生率も全国平均、群馬県平均、そして近隣の市町村に比べても著しく低く、危機的状況で言われているという 1 を切っている状態になっております。この数値は、指標の一つなのですが、こういった状況が続いています。

直近の令和 3 年では 0.69 というかなり低い数値ともなっています。こういう状況を踏まえ、また政府も従来そのままでは駄目だということで、異次元の少子化対策に挑戦すると言っている、こういった表明を受けて町としては今後の新しい施策について何かお考えでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えいたします。

政府のほうからは、次元の異なる少子化対策といたしまして、令和 6 年度から 3 年間にわたり、こども・子育て支援加速化プランを集中的に取り組むと表明がございました。平成 2 年のいわゆる 1.57 ショック、これは合計特殊出生率が過去最低の数値を記録した年でありまして、いわゆる 1.57 ショックと呼ばれておりますが、それ以降、深刻さを増し続けている少子化の背景におきましては、経済的な不安定さ、それと出会いの機会の減少、仕事、子育ての両立の難しさ、また子育ての孤立感や負担感、教育等にかかる費用負担など、個々人の結婚に、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っている状況でございます。

今年3月におきましては、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども・子育て政策の強化に関する試案といたしまして、福祉、医療、雇用、住宅、教育など幅広い分野にわたり多様な側面から取り組み、さらに結婚、妊娠・出産、子育てといった各ライフステージにおける切れ目のない支援を行うと示されてございます。町といたしましても、子供の成長過程に応じた切れ目のない支援につきましては、とても重要であると認識しておりまして、様々な支援施策を行わせていただいております。

少々長い答弁になりますが、ご容赦いただければと思います。順を追ってご説明をしたいと思います。まず初めに、妊娠から出産期の支援といたしましては、妊婦1人につき5万円を支給する出産応援給付金、また子育て支援情報や予防接種スケジュール機能のほか、母子健康手帳機能も兼ねた子育て応援アプリをはじめといたしまして、不妊・不育症治療費助成、また妊婦健康診査費用助成などが挙げられます。

次に、誕生から乳幼児期の支援といたしましては、子供1人につき5万円を支給する子育て応援給付金、また第1子に3万円、第2子に4万円、第3子以降につきましては6万円をそれぞれ支給させていただいております子育て支援金、子供1人につき2万4,000円の給付券を交付いたしておりますゼロ歳児紙おむつ給付、乳児1人につき1万円を上限として購入価格の半額を交付させていただいておりますチャイルドシート購入費補助金などをはじめといたしまして、その他新生児聴覚検査助成であったり、赤ちゃん訪問、赤ちゃんレストラン、育児学級講座、子育て相談ばおぼなどが挙げられます。

次に、小中学校期の支援といたしましては、小学校入学時にも出生時と同額を支給する子育て支援金をはじめといたしまして、学校給食費の完全無料化、英語検定料補助、オンライン学習サービス無料受講などが挙げられます。特に学校給食費の完全無料化につきましては、郡内で唯一の実施自治体となっております、子供の成長過程9年間にわたる実効性の高い施策となっております。

また、子育て期全般にわたる支援といたしましては、こどもの医療費が18歳まで無料となります福祉医療制度があるほか、国の支援施策となりますが、児童手当をはじめといたしまして、所得制限はございますが、公立学校の場合には年額約12万円、私立学校の場合におきましては、年額40万円が支給される高等学校等就学支援金、さらに大学や短大、専門学校の授業料等減免に加えまして、給付型奨学金も支給される高等教育修学支援などの教育支援制度も設けられております。その他、町内に移住するための住宅取得費用の一部といたしまして、最大30万円を交付させていただいております住宅取得支援補助金に加えまして、ニュータウン内の土地と住宅を取得して移住する場合には、70万円を支給させていただいておりますニュータウン移住支援金、さらには東京23区等からの移住者に対しましては、1世帯につき100万円、18歳未満の子供がいる場合には、子供お一人につき30万円を上乗せさせていただいて支給させていただいております移住支援金があるほか、大学等卒業後に就業し、町のほうに回帰定住された方に対しましては、最大5年間にわたって年間15万円を上限として交付する奨学金返還補助金を設けておりまして、子育て中の世帯をはじめ将来的に子育て世帯となり得る若者の移住定住促進にも取り組んでいるところでございます。

このように、移住促進を含みまして少子化対策といたしまして、現金給付と現物給付の両面における子育て支援施策を講じてもお、議員のおっしゃるとおり少子化が進行している状況でございます。現代社会におきましては、子供の教育を重視する傾向がかつてより年々増してございますので、単純な現金給付、例えば児童手当とかそういったものなのですが、そういった現金給付におきましては、子供の質の向上に向かいがちな傾向がございます。よって、女性の子育ての負担軽減に直接的に焦点が当たっていないという施策と

なっていることから、出生率の向上に十分な効果が発揮されていないものとも考えられております。

一方、保育サービスなどの現物給付におきましては、直接的な子育ての負担軽減につながることから、同じ費用の下でも特に効果的であると見込まれておりまして、今般の国のほうの新たな政策試案といたしましても、就労要件を問わずに保育所を利用できる通園給付の創設を検討されることとなっているところでございます。

また、本日の新聞にも一部記事がございましたが、県のほうでも先ほど申し上げました18歳までの医療費無料化、こちらがこれまでは中学生までだったのが高校生まで拡大することを10月から行うということで示されております。そうした国でありましたり県の動向等を踏まえまして、内容を精査し、それぞれの立場の中から施策を展開した中で、町独自の補完的な施策につきましても、引き続き思案してまいりたいと考えております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。やはり切れ目のない支援というのが今後は必要になってくると思うのです。実際に、やはり今までの施策を見てもらいますと、どうしても子育て支援の充実というふうに皆さんおっしゃっていただいて、内容を見ますと、支援のサービス、あとは環境、どちらかという幼少期にすごく重点を置かれた施策がこちらの計画書のほうにも書かれているかと思えます。実際、ここで本当に子育て支援の充実という目で見えた場合、町としては、今までは対象は幼少期だったのでしょうか。そこをちょっと確認したかったですけれども、私たち親としては、子育て支援と言いましたらば、幅広く子供が自立するまで、全てが子育て支援だと思っていたのですけれども、今までの施策を見てみますと、どうしても子供の幼少期に重点が置かれているというような気がするのですけれども、それはいかがでしょうか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 議員のおっしゃるとおり、幼少期のほうにこれまでの国であったり、県、町の施策といたしましても、傾向としては割合としては大きかったと思われれます。一例を挙げますと、児童手当を例に挙げますと、15歳までという状況です。ですが、子育てにつきましては、当然15歳以降も続くものでございまして、ではいつまで子育てとして取り扱えばいいのかという議論もございしますが、国のほうもその辺につきましては、やはり手薄になっている年齢層といいますか、子供の成長段階、こちらについても今回の施策の中で検討していきたいということで、その一端が児童手当を18歳まで引き延ばしをするという方向性が示されております。ただ、詳細につきましては、明確に示されておられませんのでお話をすることはできませんが、これまでの傾向といたしましてはやはり現金給付もしかしりですが、現物給付、特にかねてから問題になっていました待機児童問題、保育所であったり学童クラブ、こちらが該当しますが、そういったものに対する受皿の拡充、こういったものに力は注がれてきました。ですが、今般の少子化傾向が進んでいく過程の中で、この待機児童問題というものが解消されつつあるという状況を踏まえまして、新たな施策の見直しをする転換期と捉えております。

そういった動向の中で、町としても手薄になっている部分、切れ目のない支援という意味では、国、県、町それぞれの施策を総じて見れば、切れ目のないような体制になっているかと思えますが、やはり手薄な部

分もあるかと思えます。そういったものについては、今後検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

子育て支援の充実ということで、先ほど小さいうちから、もちろん高校生、大きくなるまでも現金というわけでもないですけれども、支援を今後するというので、ぜひそれは進めていっていただきたい案だと思います。

もう一つ、今のお話でちょっと出てこなかったのが、多児世帯への支援というところでちょっとお聞きしたいのですが、今現時点で、母子家庭、父子家庭には結構支援出ていると思うのですが、板倉町におきましては、多児世帯への支援というものは、今どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 お答えします。

多子世帯、いわゆる子供が3人以上いる世帯のこととして捉えさせていただきますが、多子世帯につきましては、先ほども触れさせていただきました子育て支援金、これは子供が生まれたとき、それと小学校に入るときにも影響しております。1人目、2人目、3人目ということで、金額差をつけて徐々に上がっていくような形での対応、多子世帯につきましては全く配慮がされていないというわけではなく、そういった家庭につきましては、当然、お子さんが増えるにつれて負担も大きくなるということも視野に入れまして、施策としては練らせていただいているところです。

ですが、またそれ以外におきましても保育料の算定に当たりまして、年齢カウントというものがあまして、小学校3年生以上になってしまった場合は、第1子のカウントが除外されてしまって、第2子、第3子が1個ずつ繰り上がっていくというような仕組みになっておりますが、それでもなおやはり第2子、第3子については半額であったり無料であったり、そういったものもございますので、第1子の子育て世帯と3人お子さんがいる子育て世帯につきましては、それなりに配慮された施策ということで子育て支援はさせていただいていると認識しております。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 児童手当というものは、おそらく国で全国一律でなされていると思うのですが、やはり板倉町の合計特殊出生率ですか、それ見ますと、ちょっと周りよりも落ちているという、ああいったデータを見ますと、やはり全国同じ一律で行われている施策だけでは、どうも子育てしやすいまちとは言えないのではないのかなという認識があるのです。そこで、町がどんなことを国と一緒に、さらに町が上乗せしていく強力な何か施策みたいなものはございませんか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 現時点におきまして、新たな施策というものはまだ模索と申しますが、検討している段階にも達しておりませんので、例としても挙げることはできませんが、例えば今例にありました児童手当に上乗せをして、町分を上乗せしてお出しする、例えばお子さん1人当たり1万円、第3子以降については

1万5,000円という形になっています。今回、国のほうから示されている試案の中でも、先ほどお話がありました多子世帯に対しての配慮ということで、第3子以降につきましては倍増するというような考えも示されております。まだ確定しておりませんが、そのようなものに対してまた町が上乗せするということにつきましては、今般、児童手当がもし国が現時点におきまして案として示している中で、15歳までだったものを18歳に延ばしたと仮定します。そうしますと、板倉町、今時点で高校生世代の人口におきましては371人という数字がございます。この371人の方が仮に第1子、第2子だと仮定しまして、1万円ずつ毎月お支払いする児童手当分と同額を上乗せするといたしますと、1年間で町の負担増加分といたしまして742万円という仮の数字が出てございます。こういったものに対して町が財源の調整をしなくてはならないということもございまして、さらにそれを上乗せするとなると、またそれなりの大きな数字になってきます。

ちなみに、今の15歳までの児童手当支給分の額につきまして試算しますと、この6月期としてお支払いした分が2月から3月、4月、5月という4か月分をお支払いしていきまして、年3回お支払いしているのですが、6月期の支給につきましては4,783万円という数字になっております。単純にこれを3倍しますと、今年度の児童手当に係る金額といたしましては1億4,349万円という数字になってきます。このうちの6分の1が町負担となっておりまして、現時点においても町の負担につきましては2,391万5,000円という金額になっております。それがさらに上乗せされるといった場合に、財源的な確保はどうするかという問題が出てきます。また、今般の国の示した試案の中では、学校の給食費についても若干触れている文言がございます。今のところ見ている資料を基に申し上げますと、学校の給食費を検討するのではなく、学校の給食費無償化についての課題を整理するというので、今の段階ではそれが果たして前向きに進むのか、それとも停滞するのか正直分からないところでございますが、仮に今年度の町の学校給食費の予算を足し上げてみますと、約5,000万円ほど、小学校、中学校の給食費の事業として予算計上しているのは約5,000万ほどあります。これがもし国の施策として、学校給食費無料という施策が展開されたとして、そのうち国がどのくらい、その分を負担するのか。その動向によっては、もしかしたら新しい財源が確保できるかもしれません。そういった財源との調整を含めての検討になってくるかと思っておりますので、国、県の動向等も踏まえまして、新たな施策については考えていかなければならないと考えております。

ですので、現時点では、いろいろと国、県の動きが目まぐるしい時期でございまして、その辺を踏まえまして、町の施策としては考えていきたいと、今のところは考えております。

以上です。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 非常に少子化については、私も人口減少社会に入って、いかにして子供が増えていくかということは、群馬県はおろか日本全国で考えているわけですが、私自身も、ほとんど、もちろん頭の休まる思いがないというぐらい、考えてもございまして。

また逆に、今、藪之本議員もおっしゃっているのは、我々もそうなのですが、いわゆるサービスを上げる、いわゆる子育てにお金をつぎ込むということで、一言で言えばそういうことなのだ整理します。例えば郡内でも、我が町が事実、特殊出生率も一番低いということで、これも不思議にしているわけです。給食だけでも一番サービスがいいのに、なぜ板倉町を選ばないのだ。ほかの面でも邑楽郡でも、おそらく負けている

面はそういう面ではないと思うのです。総じて、福祉については優れている、そのほかに、先ほど申し上げたニュータウン等々と、総合的な若い父親、母親に焦点を合わせた場合の施策というのは群を抜いているはずなのです。それでも、なぜ若いお父さん、お母さんが外へ出ていくのか、なぜ子供が生まれないのかということを見ると、もしかすると、サービスをよくすれば生むという論理ではないのかもしれないというようなことも、正直考えております。

それは、人間というのは、ここに青木秀夫議員がおられますが、常に上を見て進んでいるみたいな傾向があるということ、彼もよくおっしゃいますが、それを私も否定しないのです。いわゆる今までの常識は、田舎より都市化へ、あるいは小さい車を買えば大きい車へ、小さいうちを造れば大きいうちへ住みたいという、経済とは全くかけ離れた機運で人間って流れていくのです。それを抑制ができるのは、長い経験と極端に言う自分の考え方で、うちは小さくても幸せのほうがいいよとか、立派な生活をしていても、お金の苦勞するのだったら、それはだんだんいろんな経験をしたりすることによって、そういう考え方も出てくるわけですが、そういった意味で、例えば板倉町と明和、館林、そういうほぼ子育ての世代、あるいは結婚を前提とするぐらいのときから、なぜそちらへ流れていくのか。それは、ですから生活の基盤的なものが整っているとか、追跡も試しているのです。決して板倉町から便利なところまでは行ってないだけではないのです。板倉町から藤岡、藤岡の片田舎の、そんなこと言うと怒られてしまうけれども、あるアパートを借りてみたり、要は様々な理由で親のところから離れたたいという機運、それにプラスして先ほど言った人間の上昇、前いたときよりも高いところ、あるいは進んだところに見えるところに住んでみたいなのが一番大きな原因なのかなというそういう上昇期、それによっていわゆる市町村間の中間人口の格差もそういうことですし、いろいろ人口移動が起こっているのかなと、それはもしかしたら、いわゆる子育て、ちょうど結婚、妊娠あるいは子育てに入る頃に、そういったものがちょうど如実に、転居するというような形も含めて、その後、小学校へ入ると幾分かUターンしてくるのです。よく言うのですけれども、産むときは板倉で、住むときは、途中小学校へ上がるぐらいまでは、例えばほかの町で、小学校へ上がったたら板倉町にまた戻ってきてとか、それは給食制度があるからとか、年間に換算すれば、2人世帯であれば10万円とかの補助になるわけですから、そんなことを考えながら、逆にお聞きしたいのです、男ですから。女性はお金で子供を産むのですか。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 お金はもちろん重要です。子供を育てるためには、やはり目先のお金ではなくて、トータル的にちゃんとお金もしくは支援、育てられるかどうかを判断するためにはもちろんお金も一つだと思います。お金はゼロとは言えません。ですので、産んだからちよろっとお祝い金出します。だから、もっと産んでくださいではなくて、安心してトータル的に育てられるという安心と自信があつてこそ、産みます。

○栗原 実町長 まあ、そこら辺でしょうなと思います。

今回の異次元の、岸田首相が言っている人口増加に対するお金のつぎ込み方、1年間で3兆円掛ける3年間9兆円、人口1人当たりにして7万5,000円から8万円なのです。これが異次元、はるか次元を超えて、今お金も考えずに出せる日本の、それも借金ですよ。それがその程度に言われていて、識者で7万円、8万円余計出したとて、出さないよね。でも、果たして子育てになるのだろうか、あるいは出生人口の増加につながるのだろうかというそういう部分の議論も片やございます。



それらも含めて、私もいろいろ例えば学校給食例に挙げます。ちょっと長くなりますけれども、中には子育て最中のお母さんは賛成という人もいますし、自分の子供を育てるのになぜそんなに周りの支援を必要とするのか、それは弱者を考えればそういうことですが、とかあるいは反対ですと、宴会のときに、ずっと給食費の導入をしたときに喜ばれると思ったら、そこでストップしてしまって2時間も女性と話したこともあります。私たちの時代は、その方は、だから子育てがおおむね終わった、ちょっと幾つか上の人、一銭も出なかったのに、今何でそんなことばかり町長、みたいな意見も言われたり、正直言って、ほかの町よりサービスをよくしていても、もっと言うと、成熟社会に入ると、あるいは男女共同、男女同じ、それは進んだからこそ、過去は差別が多少あったりして、女性と男性の差がついたりして、それが大きな弊害となって、そういった時代もありましたですね。その時代のほうが子供を産んでいるとか、あるいは世界全体を見ると、貧困の国々のほうが子供を産んでいるとか、成熟社会に入ると、いわゆる子供は、もう一部ノルウェー、北欧の本当の1.2前後を維持しているのは1か国か2か国で、ほとんどがいわゆるそういう意味での少子化に対してまともにそういう影響が出ていると。

これを総合的に見ていつも考えているというのはそれなの、私自身はね。もちろん必要なお金は十分に出さなくてはならないということもありますが、ではお金を出せば子供を産むのかという女性のそういった問題に対して、どう説明をしていくのか。あるいは、まさに人間の本能である男も女もないときに、お金という違う問題ではなく、何が女性にブレーキをかけているのか、あるいは女性だけでなく、男性も含めて少子化に向かって、やむを得ないということなのでしょう、起こっている現実からすれば、そういうことも考えると、一概に、例えば岸田総理が打ち出して、それもどのような状況を打ち出すかまだ分かりません。それを取りあえず今の時点では見ながら、いわゆる各単独町でこれだけのことをやっているのです。それに対して国も併せて、多い少ないは別としてその基礎的なところ、あるいは大きく上に、さらに新しい施策も打っているわけです。それを含めて、やはりちょっと時間をいただきながら、先ほど言った総合的な観点から、果たしてどうしたらいいのかというのは、真剣に、これは先ほど藪之本議員さん女性だからざっくばらんに尋ねて失礼だったけれども、なかなか我々も分からないところあるわけね。だから、これからそういう意味では遠慮なく、ぜひ胸襟を開いて、あるいは男と女の差なく、しっかりと議論をかみ合わせて、効果のあるところへお金を使っていくというのは重要だと思いますし、私は、例えば給食費についても、始めて今年で何年たつと、七、八年たつと思うのですけれども、その年にずっとあらゆる宴会場で女性、PTAとかそういった場所で言ってきたのです。今でもそう思っていますが、なかなかやめられません。やめようと思っていたわけではないのです。これだけの館林との合併も給食費でぼっ壊れる。太田市でさえ、あるいは全国でも大きい都市ほどできないということを小さい町でお金をやりくりしてやっていて、その結果が、両親が月に1回、極端に言うと、子供2人いる場合で5,000円ですから1万円ぐらいの援助ですね。子供が2人いれば6万円で、年間12万円税金を還元しているわけです。そういったことを考えて、でもお金に色がついていないから、給食費の袋へお金を入れる代わりに、今度今月は無料化になったから浮きました。2人で、あるいは家族で、館林でも行っておいしいごちそうでも食べようかといえば、あっという間に終わってしまうお金なのです。ですから、そういう意味で、効果が出なければやめるかもしれませんということも言ってきたのですけれども、でも効果がないとは言えないのだ。義務教育は、私は給食費も、昔我々の年代は、本当に食べ物もひどくて、女性などは新聞紙で体を折り曲げてご飯を食べていた、給食その当時の同様の姿な

どを思い出せば、やはり給食費、あるいは衣服類も住居も含めて、差別がつかないほうが最低義務教育のときはよろしいのではないかという基本路線で始めた部分もあったものですから、そういう意味では現在続けているのですが、単に、人口増加に、あるいは若い母親たちに子供産んでいただくみたいな単純な考え方で見たら、飲食費の無料化はちっとも現実としてはつなげていない。だから、どうしようかななんて思うときもあるのですけれども、やはり片や一長一短あるわけですから、総合的に物を考え、始めたことをやめるといのはなかなか難しいし、逆に今は、板倉はすばらしいから国までも見習って、今度は国が肩代わりをしようというような時代に入ってきているわけです。それでも、果たして増えるのだろうか、国も分からないから、ここにいろいろ調べたものもありますけれども、制度を乱発して、これからどれだけのものをやるか分かりませんが、それらを見て、あとは皆さんと協議をしながら、貴重な財源でもあります。投資をして、それが結果的につながらなくて、広い意味で何が無駄遣いになっているか分からないけれども、無駄遣いになってしまうということだってあるわけですから、先ほども言ったように、子供の教育費に役立てていただければいいのだ、それがぱっとほかの方面に使われても分からないわけですからみたいなことも含めて、慎重に対応していきたいと、貴重な提言で、先ほどちょっと極端な聞き方しましたけれども、いつかそういう話も本当に聞かせてもらいたいのですよね。女性は何で子供を産みたがらないのだろうか、産まなくなってしまったのだろうか。女性が子供を産みたいと言えば、産めるのではないかという気も……それあまり言うと、これセクハラとかいろんな問題に行きますから難しいですけれども、そういう意味では、重要な大きな問題でもありますし、ですから邑楽郡内でも板倉町がそういう意味では総合的に今の若者から見て、一時的にも魅力のない部分があるのではないかと、その時期にちょうど外へ転出するとか、それがちょうど出生率に大きく影響が出るような時期の移動が大きく影響しているのではないかと、邑楽郡内も群馬県も基本的に、経済的な判断で子供を産むとか産まないとかという問題は、私自身はそんなに多くはないというふうには考えております。長くなりました。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。確かに今おっしゃったとおり、一生懸命お金を投資しても、それが見合った結果につながるかつながらないか分からない部分も確かにあると思います。実際に、子育てというのが多分福祉という位置づけにあるから、サービスするとか支援するとかという意味合いになってしまっていると思うのですけれども、そこを実際、例えば農業振興とか産業振興とかってありますよね。本来自分で最後まで責任持って続けなければいけないものが、どうしてもできなくなったときに、そういう振興課みたいな感じで進行させて盛り上げて、それでさらに町にもう一回反映しようというそういう振興的な意味合いで、福祉ではなくて、例えば子育て支援振興課みたいな感じで、戦略的に実施していくためのそういった、例えば子育て推進部の設置みたい、行政では、そういった戦略的にするための機関を設け、そして議会でも、例えば子育て委員会みたいな感じですか、そういったものを設置して、両方でやはりそのサービスとかどうだろうというところではなくて、計画的に実践的にいろんなことをやっていくという設置が必要ではないのかなと私思いますけれども、いかがですか。

○小林武雄議長 新井福祉課長。

[新井 智福祉課長登壇]

○新井 智福祉課長 ご提案いただきまして、ありがとうございます。

当然、今のお話をもし実行するといたしますと、人間的なもの、組織改正的なもの、そういったものもございまして、私の発言でどうこうはちょっとこの場では申し上げられませんが、ご提案として承らせていただくということでよろしいでしょうか。申し訳ありません、ご回答になってすませんが。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 考えようによっては、新しい取組みたいに見えるかもしれませんが、今の板倉町もそういったものを改めて銘打っていないくとも、担当課、それが福祉課でなければならないということはないのですが、今現状では、福祉課とか健康介護課とか産業振興課とか、単に一つの問題ではありませんから、総合的に、先ほど、ですから申し上げたように、ニュータウン政策から学校の政策から子育て支援から、高齢化福祉ではなくて若齢の青年、結婚した直後あたりが一番スポットが当たっていなかったということから、今現在はそこへ焦点を当てているのですが、単に総合的な見地からスポットを当てなければ、ここへちょっと矢印を向けてやれば簡単に済むような問題ではないのだろうと私は受け止めて、恐縮ですけれども、受け止めておまして、いずれにしても、さらに現実論としては、子供が増えていかないで減っていていることは事実ですから、それも邑楽郡の中でも、正直言って、一番私も憂慮する数字だなと思って、まず本当に生まれてくる子が、せいぜい先ほどの数字見ても、3月のいわゆる転出した者が戻ってくる小学校の入学式の前ぐらい、それで五、六十、1年間で生まれる数は40、あるいはせいぜい四、五十だから、そんなものに対して、亡くなる人は200から230、だから間違いなく150から200は人口減少が起こっている町です、残念ながら。それを必死に食い止めようということで、何がよろしいかということで一つの手当てではおそらく全然駄目ですし、それを全庁的に今でも考えているのですけれども、今日、正直言ってどこの町も結論が出ていないと、人口の目先の多少増加とか、数字の差があるのは、いわゆる結婚年齢、移住人口、隣のうちへ住むとかね。役場は、今極端に言うと、役場の職員でも、多少のそういう、誠にプライバシーに入るところにぎりぎりのところだけれども、ほかへ、外へ住むということについてはどういうご理由ですかとか、非常にぎりぎりのところまで調査の意味も兼ねて聞いてみたり、あるいは町のある意味での総合安全保障、役場があって、役場の職員がほとんど外へ出てしまうということになると、本丸が空っぽになってしまっはということも極論言えばありますので、役場の職員も、かといって板倉町の人だけで役場の職員を固めようとするれば、今度は板倉町の若い人たちが外へ勤めようというそれも閉ざされますし、非常に自分の町が鎖国制度を取れば、外も取るということも含め、総合的にいろんな面での対処が必要になってくるだろうし、またそれらを真剣に、正直言って考えてはいるのです。だから、それが藪之本議員の言う専門のプロジェクトチームみたいなものにするか、あるいは名前を変えて、町はいっぱいあるのですよ、子育て支援課とか。それは、すぐやる気になればできないことはないのです。でも、そういう名前を変えてできるものでもないだろうとか、それはその人なり考え方ありますから、十分参考にしながら、先ほどのことも一つの提案ということで、十分値する提案ではあろうと思いますので、取りあえず検討させていただくということです。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。そうですね。ぜひ福祉、サービス、子育てはサービスしてやっているのだよというそういう町のオーラが出ないように、ぜひ子供たちを活発にさせて、板倉町が本当にもっと活発になるように、そういうものを踏まえて、ぜひ今後の施策等も検討していただけたらと思

いますので、よろしく申し上げます。

〔「一緒にやりましょう」と言う人あり〕

○2番 藪之本佳奈子議員 続きまして、総合計画の芸術と文化の振興について質問したいと思います。

芸術と文化活動の環境づくりとして、施設整備を計画的に実施し、質の高い芸術文化の向上に努めますとおっしゃっていますが、これは具体的にどのようなことをされておりますか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

〔小野寺雅明教育委員会事務局長登壇〕

○小野寺雅明教育委員会事務局長 お答えをいたします。

今の質問にありました総合計画の中の質問の中にあつたのですが、総合計画の中にある……ちょっと待ってください。実際に行っているのが今のところ計画的に公共施設等総合管理計画に基づいた修繕が主なものにはなってきてしまっているという状況です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 確かに修繕は大事なことだと思います。ただ、それは修繕は現状維持ということであって、やはり質の向上に努力していますということにはちょっとつながらないのではないのかなと私的には思います。今後、そういう芸術面とか文化面、皆さんが活躍する場、今聞きますのが板倉町かなり文化面遅れている、場所がない。やりたくても何か設備の整ったところがないなんていう声たくさん聞くのですけれども、町としては、こういった声で、今後、さらに何か質の高いものを考えておりますか。例えばこういうところにこういうふうにしていこうとか、こういうところに新設で設置しようとか、こういうところをこういうふうに変えていこうといったものがもし考えがあれば、教えていただきたいのですけれども。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

〔小野寺雅明教育委員会事務局長登壇〕

○小野寺雅明教育委員会事務局長 今のところ新たな施設とかそういうのはないのですが、町のこの総合計画の中にあります考えとしましては、実際に総合計画の芸術と文化の振興の施策方針に、芸術文化活動の環境づくりとしまして、中央公民館をはじめとする文化施設が老朽化していることから、先ほど言いました公共施設等総合管理計画及び社会教育系の施設の個別施設計画に基づきまして、長期的な視点に立ち、定期的な点検と計画的な修繕により、施設の長寿命化を図るというふうにはしています。

実際に中央公民館につきましては、1978年、昭和で言いますと昭和53年に建てられた築45年を迎える建物でございますので、建物自体の老朽化が進んでいることから、これまでその都度の修繕などで対応をしてきている状況です。大ホールにつきましては、平成28年度に天井の全面改修工事を実施しております。このときも実際は5,000万円以上かかったような全面改修を実施しております。

今考えられますのは、今後におきましても音響設備や照明機材を含む施設管理は、これまで同様、修繕で対応することを基本としまして、修繕で対応できない場合には、限られた財源の中ですが、機材の更新をしていきたいというふうに考えています。

また、中央公民館は、社会教育活動等で使用する公民館として建てられましたので、議員がおっしゃるように、一流の音楽、コンサートの会場として利用することを建てた当時想定していないものとなっています。

また、近年増加している大型台風などによる災害発生時には、町民の福祉避難所として利用する目的もあ

りますので、まずはより安全性の高い施設を目指し、できる限り公共施設等の総合管理計画及び個別施設計画に基づく修繕が優先されなくてはならないというふうに担当としては考えております。

また、これからの時代は、どの自治体も同じ施設を持つのではなく、近隣に利用可能な施設等があれば相互利用が有効と考えますので、ご理解賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。確かに修繕本来に必要なことなのですが、でもやはりここで、総合計画でもちゃんとうたっているとおり、質の高いものに、芸術文化の向上に努めているからには、やはりそれは守っていただきたいという思いもあります。

町の人たちでも実際になればいいという考えの人たちはほとんどいないと思うのです。使われていないのは、おそらく今現時点で、中央公民館の大ホールって、主に何に活用されているかしたら、ここ最近ちょっと使っているというあまりお話は聞かないのですけれども、実際に使っていない方たちの意見を聞きますと、やはりあそこは芸術的な活動する、発表する場にはなっていない、環境が整っていないという声が多くて、実際、板倉町でもピアノをやっている小さい子たちもいます。ギターをやっている子がいます。お歌をやっている子がいます。そういう子たちの芸術の発表の場としてはふさわしくないということで、近隣の周りに出ていってしまっていることも確かに事実なのです。かといって、なければいいというものでもないし、やはり皆さん町民も板倉町でそういう芸術をもっと身近に感じて、芸術とか文化を身を感じることで、やはり生活に潤いが出たり、子供たちが将来にもっと夢を持てるような環境の一つでもあるので、災害対策の拠点にするとか、老朽化だから取りあえず現状維持するとかではなくて、確かに建物は古いのですけれども、古いから古いではなくて、そこに手を加えて、さらに新しいものに造り変えて、それで今後、皆さんが、小さい子たちもそうですけれども、今後末永く活用できるように修繕するのが修繕の目的ではないでしょうか。ただ単に維持するだけではなくて、皆さんがいろんな面で使えるように、そのための修繕はもちろんありなのですけれども、やはり質の高いもの、芸術する場がない、何かそういう町民の皆さんが抱えている、もうちょっと芸術と文化が触れ合えるような、そういう環境をつくるべきではないのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 藪之本議員がおっしゃられるようなことはもっともでしょうし、私自身うちの町へ来ればないものはないと、全部あるというふうにしたいとは思いますが、あるものがなければできません。分かります。あるものがないとできない。なくても造るとすれば借金、借金は今藪之本議員が質問しているとおおり、子供が、私の同級生は私が70……青木文雄さんと同級生だから、同じ年だから、七十何年前は、私板倉町の同級生が六、七百人いたのです。今、先ほど言った30人から50人ぐらいです。その人たちがどう負担していくのですかとか、今がよければいいのではないのですよ、我々は。という考え方もなくてはならないのかなと思います。それは、言っていることを否定するつもりはありません。隣のうちにあるものは全部欲しい、人がいいものを着れば全部欲しい、例えればですよ。でも、どこのお宅でも身の丈というものもあるでしょうし、また相互乗り入れをして、例えば今古河市、総和町と古河と三和町とで合併しました。みんな

なそうですよ、合併して、栃木市も1市5町で合併していますけれども、5つあった文化会館を2つにする、1つにするの時代ですよ。不便になるのです。要するに、合理化とは、合併は合理化と言います。最大の行政のリストラ、合理化、それは一部で人件費やいろんなものを浮かしながら、それをすると不便になるではないか、不便にならなければ同じものを造っていたのではお金は浮かないの。使う人がどんどん減っていくから、しょうがないから、例えば役場も合併すれば、館林と板倉で合併すれば1つで済むだろうとかいろんな議論があったわけです。

それと同じように、我々はむしろこれから先、自分の我が子を考えてとき、どうしたらいいのでしょうか。今まででも持てなかった町が、さらに大きな新しいものを持って、その費用維持は誰がやっていくのですかということも踏まえて、でも欠かせないものはあるのです。最低限の福祉、最低限の公共物とか、それらを経常費比率とかいろんなものを見ながら、そういう意味では、努力は全否定をするわけではございません。努力は一生懸命していきますが、藪之本議員の言わんとところも分かりますが、人気下がっても、やはり全部はうのみは、肯定はできないと、私自身がですよ。人気下がっても、やれるものだったらやってみてくださいと、公民館1つ造っても30億円、50億円、今貯金30億円ないのです。保育園が駄目、小学校が駄目、合併そろそろね。体育館も駄目、そういう流れに来ていて、優先順位何にするのですかということ考えたときに、私も本当に、自分でも情けないとも思うけれども、代わってやってくれる人がいるのなら手を挙げてどんどんやっていただいて、来年改選ですから、お願いをしたいとは思いますが、そんな経済は甘いものではありません。むしろ、館林にある文化会館も7万人でつくっても、お客が入らなくて板倉町へ切符売ってくれて来るのです。そこに佐野音協の方もいらっしゃると思うけれども、佐野の音協からだって、藤岡の市民会館を使ってくれ、券が売れないから、同じ館林市の例えば文化会館はあそこにあります。市役所の隣、館林の市民はひとしく負担費用も全て持っていますが、千代田町に近い同じ館林の人は、自分のまちで自分が負担している文化会館で物を見るのに、相当な時間をかけて来るけれども、板倉町はそこへ行って喜んで協力して切符を買ってなぜ悪いのかと。その分、ほかの部分の福祉の充実にも使うことが肝要ではないかということで、館林にはできないけれども、板倉町は福祉の給食費もやっていると、そういうお金の使い方をしています。

ですから、あれもこれも全部欲しいとなったら、例えば芸能、あるいは文化、それも過去こういう話もありました。ないまちは、造った気になれば、1年間で維持費で何千万円とかかるのだから、それをお金にして東京のほうでも一流のものを見に行ったらそのほうが良いというそういう過去に、20年前にそういう議会でも議論がありました。いろんな議論もあるのですが、要は7万人のまちと1万5,000人のまちで、同じものが造らなければ、だって小さいでしょう、こちらは、5分の1で造ったのでは小さいでしょう。同じものを造らなくては華やかさも出ないと、立派な文化会館にならない、あるいはいわゆる施設も含めて、同じものがなければ狭いの小さいの、低いの暗いとなるのでしょから、ではお金はどうするのですかということです。ぜひ、若い人ほど将来があるのです、あなたも含めて若い人は。浮ついた議論だけをしているとは言いませんけれども、ぜひそういう意味では、地に足のついた議論も一方で真剣にしていただければありがたいというふうに思います。終わり。

○小林武雄議長 藪之本議員。

○2番 藪之本佳奈子議員 確かに今、お金の面というのが出てきたと思います。財源どうするのかとか、

確かにそうなのですけれども、実際板倉町、ごめんなさい、ちょっとこちら関連なので通告に載っていないことでちょっとお話しさせてもらってしまうのですけれども、板倉町のたばこ税というところを私ちょっと見させてもらったのですけれども、かなりの税収あると思うのです。あそこをぜひ活用するべきではないかと思うのです。といいますのも、板倉町の町民の人たち、たばこ税が板倉町に入ってきているのを知らない方が多いのです。確かに役場の方たちは皆さん知っていて気にはされていると思うのですけれども、板倉町でもっとたばこ、体には悪いのですけれども、買うなら板倉で買おうよと、そういう発想、それで入った税金でこういうものに建て替えましたと、こういうものを造りましたと、そういうのをもうちょっと周知させることで、税収は一時的ではございますが、上がってくるのではないのでしょうか。そういったものをうまく使えば、一時的な設備投資にはなるかもしれないのですけれども、質の高いものということのできるのではないのかなと私なりにちょっと考えております。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 一つの考え方だと思います。うちの役場も私が就任してから、まさにスローガンですが、町で、どうせ体に悪いものでもどこかで買うのだったら、板倉町が一番1人当たりたばこ吸いの平均本数が郡内で少ないのです。何千本だっけかな、トータルで1人の人が1年間吸う数がね。それをよく分析をしたら、板倉町からほかの町へサラリーマンとして勤める人が多いという関係で、つい出先で、会社に勤めながら会社のボックスでとか、それをできるだけ板倉町で買いたしようと、それはもともと体に悪いのも承知で吸っている人ですから、納税に協力してくださいということで、10年来ずっとやってきていますが、マンネリ化してしまって、そういったことも改めて町民の皆さん方にPRもこのところで薄くなってきているのかどうか分かりませんが、でも何十年ためたって、公民館造るぐらいの銭はたまらないのではないのかね。そのうちに子供がどんどん減って、なおかつ貴重な子供だからたばこは吸わないようにという政策がもっと進むのではないのでしょうか。そうしたら、予定していたものはできませんよ。あるいは、計画をしたにしても、予算措置ができなければ、計画をしたところまでの経費は吹っ飛んでしまいますし、よほど正確なシミュレーションも含めしっかりと対応していかないと、自治体は大きな失敗はできません。過去、板倉町も失敗等に近いような形のものもありますが、取り返しがどうしてもつかないというものもあるのです。そういうことも含めて、きっと若い人、こんな魅力のないまちには住みたくないと言われたらどうするのと、そういう質問が来るかなと思うのだよね。でも、それをみんなで考える以外にないかなと、それ町長一人に求められても、私は神様でもないし、打ち出の小づちを持っているわけでもないし、皆さんが打ち出の小づちを持っているのだったら出していただきたいということも含め、町全体でやはりそういう問題は考えていくものであろうというふうに思います。貴重な意見、ありがとうございます。

○小林武雄議長 藪之本議員に申し上げます。通告時間を過ぎておりますので、まとめてください。

○2番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。たばこ税に関しましては一時的なものですので、ホールを全部造り替えるとか、そういった面に充てるのは無理な話ですので、最終的には設備投資という面で、さらにもっと充実したもの、皆さんが今までどおりの維持ではなくて、質の高いものに充てられるようにぜひ検討していただきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○小林武雄議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問を終了します。

ここで休憩いたします。

14時15分より再開いたします。

休 憩 (午後 2時01分)

---

再 開 (午後 2時15分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、小野田富康議員。

なお、質問の時間は60分です。

小野田議員。

[5番 小野田富康議員登壇]

○5番 小野田富康議員 午後のまったりした時間になってしまいましたけれども、目が覚めるような質問ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一般質問の通告書に従って、質問をさせていただきます。まず、内水氾濫への備えについてということで質問をさせていただきます。前回、3月の定例会の一般質問のときにも、この内水氾濫の件はちょっとご質問をさせていただきました。改めてちょっと答え、不備な部分がありましたので、ちょっと再度調べていただいているかと思っておりますので、質問をさせていただくわけですがけれども、まずこの内水氾濫の想定区域図と町の防災マップ、これの違いについて、おのおの答えをお願いしたいと思います。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、内水氾濫の想定区域図、それと防災マップの違いということにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず、内水浸水想定区域図、それと防災マップ、いわゆるハザードマップになりますけれども、両方共に浸水に対しましての円滑な避難行動や、平常時からの防災意識の向上に活用されるという点では、何ら変わりはないものかと考えております。ただ、内水浸水想定図のほうからまいりますけれども、下水道や水路などの雨水排水能力を上回る大雨が降りまして、下水道や水路などの排水施設の能力不足や河川の水位上昇によって、雨水を排除できない場合に発生する浸水を示した図面ということになります。

一方、防災マップにつきましては、主に河川の堤防の決壊でありますとか、河川からあふれました水により発生をします浸水を対象としておりまして、河川が氾濫した際に、浸水が想定される区域の皆さんが速やかに避難ができるようにということのためのものということになってございます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 ありがとうございます。

町のハザードマップ、町の防災マップなのですけれども、これというのは、この内水浸水想定区域図を基に作るというようなことを書いてあったのですけれども、新聞報道にはあったのですが、町の防災マップより先にこの内水浸水想定区域図が出来上がってなければおかしいなというふうな認識でいたのですけれど



も、その辺はどうお考えでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、内水氾濫の想定区域図につきましてもうちょっと深い部分についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

近年、テレビの報道でありますとか、そういうメディアでは、特に都市部の関係になりますけれども、山や川がない都市部でも、豪雨による災害リスクというのは高まっているというような状況になっております。森林、それと田畑がなく、都市部ではコンクリートに覆われておりますので、豪雨災害が発生するのは、降った雨が地面に浸透しないまま下水道や側溝、川に集中して流れ込むためでございます。本来であれば、そういった雨、雨水は側溝を通じて川であったり、海に流されるということになるのですけれども、短期間で集中して雨が降りますと、そういった下水設備等があふれてというようなことで、特に都市部なんかで言いますと、下水があふれて、マンホールの蓋が上がってしまったりというような、水が噴き出すというような状況が見られるというようなところになっております。

いわゆるこのような浸水のことを内水氾濫というふうに呼ぶのですけれども、こういったものは都市部ならではの意味リスクということで、今回、板倉町が内水浸水想定区域図の作成を求められているというのは、国が令和3年に水防法をそういった都市部での、特に内水氾濫というのが多いので、法律を改正してというようなことで作成を求められているというようなところからの作成要請と申しますが、義務みたいなものになっているということでございます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 前回の一般質問させていただいたとき、この内水浸水想定区域図の作成の話は来ていないと、前総務課長からのお答えだったのですけれども、これ調べて報告しますというようなことをいただいていたのですが、実際報告いただいていたものではなかったものですから、改めての質問になるのですけれども、実際、私、洪水時の避難とかというのに関係するものですから、大体総務課の安全安心係あたりが所管の担当の部署なのかなというふうな勘違いと申しますか、思い込みをしていたわけですが、実際、住民環境課で下水道の係というようなところだったということで、ちょっとびっくりはしたのですけれども、実際これ、新聞報道が10月7日に上毛新聞さんの報道で出ておまして、私が一般質問をさせていただいたのが、3月ということで、半年とは言いませんけれども、それだけのタイムラグがありながら、町のほうでは国からの要請は来ていないというような答弁だったのですけれども、その辺がちょっと、例えば住民環境課に話が行ったのが上まで上がって行ってなかったのか、その辺の役場庁内の連絡体制と申しますか、その辺はちょっとどのようになっているのかなと。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 そちらの所管の関係なのですけれども、下水道ということで住民環境課のほうで所管をしていると、その内水浸水想定区域図の作成が求められたというのが、令和3年の法改正ということではあるのですけれども、なかなかそこら辺で横の連絡というのは取っていたかとは思いますが、その辺で、ではどの辺まで、そこら辺が作成をすればいいのかとかというところで、情報収集に努めていた

というような状況かと思えます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 情報収集はもちろん大事かと思うのですが、例えばそういった要請が町に来て、例えば環境下水道係の担当者のほうに話が来た。それ、もちろん係長に上げる、課長に上げる、課長からもし何であれば副町長、町長なりに、普通の会社であればこれ下から上に上がっていきます。これが失礼ですけれども、町長も副町長もあのときはご存じなかった。これがちょっと問題かと思っているわけなのです。

実際、結構なシミュレーションといいますか、多くの情報がないとこの想定区域図作れないと、ほかのところだとコンサルティング会社を入れながら、また例えば国が補助金を出してまで、結構時間とお金のかかる、人員が必要になる区域図だというふうな認識をしているものですから、それが例えば環境下水道係だけで作れるはずがないので、それを例えば河川であったり、もちろん用水路とかですから、都市建設課であったり産業振興課であったりと、そちらにも波及してくる。1つの部署だけではなかなか作成が難しいものだと思っているのですけれども、それが来た時点で、横のつながり、横の連携が取れていなかったのではないかと思うのですけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 横の連携もそうなのですが、ちょっと大変お恥ずかしい話にはなるのですが、私も4月に異動ということもありますが、昨年中にまず都市下水路というところのなかなか定義の部分で、町内にそれがどの辺に位置しているのかというようなことで、この部分なのですけれども、旧役場庁舎から北東に位置をします大林土地区画整理事業区域という区域があるのですけれども、住宅地になっていますけれども、そこに、ちょっと古い話になりますけれども、昭和58年度から63年度にかけて、名称としますと、板倉都市下水路という名称の下水道が整備をされているというようなことになっておりまして、ちょっと古い時期に整備をされたものということで、当然管理もしていく中で脈々とそういったものが引き継がれていかなければならないところなのですけれども、実際には地中深くに埋まっているものではなくて、見た目によると、道路側溝のちょっとグレードが高いものというような形で見受けられるので、ある意味存在自体は、あるなということで分かったと思うのですが、そこが都市下水路というような位置づけの中、内水の氾濫を想定したというようなところの図面の作成とか、シミュレーションという部分のそこら辺の考えにちょっと至らなかったという部分は大変申し訳なかったなということで、ちょっと私が来たからには、その辺ちょっと調査研究を進めてまいりたいということで考えております。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 頼もしいお言葉なのですが、実際伝わっていなかったという部分で答弁をお願いしたのですが、その辺はやはりどこかで止まってしまったということなのですか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 私ちょっと詳しいところまでは分かりませんが、そのような事態であったとは思われます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 常々町長もおっしゃっていますけれども、板倉町は水害、今まで悩まされてきましたし、これからも水害による洪水被害、これに気をつけていかなければいけないと思いますので、この辺そういった洪水に関わるような問題については、ぜひもう少し真剣にといいますか、危機感を持って、まず部署内、それから庁内のほうでぜひやっていただきたいというふうに思います。

○小林武雄議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 補足でお答えをさせていただきます。

今回の関係ですが、佐山課長から説明がありましたとおり、大林の土地区画整理事業の中で整備された水路でありまして、一応当時、都市下水路という位置づけだったのです。これについては、佐山課長が言うとおり、あるのは分かっていたけれども、都市下水路という位置づけというところが、おそらく課長もこの4月に就任したばかりで、前任の課長もいたわけですが、その辺が横の連携と併せてどのように当時の担当者が県からの通知なりを判断したのか、我々にも責任がないとは申し上げませんが、私も町長も承知をしていなかったというところがございまして、これについては誠に申し訳ないというふうにも思っていますが、そんな中で、3月の質問に対する答弁については、我々内部でも、県の下水環境課からこれたしか来ているはずなのですが、そういったものが何を指していたのか、まず報告が上がっていなかったものですから、その時点で判断できなかったということで、これ安全安心係の所管ではないかというような判断を、当時質問に対しての答弁は、担当はそういうことだというような解釈をさせていただいたということでございまして、今日の再度の質問をしていただくということは、我々としても非常に心苦しいというふうにも思っておりますが、その点をご容赦いただきまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○小林武雄議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 前段で中里副町長から述べたとおりでありまして、認識の違いがあったということが一つです。それから、今でもそうなのですが、板倉町の内水氾濫というと、谷田川あるいは板倉カンセン堀、この2つ、あるいは仲伊谷田承水溝、そこが館林あるいは邑楽町から流れてきているわけですから、これが氾濫をしたときに、どういう状況になるかというのはマップがもう作られておりまして、今盛んにやっているのは外水氾濫のいわゆる渡良瀬と利根のわけです。我々もきっと、その内水氾濫というのがちゃんとできているのに、マップもね、対応もしているのに、何を指しているのだろうという、そういう意味で我々の認識も薄かったところがあります。

この間の質問をきっかけとして、どこのことを言っているのだろうということを調査をしたら、距離的にも大したものでもないし、いわゆる下水道ではなくて普通の側溝の兄貴ぐらいのものが、その当時、大林地区の中に造られて、それが都市型水路というような何かそういう位置づけにされていたのを見落としてたとか認識が違ったとかみたいなどころなので、総合的には内水氾濫についてはもうマップもできているので、大きな心配はないだろうという判断をしながら、今日の答弁に沿った内容になっているものというふうに思っております。誠に申し訳ありません。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 その件に関しては、分かりました。

併せての質問なのですが、これが県内では12の市と7つの町村ということで、邑楽郡の中では板倉町と邑楽町がこれに該当しているということだったので、邑楽町の状況はどうなっているのか分かるようなら教えてくれというようなことで前回質問させていただきました。そのときも、他の町のことは分かりませんという回答であったので、その後、調べていただいているかと思うのですが、邑楽町含めて、県内で進んでいるところ等もし分かるようであれば、お知らせいただきたいと思います。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、お答えをいたします。

板倉町と同様に、内水浸水想定区域図の作成を求められている県内の市町村につきましては、先ほど小野田議員が申されたとおり、全12市と、町につきましては、甘楽、中之条、東吾妻、玉村、草津、そして邑楽郡内の邑楽の6町ございまして、令和5年5月末現在の時点で作成を完了している自治体はございません。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 たしか2025年を目途といいますか、に作成が義務づけられているというふうな内容で書いてあったのですけれども、現在の町のこの作成状況といいますか、それはどうなっているのか。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 板倉町の作成状況ということでございますけれども、内水浸水想定区域図の作成に当たりましては、あくまでも一例になりますけれども、下水道管渠や地形の状況などをその施工時の書類でありますとか、現地調査を基にパソコン上にモデル化をしました図面上に雨を降らせるというような、いわゆるシミュレーション的なことをしなければいけないというようなところ、下水管路をいわゆる満水にすることであふれ出す雨水の浸水状況を模擬的に発生させるというような流れになってまいりまして、データが膨大というようなこともありまして、その辺を整理し計算しなければならないということで、なかなかそれは容易なことではございません。

また、先ほど小野田議員さんもおっしゃられていたように、防災マップ、ハザードマップ、既にある中でというようなところ、整合性にも留意する必要がございますので、今後、専門知識を持ちます民間の測量コンサルタントへ委託するにしましても、多額の費用を要することが見込まれるということもございますので、引き続き県の下水環境課のほうに相談を行うことで情報収集に努めまして、町全体の防災担当であります総務課安全安心係とも連携をより深めながらといいますか、図りながら、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 課長もおっしゃるように、容易ではないということは、ほかの自治体の担当者も言っていると、だからこそ1つの部署だけで済む話ではなかったのだらうと思いますし、今回、都市下水という話ですけれども、結局、この内水については水田の用排水路であったり、そういったものも小さな川から、全て氾濫する可能性というのはもちろんありますので、結局、都市建設課であったり産業振興課であっ

たり、もちろん総務課とか、その辺との連携もぜひ密にさせていただいて、今後、時間はかかるかもしれませんが、ちょこちょこ進捗状況等をお知らせいただければありがたいというふうに思います。

○小林武雄議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 今後につきましてでございますけれども、今回のこの都市下水路のシミュレーションの関係につきましては、ある意味限定された範囲においてのシミュレーションということで、板倉につきましては利根川、渡良瀬川以外に板倉川、谷田川等々ございますが、谷田川とか板倉川とかほかのそういう農業用水路というのは、この内水氾濫想定区域図の指定というか、作成の中には当たっておりませんで、本当に限られた都市下水路の排水区域を中心とした内水浸水想定ということがあるので、その辺もよりもうちょっと詳しい内容を県を通じて国に確認するだとか、そういう手続を踏まえ進めてまいりたいと考えております。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 下水だけではなかったような気がしたので、その辺も併せてお調べいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、洪水時住民避難計画の検討状況はということで通告をさせていただきました。一般質問の提出時には、私この検討委員会の委員ではなかったのですが、実際どこまでその検討が進んでいるのかというのが実際分からなかったものですから、質問をさせていただきます。

ただ、5月29日のこの検討委員会で、骨子はできたというような認識でおります。また、夜の会議だったにもかかわらず、次の30日の上毛新聞の1面には、板倉町でこの計画ができたというような新聞報道があって、早いなと思ったのですけれども、大変よくできた計画で、役場の担当者の方であったり、委員の方には大変頭の下がる思いなのですけれども、実際、現在は机上の計算というか、様々な想定の下つくられていると理解をしております。

実際、災害発生時では、町民の考えとか動き方で状況は異なってくるというふうに考えておまして、実際、災害が起これば分かるのかもしれないのですけれども、起こらないにこしたことはございませんので、実際、こういった避難の訓練、実践訓練が必要だというふうに考えております。そして、そういった訓練を繰り返して完成形に近づいていくのかなというふうに思っております。そのためには、多くの町民の方が参加することが大事であるというふうに考えますけれども、その辺の策といいますか、ありましたらお願いいたします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、小野田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

洪水時住民避難計画につきましては、議員さんおっしゃるとおり、5月29日に開催いたしました第7回の検討委員会で、この骨子案というところにつきましてご承認をいただいたところでございます。これに基づきまして、6月に住民説明会、また7月にこの避難計画に基づく避難訓練の実施を予定をしているところでございます。こちらにつきましては、もう既に6月1日の発行の「広報いたくら」にも掲載をいたしております。また、それに合わせて、住民説明会、また避難計画の実施についてのチラシも毎戸配布させていただ

きまして、周知を図っているところでございます。

今後、この住民説明会によって、各地区の住民の皆さんにこの計画の内容を理解をしていただきたいということ、それからまた、実際の訓練に当たりましては、自主防災組織や交通指導員さん、警察署、消防団、消防署、防災士の皆さん、多方面の皆さんにご協力いただかなくてはなりませんので、改めましてまた関係する団体、機関の皆様に対しましては、改めて避難計画の説明会を開催したいというふうを考えてございます。また、それを通じまして、また各自主防災組織におきましては、その役員さんへの内容の伝達というような形で行っていただきたいなというふうに思っております。

また、7月1日の広報時にも、何かしらの方法、チラシの再度配布であるとか、そういうものもこれからは進めていきたい。また、防災ラジオを使った訓練参加への呼びかけ、このような対応もしていけたらというような形で考えてございます。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 周知については、よろしくお願ひしたいと思います。

実際、今の答弁の中でも多くのスタッフが必要になるというようなご指摘がございました。役場にお勤めの職員さんはよろしいかと思うのですけれども、行政区による自主防災組織であったり、消防団については、数年ごとに役員さんなり担当者が代わってくるというような、人が入れ替わるということになるわけですけれども、それについて、例えば何年に1度なり毎年なり、代わった自主防災組織の役員さんなり消防団員についての研修とか、そういったものは必要になってくるのではないかなと、もちろんそれは行政区でやってねとか、消防団の中でやってねって、防災士の中でやってね、それでいいのかもしれないのですけれども、町としてもできればやっていくべきだと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、やはり先ほど申し上げましたように、避難所の運営ですとか、避難経路上の交通誘導等、たくさんの方のご協力がないとこの避難計画は実施ができない、実現できないというようなことで考えてございます。今回7月には、この計画に基づく避難訓練を実施を予定しておりますが、この訓練をできたら毎年実施をいたしまして、その都度、問題点や課題を抽出して、毎年毎年この骨子案、計画をブラッシュアップしていくというような形で進めていければというふうに考えているところでございます。

また、各団体に参加いただき、協力団体の方についての研修会等についても、こちらにつきましても各団体とも協議をした上で、検討していければというふうに思います。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 ありがとうございます。

避難については、大体最悪3日分の食料なり水なりを準備して避難をすると、最低3日間というようなことをよく言われますけれども、外水が切れた場合、板倉町については、最悪1か月弱、またはそれ以上の避

難生活が続くという可能性があるわけなのですけれども、この最初の3日間を過ぎた後のこと、町はどのように考えているのか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 まず、避難される皆様には、3日分の水や食料を用意していただきたいということでお願いをしております。これにつきましては、やはり利根川、渡良瀬川が氾濫して浸水した場合は板倉町は、ほとんど全域が浸水区域となると、そうすると外部からの支援ですか、救助とか、そういうそれに要する時間が、やはり2日、3日ぐらいは必要になるというふうに考えてございます。それを過ぎて、3日を過ぎる段階になれば、警察や消防、それから自衛隊等の派遣があつて、そちらからの援助なり救助なりが期待できるということで考えてございますので、まずは救助が来るまでの3日間、これを持ちこたえるための水、食料を各世帯、個人でご用意いただきたいというのがその3日間の理由でございます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 分かりました。一般質問は、洪水時住民避難計画のことだったので、それ以上のことを聞くのはちょっと違反になるのかもしれないのですけれども、今後は、避難が長期にわたる想定で、町の職員の方であつたり防災組織であつたり、消防団なり消防職員なりの動きのシミュレーションも考えていただけるのがよろしいのかなと思っております。

また、ボランティアの受入れ態勢の準備ですとか、構築も重要になってくるのかなというふうに思いますので、引き続きの検討、よろしくお願ひしたいと思ひます。それについてお願ひします。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 ご提案ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、この災害が万一起きた場合は、そのときの避難だけでは済みません。その避難所における避難所運営、またその生活の面、または生活再建に向けたボランティアの受入れ態勢ですとか、多岐にわたってきます。こちらにつきましても、この計画と併せて十分検討を進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 どうもありがとうございます。

では、次の質問に移ります。教育行政についてということで、まず教育長にお伺ひしたいのですけれども、群馬県教育委員会の児童生徒等事故・問題行動・災害被害報告要領について、前回の一般質問をさせていただいたときに、負傷した児童生徒が1週間以上の欠席が見込まれるとき、または治療に1か月以上の日数を要すると見込まれるときというように報告を上げるというような要領があるということで、これは局長か何かにご答弁いただいたところなのですけれども、それについて町長が県のこの指針は甘いのではないかとということで、教育長、たしかあのときは郡の教育長のトップだったというようなことで、働きかけて、見直しをすべきであると指示をするという町長からのご答弁があつたのですけれども、それについてその後の経緯といたしますか、ありましたらお願ひします。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、ただいまのご質問の件についてですけれども、さきの3月議会での答弁の中で、小野田議員、それから町長よりご指摘いただいた件につきまして、東部教育事務所のほうには連絡を入れさせてもらいました。県からは、正式な書類としての報告は要領のとおりでお願いしたいというようなことです。今、この範囲に至らない事故や問題行動であっても、現在も速報という形で連絡をいただいている事実があり、今後要領以上に丁寧に、弾力的に運用していきたいと、こんなことを伺いました。

また、実際、今年度当初の県の会議等においても、この児童生徒等事故・問題行動の報告についてということで、特に救急搬送を伴うような事故など、要領にとらわれることなく、丁寧に報告を上げていただきたいと、このようなお話もございました。

これを受けまして、板倉町教育委員会事務局では、町内各学校へ周知した上で、今後、板倉町の児童生徒等事故報告基準、こういうことについて、もう少し広い範囲での報告を求めるよう見直しを図っていくことといたします。よろしく申し上げます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 群馬県の教育委員会の要領とは別に、板倉町にも板倉町立小学校及び中学校管理運営規則というのがあると聞いてはいるのですけれども、これをさらにバージョンアップしていくといえますか、詳細な規定にレベルを上げていくよというような検討は今のところはどうでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 先ほど教育長より答弁がございましたが、県教委からの回答を受けまして、板倉町の児童生徒等事故・問題行動の基準について見直しを図るということに決定しています。

今後ですが、学校長、養護教諭、生徒指導担当教諭と話し合いまして、今年度中には、現場の現状に合った基準及び報告書の形式等を作成してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。不登校児童生徒のケアについてお伺いしてまいります。学校以外でそういった不登校の児童や生徒をケアする場所といたしますか、ところは町内にあるのかどうかお願いします。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 学校以外でということでご案内するところがございますが、3か所ございます。1か所目につきましては、町教育相談所です。こちらにつきましては、板倉中学校内の相談室に設置されておりますが、学校へ足が向かない児童生徒や保護者に対しては、中央公民館の相談室でも相談ができるように配慮してございます。また、板倉町の教育相談所の窓口としましてホームページにも掲載しております。



2か所目といたしましては、教育委員会の事務局でございます。こちらの冊子「地域資源ブックマーク」にも不登校の相談窓口として掲載しております。こちらのブックマークにつきましては、役場窓口等に配備をしてございます。実際に保護者からの相談にも対応しております。

3か所目ですが、やはりこちらの「地域資源ブックマーク」にありますように、福祉課で対応します。こちらにつきましては、不登校児童生徒のうち特にひきこもりに悩む家族の相談窓口として対応しているような状況でございます。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 不登校の話については、実は選挙期間中にある保護者の方からちょっとご相談をいただいたのです。以前、そういった不登校の児童生徒の関係で悩みがあったということで、適応指導教室、教育支援センターというらしいのですが、これは各自治体の教育委員会で設置するものであるというようなことをお伺いしました。やはりそういった行き場のない子供に追い詰められているというのですか、そういった子供たちのやはり居場所づくりが大事なのではないのですかというようなことをお話いただいたわけですが、教育委員会の事務局であったり、福祉課はただ相談に行くだけであって、実際、そういった悩んでいる子供たちの居場所づくりのためにも、先ほどの最初の教育相談所といいますか、中央公民館にもありますということだったのですけれども、それ以外のこういった適応指導教室というようなものの設置というのは、板倉町はしていないというような認識でよろしいのでしょうか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 板倉町につきましては、これまで何度か適応指導教室の設置については議論をしてきました。適応指導教室の設置の目的としましては、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援することです。板倉町では、学校へ全く登校できない児童生徒がいなかったことも未設置の理由の一つというふうに考えています。

また、教育相談員を全校に配置し、相談室や保健室を使って、不登校の児童生徒の対応に当たることで、事実上、適応指導教室に近い形が実現しているということも設置をしていない理由に挙げられます。

板倉町で初めて現在のような教育相談員を設置したのは、平成10年でございます。その際は、中央公民館に教育相談室という名目で設置しまして、そこが適応指導教室の役割を果たしていました。事実、中央公民館の相談室を活用しまして、小学校勤務の相談員が不登校児童の対応をしていた時期も過去にはございます。しかし、校内での困り感のある児童生徒にすぐに寄り添えるようにということで、学校内に勤務してほしいという学校からの要望に応える形で、現在のような全学校への相談員の設置という勤務形態にした経緯がございます。

現在、板倉町では、小学校で2名、中学校で7名の不登校児童生徒がおります。不登校の問題は、年々深刻化しておりますが、板倉町としては適応指導教室の役割を校内に設けて、各校の教育相談員が随時対応していける体制を取り、現状では十分機能しているというふうに考えております。

現在では、校内に相談室や適応指導教室の個別の部屋が空き教室の問題で全小中学校には設置できておりませんが、今後は全小中学校に設置できるように、環境づくりに努めていきたいというふうに考えています。

なお、学校以外の場所に適応指導教室を設置してほしいという強い要望が保護者からあれば、そちらも検討はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 割と手厚くケアはできているのかなというような印象なのですが、学校内に設置してあるというか、学校内である程度賄えているという部分かなと今認識なのですが、それはたまたま今そういった学校に全く行けない子がいないだけであって、今後やはり学校が嫌だというか、学校に行くことができないと、そういった子が出てこないとも限らないと思いますし、そちらに本当は行きたいんだけどというような子もいるかもしれないのですが、だからといってつくれとは言えませんけれども、今後、そういった保護者なりからの意見を参考にしながらの施策というのを進めていただければと思います。

実際、今板倉町にはないわけですが、近隣の市町においてはこういった今実情といますか、状況についてお知らせいただきたいと思います。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 近隣の市町村の状況につきましては、適応指導教室が設置されております。例えばある町では、使われなくなった民家や施設を町が借り上げまして、いつでも児童生徒が登校できるように、指導員2名と相談員2名の常時配置をしている状況です。ただ、この町では、小学校への教育相談員の配置はありません。

また、ある市では、教育委員会が市所有の建物の一角に教育研究所を開所しまして、その事業の一つとして適応指導教室を設置しています。この市では、各校には教育相談員を常時配置せずに、研究所に指導主事1名、相談員2名、指導員4名を配置し対応しています。さらに、適応指導教室は設置はしていますが、入級希望者がいないため、各校に出向いて巡回の指導をしている町もございます。このように、市町によりまして、設置形態も勤務条件も様々でございますが、板倉町につきましては、現在の形態で今のところは継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 私が子供の頃というのは、不登校を許されなかったというのが分からないのですが、それほど数はいなかったと認識しております。それについてはやはりいろいろ親との距離の近さであったりなんなりというようなものがいろいろ作用しているのかなと勝手には思っているのですが、子供が少ない中での今回9人ということで、前年度から比べれば2人減っているのかなと思うのですが、子供は町の宝ですので、ぜひ手厚いケアができるように、今後やっていただければと思います。

それで、1点お聞きしたいのが、南小を活用したフリースクールの話があったかと思うので、現在も継続していると思うのですが、その今の進捗状況というのが分かれば教えてください。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 お答えいたします。

南小学校の利活用につきまして、フリースクールといえますか、通信制の高等学校、いわゆる学校法人が運営する施設というようなことで、現在賃貸借契約に向けての調整をしている段階でございます。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 ということは、国なりからの認可が下りたということで理解してよろしいのでしょうか。

○小林武雄議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 こちら、今意見交換をしている学校法人が三重県の学校法人でございまして、三重県に対する学則変更の手続というような状況でございまして、その詳細な状況について、また今後意見交換をする予定とはなっております。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 南小の利活用と併せて、重要な、大事な問題かと思っておりますので、進捗状況については逐一お知らせいただければありがたいと思います。教育行政については、以上で終わりにさせていただきます。

次の4月23日執行の町議会議員選挙について質問をさせていただきます。年代ごと、男女別の投票率ということに加えて、できれば地域別というのですか、東西南北でも結構なので、そういったのが分かれば、分かる範囲でお知らせいただきたいと思います。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 それでは、4月23日に執行いたしました板倉町議会議員選挙の年代ごと、男女別の投票率を申し上げます。

まず、10歳代、男31.71%、女34.78%、計33.19%。20歳代、男22.11%、女29.81%、計25.63%。30代、男33.96%、女38.88%、計36.15%。40歳代、男44.47%、女49.76%、計46.90%。50歳代、男50.98%、女57.89%、計54.37%。60歳代、男68.53%、女69.87%、計69.19%。70歳代、男74.09%、女76.57%、計75.38%。80歳代以上、男63.36%、女45.70%、計52.50%。全体で男54.44%、女57.22%、合わせまして合計55.82%でございます。

次に、地区別の投票率ということでございますが、申し訳ございませんが、地区別の集計はしてございませんので、投票所別の投票率ということでよろしいですか。

[「長くなりそうならいいです」と言う人あり]

○小林桂樹総務課長 よろしいですか。11投票所分ですが、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○小林桂樹総務課長 以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 町議会議員選挙というと、やはり一番町民にとっては身近な選挙だと思いますし、

地域の代表者を町政に送り出すというような考えを持っている方も多々いらっしゃるかというふうに思います。実際、地区別でどうかというふうにお聞きしたのは、今回、北地区でどなたも立候補されなかったということで、北地区における投票率というのは、以前と比べると、地元から誰も出ないとなるとやはり盛り上がりには欠けたりするのか、その辺の町としての分析といたしますか、そういうのが考えがあるようだったら、ちょっとお知らせいただきたいのですけれども。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 まず、北地区の投票率ですが、第1投票所、北部公民館、第2投票所の細谷事務所がございます。この2か所の前回の平成31年の町議選の投票率と今回の投票率の比較を申し上げます。まず、第1投票所、北部公民館ですが、31年の町議選では61.84%、今回の投票率が55.24%、第2投票所、細谷事務所です。31年が58.61%、今回は52.16%ということでございます。ほかの投票所も含めて、全体的には今回の町議選のほうが投票率は下がっている傾向にはございますが、特にその北地区については、その投票率が下がっているのが顕著かなというふうに考えられます。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 全体としても下がっているのですが、誤差の範囲内なのかなというような気はいたします。

それで、各年代ごとのを教えていただいたところ、やはり20代、30代が低いと、思ったより10代は高いのだなと、18、19歳しかおりませんのであれなのですけれども、いろいろ選挙に公的なのぼりがいろいろ立ってたり、いろんなところで選挙に行きましょうプロモーションを行ったにもかかわらず、やはり投票率は上がってこない、ずっと下落傾向にあるということで、逆に立候補者たる我々がもっと魅力的にならなければいけないなというのも考えつつも、やはり何かしらの施策も今後必要になってくる、考えなければいけないとは思いますが、こういった議会の様子の子供たちに見てもらったりとか、そういった工夫も今後必要になってくると思いますので、ぜひその辺検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林武雄議長 小林総務課長。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 お答えいたします。

子供たちへの議会への参加というのですか、一般に子ども議会と言われているものということで理解してよろしいでしょうか。子ども議会につきましては、郡内の近隣の自治体でも実施しているところがございませぬ。本町におきましても、近隣の実施の状況等も調査いたしまして、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員。

○5番 小野田富康議員 あまり時間がないので、ちょっと最後の質問だけさせてもらいたいのですけれども、投票所の利便性の向上ということで、利便性というか、投票しやすい投票所にしていただきたいというようなことで、要望に近いものなのですが、足の悪い方にとって、投票所に行く、投票行動をするのが段差

があったり、もちろんスロープはつけていただいたりしていたりもするのですけれども、例えば靴を脱がなければ上がれないとか、たまたまうちの投票所がそういったものだったので、うちの母親なんかも足が悪いので、できればそういう段差のない投票所ということで、期日前の投票で役場に来てやったというような話をしていました。できれば、みんなが投票しやすい投票所ということで考えていただければというふうに思うのですけれども、何か工夫できる場所があれば、考えていることとかあればお願いします。

○小林武雄議長 小林総務課長。時間が近いものですから、簡潔によろしくお願いいたします。

[小林桂樹総務課長登壇]

○小林桂樹総務課長 町内の11か所の投票所につきましては、特に地区公民館や児童館を除きます地域の集会所6か所については、やはり出入口に段差があったり、駐車場が手狭であったりということで、必ずしも十分な施設ではないというふうには認識しております。特に地域の集会所のその土足で上がれるようにとか、そのような利便性の向上につきましては、床面にシートを敷いて対応するとかというのが一部の集会所でも実施はしてございます。ただ、各施設につきましては、各行政区の所有物でございますので、行政区長や集会所の管理者の方々と協議をして、シートを敷くですとか、何らかの対応できるかというところにつきましては、検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○小林武雄議長 小野田議員、時間過ぎておりますので、まとめてください。

○5番 小野田富康議員 もしそういった投票しやすい投票所になれば、もしかしたら0.1%ぐらいは投票率が上がるかもしれませんので、よろしくお願いします。

ちょっと過ぎてしまいました。私の一般質問、以上で終了いたします。ありがとうございました。

○小林武雄議長 以上で小野田富康議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

15時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 3時17分)

---

再 開 (午後 3時30分)

○小林武雄議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 最後の時間です。よろしくお願いします。あと1時間ほど辛抱してください。よろしくお願いします。

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。挙手をお願いいたします。

青木議員。

○11番 青木秀夫議員 11番の青木です。よろしくお願いします。

では、早速質問に入らせていただきます。少子高齢化、人口減少問題が政治、経済、社会、あらゆる分野

でこの10年、20年後の問題としてではなく、喫緊の課題としてどう取り組まなければならないかということで、皆躍起になっているところです。この少子高齢化、人口減少の中で、右肩下がりの傾向といいますが、トレンドは、予測以上のスピードで進んでいるようです。この傾向は、間もなく大都市の東京までも及んで、全国的な現象となって、深刻さが深まっていくのではないかと思います。

国でも何度も出ていますが、異次元の少子化対策などと看板を掲げて躍起になっているのですが、果たして成果は上がるのでしょうか。この20年間、国も少子化対策とかけ声をかけてやってきましたが、結果としては右肩下がり止めることもできなかつたです。

平成22年の子供の出生数が80万人割れというのがつい最近発表されました。大ニュースとなっております。これ1899年、明治32年、それ以来だということのようです。明治維新の頃は、人口3,300万だったそうですから、日本もいずれその3,300万の明治維新の時代に向かっているのではないかと大変心配です。

この異次元の少子化対策として、児童手当の取得制限撤廃とか、第3子以降の月額3万円の増額とかするようですが、その程度で、果たしてこの子供支援策で出生率を上げるということはできるのでしょうか。お金だけの問題だと思いませんけれども、私は、この豊かさと少子化はこれ反比例しているのではないかなと思って、豊かになればなるほど、子供の出生数は減っていくということになるかなというふうにも思えるのです。果たしてこんな異次元の少子化対策、焼け石に水にならなければと心配しています。

各自治体でもそれぞれこの少子化対策、子供支援策を打ち出しているようですが、先日こんなニュースが新聞に載っておりました。東京都の足立区では、奨学金を最大3,600万円、これ貸与ではないのですよ、給付するという制度が来年度からスタートするというニュースが載っていました。おそらくこの対象者は、3,600万の給付ですから、2名とか1名とか若干名だと思うので、果たして出生率を上げる成果にはならないのではないかと、ただ目玉にはなるでしょうけれども、と思うのです。

この少子化の要因は、幾つかあると思うのですが、この子育ては、誰でも知っているとおり24時間、365日、年中無休で、これ大変な仕事です。それが一番この少子化を生んでいる原因かなと思うのです。経済問題よりも子供の世話とか手間、それが大変だということで、少子化という現象は出ているのかなと思うのです。

それから、よくマスコミで識者というか評論家が教育費の負担が大きいと、子育てには幾らかかるとか、よく発表しています。それもこのテレビ、新聞であおっている、教育費がかかるとあおっていることもこの若い世代に大きな影響を与えて、この少子化を生んでいる一つの要因になっているのかなというような気がします。

この人間の心、気持ちを変えることはこれは難しいと思うのです。少子化の傾向は、当面、日本中今のような状態がしばらく続くのではないかと、変わるのは30年か50年後ぐらいかなと。

日本中少子化、この板倉町でも当然その真ただ中にあるわけですから、そういう現実を踏まえて、そういう現実に合わせて教育行政も考えていかなければならないと思うのです。小学校、中学校においてもいろいろな課題が予測されております。そういう課題解決には、そのうち、近々なんていうのではなくて、今すぐ直ちに取り組まなければならないというようなことではないかと思うのです。5年後、10年後なんて言っている場合ではありません。5年後、10年後はこれ間違いなく、怠けていても急いでも何でも必ずやってきますから、そういう中で1つだけ、これは教育長かな、お伺いしたいのですけれども、この小学校の問題、

統合なども視野に入れて、いろんな計画を立てているかと思うのですけれども、小学校の統合について1つだけお伺いしたいと思います。数年先はすぐに来ますから、それに備えて、今の考え、計画をお伺いしたいのですけれども。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 ただいまご質問にありました小学校の統合についてお答えしたいと思います。

小学校の統合につきましては、現時点では具体的な計画はございません。板倉町の出生数の減少につきましても、十分承知しております。令和5年4月1日現在の零歳児が34名です。来年度は、現時点での見込みですが、35名程度と推計をしています。

出生数の減少に伴います東小、西小の児童数ですが、令和4年度、昨年度になります。に生まれた子供たちが小学校に入学する令和11年度になります。11年度の新入生ですが、東小の1年生が13名、西小が21名となっています。しかし、入学時には、ほかの市町村からの転入等によりまして、毎年数名ではありますが、若干ですが増えることが予想されますが、現時点での実数では、令和11年度、東小の全校児童数が138名というふうに、西小が171名というふうに今は推計をしております。東小、西小合わせますと、309名というふうな令和11年度の小学校の数を今推計をしております。現在の西小の児童数が304名ですので、今現在の西小と同程度の全小学生の数になるというふうになっています。東小の全校児童数138名については、全学年が単学級にはなりますが、単独での設置が十分可能な児童数というふうには認識しております。

児童生徒数の減少は避けては通れない課題ではございますが、できるだけ現在の学校数を確保していきたいというふうに考えています。今、一人一人に応じたきめ細かな指導が求められています。少人数だからこそできる指導もあります。また、学校数の減少は、町内の教職員数の減少にもつながりますので、町内の教職員数が減少すれば、質の高い教育を行うという点でもマイナスになりますので、現時点では統合というのは考えてはおりません。

以上です。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 令和11年度はすぐやってくるよね。だから、早く準備しておかないと、計画なんてしている場合ではないと思うのです。だから、早めに手を打って、先手先手で計画していく必要があると思うのです。本当、5年ぐらいはすぐたってしまうと思うのです。ですから、今のうちに早めに計画を立てておいたほうがいいと思うのです。

この少子化の中で、今度は中学校のことをちょっとお伺いしますけれども、中学校においても小学校以上にいろいろな問題が生まれてくるのではないかと思うのです。3点ほど伺えますか。

1つは、中学校も単学級になると、やはり専科制という問題で維持できるのかと、体操の先生と英語の先生を掛け持ちでやるとか、音楽の先生と国語の先生を掛け持ちでやるとか、単学級のそういうこともあり得るわけです。昔はそんなの平気でやっていたけれども、今はどういうふうな形でやっているのか分かりませんけれども、そういった問題とか、あるいはよく言われている部活動の問題なのです。皆さんが心配しているわけです。人数少なければ男女半々だと。部活も1つかせいぜい2つに集約しなくてはやっていけない

と。そうすると、そういういろんなものを希望している子は、何かそこの中学へ行きたくないと、例えば板倉の場合、1校しか区域にないから、そういうのが将来、ほかの地域と編入というか、転入というか、転出というか、そういうのができるのかどうかとか、そういった問題も絡んでくると思うのです。同じ市であれば、市内の移動だから案外簡単にできるかと思うのですけれども、板倉の中学から館林の中学行くとか、俺は太田の中学行くのだなんていうそういう人も、今ではちょっと制度的にできないのではないかと思うのですけれども、そういった問題もあると思うので、そういうことも想定しておかなければいけないのではないかと。

それと、3つ目は、だんだん豊かになってくると、現実に板倉町でも小学校から板倉の中学ではなくて、よその私立の中学校へ行く、あるいは何か太田にだってあるでしょう。あれ県立になるの、太田の中高一貫の学校は。

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 ああいうところに行っている人もいますし、ここは交通の便を考えれば、足利にだって佐野にだって栃木にだって私立の中学校あります。埼玉のほうに行けば、隣の昔の北川辺、そこにもありますし、ちょっと足延ばせば春日部のほうまで行けば、幾つもそういう学校は存在しているのではないかなと思うのです。現実に今でも1年に数人だか七、八人だか、その辺はよその私立の学校へ行っている方はおると思うのです。

これますます豊かになると、少子化で子供が1人だとかそういうふうになると、そういうことを親が考えるということになると、小学校は、何人いるかは先の話ですけれども、中学校の人数がそっくりイコール移動するというわけにいかないと思うのです。だから、その辺のことも考えて進めないと、それは親のそれぞれの気持ちはみんな把握できないですから、そういうのをあらかじめ予測して進めていかないと、そういう現象が起きてからでは間に合わないから、中学校なんてひょっとすると、私立の学校へ行く人が多くなるのかなと。なぜそんなことになるかと言えば、よくみんな週刊誌でも何でも出ていますけれども、みんな考えておるのは、親が大学進学を考えて皆それやっているのでしょう。理由はただ一つなのです。そうすると、今の都会の中高一貫の学校には、公立の学校はのんきに構えているから負けてしまうのです。栃木県だの群馬県の高등학교、公立の学校もだんだんだんだん負けてしまって、首都圏の私立学校にみんな負けているわけですよ、この中学を板倉中学ではなくて私立の学校へ行かれる方が増えることも十分に考えておかななくてはならない。それは、現実に数字に出ているから、週刊誌なんか書かれて、もうあれでしょう、東京の大学だって、首都圏大学になってしまっている、1都3県の。よく週刊誌だのニュースになっているでしょう。学校でも困っているのだから。大学としては全国区の大学になりたいのだけれども、みんな試験で入ってくると、1都3県の生徒で80%とか75ぐらいはみんな行っているらしいのです。だから、そういうことで、成績がそこに行ったほうがいいのだということになると、この板倉町だって、近くにそういうのがあるわけだから、そういう学校に行かれるということも視野に入れて、この中学校の問題も手を打っていかないといけないかなと思うのですが、どうですか。

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]



○小野寺雅明教育委員会事務局長 中学校の問題ということで、1つ目の単学級になった場合というのですが、今現在、推計をしまして、10年後の令和15年度、先ほど言われましたように、私立にいっぱい行ってしまうと、また人数は変わってきてしまうのですが、取りあえず今の子供の人口で見ますと、10年後の令和15年度については、全校生徒数が167名ということで、各学年2学級になります。特別支援学級の2学級を加えますと8学級となりますので、教員の標準の配置数は13名となり、全10教科の専門教諭を配置することができるということで、2つ目にありましたように、1人の先生が2教科でなく、10教科については全て専門の担任というか、専門の先生がつける状況です。

私立については、確かにちょっと、今後は分からないのですが、令和4年度を見ますと、私立の中学校に4名程度の方が行っていますので、今後増えるとなると、そこら辺の推計はちょっと分からない状況です。

[何事か言う人あり]

○小林武雄議長 小野寺教育委員会事務局長。

[小野寺雅明教育委員会事務局長登壇]

○小野寺雅明教育委員会事務局長 部活動につきましては、確かに部員数の減少になりますと、今以上に設置が減りますので、希望する部活に入れなくなる可能性もあります。それは、部活の顧問につきましても2名ずつつくことが基本になりますので、例えば13名となった場合は、部活動が6つになってしまうという可能性は大いにあるとは思いますが。

「もう一つ、私学の関係は」と言う人あり]

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 部活動なんかでも、なければ子供は従うしかないけれども、いろいろそういう問題が起きると広域的に考えたりして、中学生だから、よその区域の学校に通うなんていう、私がいた田舎の中学ではそういう学校少なくなってしまったのです。同じ地域だから自転車で五、六キロ、違う学校へ行けるのです。そういうのを認めたらしいのです。そうしたらみんな散り散りばらばら、子供がいなくなってしまうと、中学はあっという間に消滅してしまったというか、そういうことも同じ町だから、そういうことを許したのでしょうかけれども、どうしても人によって野球やりたいとかサッカーやりたいとかいろいろあります。それで、どうしても、弱体チームで、1年生でやっとそろってやるなんていうと、中にはそういう中で野球やるのかというのは、何か本人満足しないという人も出てくるわけです。だから、そういうこともありますので、その辺のことももっと広域的に考えられるのか、その辺も検討したほうがいいと思うのです。

次に、義務教育の学力というのを自己評価してみてください。自己評価って一体、今の学力ってどの辺を見ているのか、教育長の個人的な見解でもよろしいですから伺いたいですけれども。

それで、その前に、今あれですか、学力テストというのは、あんまりマスコミに出ないのだけれども、やっているのですか、ずっと前から。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 お答えします。

今、議員のお尋ねになったのは、全国学力・学習状況調査のことでしょうか。

「はい」と言う人あり]

○赤坂文弘教育長 現在も実施されております。

〔「毎年やられている」と言う人あり〕

○赤坂文弘教育長 毎年やっています。ただ、コロナ禍の中でやらなかったという年も、休校になったりしたことがありますので、全国的に。そのときには実施されませんでした。今でも行っております。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 例えば県別とか、そういうので成績の評価を発表しているのですか。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

〔赤坂文弘教育長登壇〕

○赤坂文弘教育長 結果については、県別等については公表になっております。

〔「公表になっている」と言う人あり〕

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 最近、マスコミ騒いでいないよね。いつもそういうのが出ると、どこかの知事か何かが騒いで、テレビ、新聞に出て、秋田県が1番だとか沖縄が最下位だとか、我が県は何だとかと言って、よく載っていましたがけれども、公表はされているのですか、県別に。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

〔赤坂文弘教育長登壇〕

○赤坂文弘教育長 お答えします。

県別の結果については、公表されております。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 コロナのせいであれかな、あんまりニュース見逃してしまったのか、最近見ていないので気がつかなかったのだけれども、出しているのですね。

それで、この義務教育の学力というのは一体どうなのか、教育長の主観を込めて伺いたいのです。やはり学力といっても、何か基準、目安がないと、これ議論できないです。人間の欲望は切りがないですから、学力だって財力だって、もうどこまでが満足ということはないと思うので、どこを基準にして、どこを目安にして上とか下とか、いいとか悪いとか議論しないと、なかなかかみ合った議論にならないと思うので、その辺を踏まえて、私が聞きたいのは、義務教育の普通の子供のことを対象にして聞いているのです。例外みたいな、何かスーパーマンみたいな子供のことはあっちへ置いておいて、普通の子、一番多いゾーンの人を対象に聞いているのですから、例外の人はのけて、普通の話として、それを前提に答弁していただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

〔赤坂文弘教育長登壇〕

○赤坂文弘教育長 それでは、議員の今お尋ねになりました義務教育の学力をどのように捉えているのかということについてお答えいたします。

まず、義務教育についてですけれども、その目的が、国民が共通に身につけるべき公教育の基礎的な部分を誰もがひとしく享受し得るように制度的に保障するものと、このようになっております。これが義務教育です。

そこで、今お尋ねになった義務教育の学力についてということなのですからけれども、もちろん年度ごとに多少の違いはございますけれども、おおむね良い結果だというふうに評価してよいと思っております。その理由の一つなのですからけれども、一つの判断材料ということになるわけですからけれども、OECD加盟国の中で、35か国あるわけですからけれども、その中で学力調査というのを実施しております。3年に1度です。15歳、高校1年生です。これは、抽出ということになっております。2015年、平成27年の結果が公表になっております。3つの領域でテストをしております。1つが読解力、2つ目が数学、そして理科、科学という、読解力、数学、科学ということでテストを行っているわけですからけれども、平成27年、2015年の結果が37か国中、読解力が6位、数学が1位、科学が1位、直近では、2018年、平成30年の結果が出ております。読解力が11位、数学が1位、科学が2位、35か国中ということですから。分析も出ておまして、日本の学力については、数学、科学は世界トップレベルを維持しているというそういうまとめです。読解力はやや下がっているものの、平均よりも上であるということで、これらの結果から、日本の義務教育ということで今お尋ねになったわけですからけれども、おおむねよいというふうに評価してよろしいのではないかなと、そんなふうに思っております。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 いや、私が聞いているのはOECDの評価ではなくて、教育長の個人的な現場における感覚を伺っているのですよ、もっと分かりやすく。例えば、私の例で挙げれば、国語で言えば新聞を読むことができるのか、おおむね。算数で言えば四則の計算がまあまあできるのか、その辺をクリアすればいいのかなとか、教育長の認識です。そんな程度はみんなできていれば合格だよとか言うのか、なかなかそれできていないのだよなというので、OECDの評価を伺っているのではないのです。それを具体的に何か一つ例を示して、こういうことで、現場の感覚として今の義務教育の学力があれば大丈夫だよとかって、そういうふうに力強く言えるのかどうか伺います。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今、OECDの結果ということで申し上げたのですけれども、先ほど基準がなければということなので、日本ができたできないは、やはり周り比べてどうだということ判断していかなければならないということで、世界の水準ということで日本の子供たちを比較すると、数学、理科は上位であると、読解力や下がっているけれども、平均より上ということを総合してということでお話をいたしました。

個人的に、学力はどうだということ今お尋ねになったわけですからけれども、私としては、現場にいるのは板倉町の子供たちということなのですからけれども、とてもよく頑張っているというふうには評価はしております。国語についても数学についても算数についても、そういう点では板倉町の子供たちは非常に真面目で、先生に言われたことはしっかり学んでおりますので、よい結果であるのではないかなとは思っております。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 一般的にはあれですよ。義務教育の国語などの学力というと、日常生活に必要な国語を正しく理解し使用することとか、非常に抽象的ですからけれどもね。算数の学力とは、日常生活に必要な数量的な関係を理解し、処理する能力と、それができればまあまあかなということに、確かにそれができれば、それを基準にすれば、これが十分にクリアできれば、おそらくほとんどの仕事はできると思うのです。私、常々思っているのですけれども、小学校の5、6年生の学力があれば、町長も教育長も務まるのではない

かなと私は思っているわけです。そこだけしっかりクリアすれば、なかなかそれができないのかなと思っ  
ているのです。そういう認識でいるのです。

そこで、伺いたいのですけれども、先ほど教育長も言いましたが、前に、平成26年頃のデータなのですけ  
れども、これは小学校の話です。学力テストのA問題で、国語は、これ全国平均で60点以上、算数で75点程  
度は取っているというのです。これ見ると、基礎学力十分あるのではないかなと。私、問題見たら結構難し  
い。我々が小学校のときにはあんなのできないでしょう、60点なんて取れない、はっきり言って。それを今  
の子供は、それでこれ全国平均で取っているから本当かなと私は思っているのです。あの平均点があれば、  
ほとんどの仕事もできるし、義務教育の学力としては十分かなと思っっているのです。

ところが、それにもかかわらず、一方でこういう情報も流れています。日本は学力低下、学力不足で国際  
競争力に負けて、国際社会から取り残される。そういうニュースもよく出ているのです。これどこから発信  
しているのか。それはお聞きになっているでしょう。日本は国際競争に負けて、国際社会から取り残され  
ると、よく大げさにこれは載っているわけです。この情報どこから出ているというふうに、私は前にも言っ  
ているのですけれども、この情報を流しているのは教育産業だと思うのです。子供の少子化で市場が半減し  
ていますから、だからこういう危機感をあおって、皆に恐怖感を与えることによって、利益があるのはこの教  
育産業なのです。日本が負けてしまう、負けてしまう、遅れている、遅れているということを言って、不安  
をあおっているのです。その不安が拡散すればするほど、広がれば広がるほどこの利益が得られるのは、教  
育産業なのです。

先ほど教育長の話とOECDの評価では、そういう評価が出ているというのですけれども、一方において、  
こういうのが出ているということをご存じですよ。その辺のことをどのように受け止めていますか。ちょ  
っとこの場では言いにくいですか。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、議員がおっしゃった学力低下の問題ということについてお答えしたいと思  
います。

義務教育の学力につきましては、少し前になります。20年ぐらい前、2000年ぐらいになりますけれども、  
学力低下の問題が盛んに言われました。私も現場の教諭として教壇に立っていましたので、そのときの様子  
はよく覚えております。どういうことかといいますと、2003年、やはりこれもOECDの学力テストの結果  
で、俗に言う、今ではPISAショックというようなことで言われております。どういうことかといいます  
と、2000年のOECDの学力テスト、8位だったものが、2003年、3年に1遍実施していますので、3年後  
には13位になったと、読解力がですね。数学については1位だったものが6位になったということで、読解  
力も数学も大幅に学力がOECDの中で落ちたということで、学力低下の問題ということで、このときに大  
きく取り上げられたということがございます。

この落ちた原因について、どうして落ちたかという、当時ゆとり教育ということで盛んに言われた時期  
です。実際にゆとり教育というのは、何でゆとり教育が始まったのかって言いますと、当時学校の授業が学  
力重視ではないかと、あるいは落ちこぼれがあるというところ、あるいは詰め込み教育が教育に幅を利か  
せているのではないかと、もっとゆとりを持って教えたほうがいいのではないかと、ということでゆ

とり教育が始まったのですけれども、始まった途端に学力が落ちたものですから、新聞等マスコミ等でゆとり教育が原因ではないか、こんなに落ちたのは文科省が原因だ、学力低下が問題だ、これは何とかしろということで大きく取り上げられたと、これがPISAショックと言われているものです。

その後、先ほど議員のおっしゃった全国学力・学習状況調査、それまでは行われていなかったのですけれども、日本独自の学力調査をやはり毎年実施して、課題は何かそれぞれの県でしっかり取り組んでほしいということで文科省のほうから通達が下りました。それぞれの県で学力向上対策というのを、県の独自政策ということで行ってきたわけです。

それから随分時間がたちました。群馬県でも、平成24年になりますが、群馬県独自のほばたく群馬の指導プラン、これはもうⅠ番とⅡ番というのができていまして、間もなくまた改訂版が出るという話を聞いているのですけれども、先ほど秋田が全国で上位だというお話がありましたけれども、この全国学力テストを行った結果、秋田が上位にいますので、群馬県のほうも、群馬県に限らずほかのいろんな県も、その上位の県の学力向上の秘密は何だということで、いろいろ出向いて行って学力向上の主な施策というのでしょうか、その県の特別な施策ということについて導入してまいりました。

随分たちましたけれども、その結果、先ほど申し上げましたように、OECDで上位にいますのではないかとということで、ここ何年かについてはPISAショックの反省を基に、それぞれの県で、あるいは文科省を中心に授業改善が進んできました、今ではそんな学力が低下だというようなことは言われていないのではないかなというふうに思います。

過去にはそういうことがあって、教育界でも各学校でも学力の向上、それからやはりその元には授業を変えるということが一番の大きな課題だと思いますので、それぞれの学校で、また板倉町でも研究所等がごぞいますので、そういうところで子供たちの学力の向上、あるいは先生方の授業をこう改善していったほうが子供たちの学びが充実するのではないかと、そんなことで様々な手だてを講じて取り組んでいるところです。

以上です。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 一時ゆとり教育か詰め込み教育かと、ゆとり教育を推進した、よくテレビなんかには文部科学省の寺脇局長とかって、あの人が推進して、失敗したのだとかというので責任取らせられたのでしようけれども、このゆとり教育と詰め込み教育はどっちがいいかというのは、これはやってみなければ分からないよね。それで、結局、ゆとり教育やった、あれ10年間やったのですか。それで、また詰め込み教育に復活したのだ。今はそういう状態になっているわけです。寺脇さんってよくテレビ出ているよね。

それで、これは教育長もよく御存じだと思うのですけれども、何年か前は、この議会で学校訪問といって授業参観をさせてもらったことがあるのです。最近やっていないのですけれども、我々も何回か、ちょっとの時間だけでも、学校の授業を参観したことはあるのです。御存じですよ、ぐるっと回ってね。給食までいただいたりしたことがあるのです。ここ何年かやっていないのですけれども、それで私は授業参観のそれしか見たことないのですけれども、ちらっと授業参加見た感じで、それ小学校の話ですよ。5年生ぐらいの授業だと思うのですけれども、随分難しいことやっているのだなと思って、我々の高校時代みたいなことやっているのだなって、こんなことを覚えられるのだろうか。本当に詰め込み教育で、私は社会科ぐらいしか分からないから、社会科の授業なんか見たときに、随分難しいことやっているのだなと、南小でもそう思

ったし、あとどこだっけ、どこかでも思った。どこでも同じようなことをやっているのです。そのときにある先生に聞いたのです。これ分かっているのといつて、分かっていないと思うのだけれども、すごい細かいことをやっているのです。それはそれで、それ見て私は驚いて、今でもそう感じています。果たしてああいうものを、みんな血となり肉となって習得しているのだろうか。みんな一過性で終わって、ただ進んでいだけかなというような気もしているのです。あれを習得できる、数のうちだから、当然能力のある子供はいると思うのです。私、さっきから普通の人言っているのだから、普通の人があんなものを習得、マスターできるのかなと思っているわけです。

先ほどゆとり教育か詰め込み教育かと教育長お話ししたのですけれども、私はどっちかという、怠け者のほうですから、ゆとり教育のほうがいいかなと思っているのです。ゆっくりと少しのことを歩留りよくしっかり覚えるほうが効率いいのかなというふうに、私はそっち派なのです。物足りない人は、個人的に自分でしっかりやっただければいいのだと、多数派の人をゆっくりやってもらったほうが、確かに成績がいいというか、吸収能力のある人たちは非常に物足りないですよ。そういう人は何だこの学校はというので、そういう人が私立の中学とか何へ行くのかもかもしれませんけれども、その辺では、教育長どちらですか、ゆとり派、詰め込み派。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 今、ゆとり派か詰め込み派かということでお尋ねあったわけですがけれども、私はどちらでもないかなというのが率直なところ。というのは、やはり義務教育ですので、これは先ほども申し上げましたように、目的は、ひとしく誰もが公教育を受けられるということで学習指導要領ができておりますし、その中に教えるべきことが事細かに示されております。この学習指導要領に示されていることは、これはもう基準で、誰もが身につけてほしいと、身につけておくべきものということで、ゆとりであっても、ゆっくり学んでも学習指導要領に示されたことはしっかり身につけてほしいし、詰め込みであってもしっかり身につけてほしいということで、どちらにしても学習指導要領に示された内容を基に、しっかり学んでいくということで、時にはゆっくりやったり、時にはしっかり応用的なものも入れたりということで、メリハリをつけながら、子供たちの学びを充実させていくのがいいのではないかなと、こんなふうに考えております。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 これは、教育産業が発信元なのかと思うのですけれども、日本の学力低下、学力不足、加えて日本の英語のへただと、国際社会の競争に負けて、国際社会から取り残されると、盛んにそういうのをあおって、マスコミがそれに乗って、そういう情報が流されています。それによって多くの国民も不安を持っている人もこれいると思うのですよね、その情報によって。人の弱点を突いて不安をあおって利益を上げる、この教育産業、これ仕事ですからこれしようがないと思うのです。盛んに、例えば保険業界とか健康食品だとか、ああいうところは盛んに不安をあおって、それを営業につなげていくというのは、これはやむを得ないと思うのです。

ですけれども、教育産業のあおりというか、営業のための宣伝に学校関係者が乗らないように気をつけてもらいたい。あちらはもう商売なのですから、だから公立学校の設置者である知事だとか何か、学力が低いとか何かというと、テレビ、新聞で騒いでいますよね、あれ。ああいうふうにやると、住民はみんな心配

になります。何か秋田県が1番だとかと、秋田県がよくてこっちは悪いとか、あれだって本当に誤差の範囲、本当に平均点なんか僅かなのです。何万人の中の僅かな差なのです。だから、あんな騒ぐことないと思うのだけれども、ああいう人たちが知事だとか、どこかの静岡県の知事だとか、何か大阪の知事だとか騒いで言うと、それはテレビに出て騒ぎになって、いかにも静岡県の教育界悪いみたいなことを住民は思うのではないかと思います。だから、そういうことのないように、せめてそういう人たちは学力不足だとかなんとかなんていうのは、もう鎮静化するというか、鎮めるような役割をすべきかなと思うのですけれども、その辺、教育産業に乗っかっているような感じがするのです。

私は、主に日本人、国際社会でもいろいろな分野で活躍しているのではないですか。取り残されるとか負けるとかって言っていますけれども、何かアメリカの野球でも最近活躍してしまっているけれども、どういう分野、それは英語とは関係ないですけれども、要するに国際社会でいろんな分野で活躍しているのではないですか。英語苦手だと、外国語苦手なんて言いながらも、皆苦手な外国語を使って世界中をのし歩いている。一時は日本でも言われていました。エコノミックアニマルなんていって、下手くそな外国語を使って世界をのし歩いて、アメリカの自動車会社まで潰してしまったのです。だから、そんなことなのですから、なぜこの日本人は英語が苦手とか下手だとかって、それは下手ですよ、外国の人に比べれば。その母国の人、日本人なのだから下手でいいのではないですか。それで十分通用するのだけれども、ネイティブイングリッシュなんていって、そんな人に勝てるはずはないのだから、それを下手だ下手だって盛んにはやしているのは、あれおかしいのです。だから、英語の教育が大切だ大切だと言っていただいても、英語教育については、教育長はどのように考えているのですか。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 小学校のということよろしいでしょうか。

[「そうですね」と言う人あり]

○赤坂文弘教育長 小学校の英語教育については必要だと思っております。小学校の英語教育についても学習指導要領によって、2020年度に必修化となりました。小学校3、4年生では外国語活動として週1時間、小5、小6では、教科としての英語ということで2時間ということで変わりました。3、4年生では外国語に慣れ親しむ活動ということ、5、6年生については教科としての英語ということで、英語によるコミュニケーションスキルの基礎を養うということで、週2時間行われているわけですが、ただ小学校の5、6年生の英語科について、中学校のように文法的な扱いはなくて、会話を中心にコミュニケーション能力を養うというそういう視点でやっております。私としては、小学校の英語教育、日本人における英語教育というのはとても大事なのではないかなというふうには考えております。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 外国語覚えるというのは、これ難しいと思うのです。半端ではないと思うのです。でも、文科省が推進して、もう教科化して五、六年たっています。それで、当初は教える側の先生方も子供たちもいろんな現場では混乱したようですけれども、この数年たって、小学校の5、6年生の英語教育も大分落ちついて、順調にうまくいっているのですか。それで、どういう成果が上がっているのですか。

○小林武雄議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 成果ということについてなのですからけれども、まず小学校に英語が導入された理由からなのですからけれども、私もこのときには南小学校で実際に教諭としておりまして、県の指定をいただきました英語教育、小学校の英語教育を先進的に取り組んでもらえないだろうかということで、県内あるいは全国に先駆けてと言ってもよかったですと思います。小学校の英語教育のほうは進めてきました。

そのときに、何で小学校に英語なのかということについてなのですからけれども、やはり中学校に入って中1ギャップということによく言われるわけですからけれども、小学校から中学校に行ったときに、何が教科で一番違うかということ、英語が入ることが一番違います。算数が数学になるということも違いますけれども、中学生があまりにも英語を苦手な意識を持っていることが多いということで、その苦手意識を取り払うために、ぜひ小学校で早い段階で導入して、いろいろ子供たちに英語は楽しいのだよということで、コミュニケーション活動とか、特に会話活動を中心にやって、そして英語って面白いのだなという思いを持って中学校に進学するというので、中学校に入って英語につなげていく、その後につなげていくと、そんなところが狙いだということで、小学校のほうには導入されたのではないかなというふうに思います。

今議員さんが小学校に入った成果は何だということでご質問あったわけですからけれども、先日、当時ALTで日本に来ていた外国の方と会って話をする機会がありました。いろんな話をする中で、当時と今で何が一番違うか、今でもALTやっているのですけれども、当時と今で何が一番違うかということで話になったときに、子供たちが、当時はALT、外人が来ると避けていたと、外人を見たことないので、学校にALTが来ると、毎日いたわけではなくて週一、二回ということに来ていたわけなのですからけれども、外人のALTが来ると自分は避けられていたと、話しかけてももう駄目駄目駄目とか、嫌々嫌ということで、私に寄ってきもしなかったと。でも、今はどこの学校にもALTが朝から晩まで、月曜日から金曜日まで毎日おります。板倉でもそうです。西小も東小も板中も毎日います。休み時間は外で遊んだり、給食なんか各クラスを回っていたりしていますので、近くにALT、外国の人がいるのが当たり前ということで、昔と今で一番違うのは、外国の人に対する接し方が違うと、ALTの人が英語で何か簡単に尋ねても、ちゃんと返ってくるということで、そこが一番大きな違いはそこなのではないかなと、細かく学習は何ができた、どんなことができないうことではなくて、まずそういうところが一番違っていると、そんなことです。

○小林武雄議長 青木議員。

○11番 青木秀夫議員 教育長の認識と私の認識は全く違うのですけれども、そういうことも大切だけれども、授業数が足りないのでしょうか、ボリュームのある授業をこなしていくのには、やはりその貴重な大切な授業、私に言わせると、言葉は悪いけれども、それは遊び半分みたいなものなのです。外国人の顔を見て、こんにちはなんていうのができるようになったって、これは私の認識ですよ。だから、そんなことをやる間があるのなら、もっと大切なことがあるのではないかということで、ちょっと考え方、認識違うのです。

こんなニュースもあるでしょう。200もの大学で漢字の補習授業をやっている。これ新聞にも載っているのです。200ですよ、200もの大学で漢字の補習授業をやっていると、大卒の新入社員に四則混合の計算テストを実施したら、4割ぐらいしかできなかったというどこかの会社のデータです。人のことは言えない、私もその仲間かもしれないから大きなこと言えないのだけれども、こういう現実もあるわけです。やはり物事にはこれは順序があるわけです。家造るといったって、まず基礎工事造って、それから柱立てて壁造って



屋根造ってと順序があるのです。何か私に言わせると、基礎工事もやらずに内装工事を、壁の色は何にしようかとか、壁紙の色は何にしようかカーテンは何にしようかというそういう何か中間飛んで、下からドーンと一番上のものに進んでいるような気がするのです。だから、その中抜けどころではないけれども、だから小学校の英語は、私は、役に立つのならいいですよ、役に立つのなら。役に立たないのだったら、それこそそんなことを覚える間があったら、漢字の1つでも2つでも覚えたほうが、その後の人生に大いに役に立つのではないかなと。私なんかも自分の……個人的な時間がないから、体験で言えば、私も一応就職したとき、随分ばかにされたのです。おまえらは何か字も書けない、読めない、字は下手だし、おまけに英語もできないなとかって随分ばかにされました。私らの先輩だから、昭和一桁とか大正時代の人、意外と英語なんかできるのです。敵性語なんていって英語なんてやらなかったもので、戦前は言っていたのでしょうけれども、そういう頃の、あの頃は大学出ている人は少なかったから、高等学校出た人、高等商業とかそういうところを出た人が多かったのですけれども、そういう人というのはしっかり英語なんかでもできたし、漢字の読み書きなんかすごくできて、随分私らはさんざんばかにされた記憶はあるのですけれども、やはり戦前の教育というのは非常にシンプルで、読み書きそろばんとかって余計なことはやらなくて、ただそれだけやっただけなのです。だから、歩留りがよかったのかどうか知らないですけれども、今はちょっと欲が深過ぎて、いろんなことを教えようとか覚えさせようというのが強過ぎて、結果どうなのでしょう。目的が達成されていない。ことわざにもありますが、過ぎたるは及ばざるがごとしと、だからみんないろんな量を押し込んでも未消化で、ただ抜けていくだけというようなこともあるので、これいいのです。教育長と私の認識だから、私なんかそう思っているのです。私は、英語教育に決して反対しているわけではないのです。小学校の英語教育はどうなのだろうと。私なんかの考え方というのは、英語なんて高等学校あたりからやったほうがいいのかないと、結局、日本語しっかり覚えて、いろんな文法、用語なんかもちろんと分かってから英語に入るのです。そうすると、中学生だと、普通の子だと言葉が分からないですよ、あれみんな日本語で。関係代名詞だとか過去分詞だとかなんて何のことだか分からない。分からなくてやっているのです。だから、覚えられない。だから、それをむしろしっかり日本語で覚えてから、高等学校あたりから始めたほうが、私の意見だけではなくて、教育長知っているでしょう。そういう持論を展開している英語学者なんていうのもいるの。むしろ中学あたりからやったほうが、急がば回れで成果が上がるのではないかなんて言っていることがあるのです。だから、私は別に英語教育に反対しているわけではないのだよ。できる人はやればいいのです。パイリンガルだろうがトリリンガルだろうがそういう能力のある人はいるのしょうから、そういう人は国際社会で活躍してもらえばいいのですよ、そういう人に。だから、言ってみれば、今の国会の政治家だって、大臣なんて英語ができない人はいるべきではないよね、あんなの本当。通訳要らずで、本当に差して話ができるぐらいの人になってもらいたいですよ、国会議員なんかは。国際化社会で第一線に立つわけだから。それとか俗に言う高級官僚、あの人たちができないできないと、下手だ下手だと言っているのはちょっと違うのかもしれない。みんな東大、京大出の優秀な人たちなのだから、あの人が言っている英語はできないというのは、ちょっと普通の人の次元は違うのだと思うのです。だけれども、ああいう人たちにはしっかりそういうのを、国際社会で活躍するのだからやってもらいたい。普通の人はあんまり、一般の我々の生活で英語必要ではないでしょう。板倉町の職員採用で英語の試験ありますか、ないでしょう。だから……

○小林武雄議長 青木議員に申し上げます。間もなく時間になりますので、まとめてください。

○11番 青木秀夫議員 ですから、小学校は大切な時間だから、必要なものをしっかり、英語なんかと言ったら前の鈴木教育長に言われたのだよ。英語なんかと言った、おまえはと言って。英語ってけなしているのではないだよ。よく言うでしょう。レベルの高いやつは英語なんかとか、プロゴルファーなんかになったって駄目だよとかって言うと、英語をけなしているわけでは、軽蔑しているわけではないのです。難しいものだと思っているから、英語なんかで言ったのです。その辺のことも含めて、しっかり子供たちに身につくような、血となる肉となるようなしっかりした教育を、小さい町だから教育長の裁量でできるのだと思うのです。これが100万都市ではなかなか教育長の一存というわけにもいかないでしょうから、ぜひその力を発揮してもらって頑張ってください。

○小林武雄議長 以上で青木議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4時31分)

---

再 開 (午後 4時36分)

○小林武雄議長 再開いたします。

---

○議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

○小林武雄議長 日程第2、議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)については、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、補正予算関係議案、議案第23号であり、6月6日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

続いて、審査結果について申し上げます。議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)についてにつきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○小林武雄議長 委員長より報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)については、委員長の報告に対する質疑、討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○小林武雄議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午後 4時38分)

# 6 月 定 例 町 議 会

(第 4 日)

## 令和5年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年6月9日（金）午前9時開議

- 日程第 1 同意第12号 監査委員の選任について  
日程第 2 発議第 1号 板倉ニュータウン対策特別委員会の設置について  
日程第 3 発議第 2号 議会広報特別委員会の設置について  
日程第 4 議員派遣の件  
日程第 5 閉会中の継続調査、審査について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	須藤稔	議員	2番	藪之本佳奈子	議員
3番	尾澤将樹	議員	4番	青木文雄	議員
5番	小野田富康	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	荒井英世	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	小林武雄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
小林桂樹	総務課長
伊藤良昭	企画財政課長
栗原正明	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
新井智	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長

石川由利子	会計管理者
小野寺雅明	教育委員会 教務局長
橋本貴弘	農業委員会 農事局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○小林武雄議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○同意第12号 監査委員の選任について

○小林武雄議長 日程第1、同意第12号 監査委員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。最終日ですので、よろしく申し上げます。

まずは、同意第12号 監査委員の選任についてということでご提案を申し上げます。本案につきましては、議会選出による荒井英世監査委員の任期が令和5年4月30日をもって満了となったため、新たに議会選出による監査委員を選任するものでございます。

氏名、市川初江氏、を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。改めて、課長の説明はございません。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

それでは、同意第12号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決しました。

---

○発議第1号 板倉ニュータウン対策特別委員会の設置について

○小林武雄議長 日程第2、発議第1号 板倉ニュータウン対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。板倉ニュータウン事業の推進について審査、調査研究を行うため、12人の委員で構成する板倉ニュータウン対策特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

本案については、12人の委員で構成する板倉ニュータウン対策特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査、調査することに決定いたしました。

---

○発議第2号 議会広報特別委員会の設置について

○小林武雄議長 日程第3、発議第2号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会広報の発行に関する審査、調査研究を行うため、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

本案については、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託して、審査、調査研究が終了するまで閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時04分)

---

再 開 (午前 9時05分)

○小林武雄議長 再開いたします。

---

○板倉ニュータウン対策特別委員及び議会広報特別委員の選任

○小林武雄議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時05分)

---

再 開 (午前 9時06分)

○小林武雄議長 再開いたします。

---

○板倉ニュータウン対策特別委員長及び議会広報特別委員長の選任

○小林武雄議長 お手元のとおり各特別委員会の正副委員長の報告がありましたので、報告いたします。

板倉ニュータウン対策特別委員会委員長、青木秀夫議員、副委員長、須藤稔議員。



次に、議会広報特別委員会委員長、荒井英世議員、副委員長、藪之本佳奈子議員。  
以上のとおりであります。

---

#### ○議員派遣の件

○小林武雄議長 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣は5件であります。会議規則第126条の規定により、それぞれの研修に議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、研修会5件について議員派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、派遣内容に変更があった場合は、議長一任に決定いたしました。

---

#### ○閉会中の継続調査、審査について

○小林武雄議長 日程第5、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○小林武雄議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。6月6日から実質3日間で審議決定をいただいた本定例会、2日目には一般質問あるいは2常任委員会の所管事務調査を通しまして、各課のこれから展開しようとしている事業説明等も受け入れられ、一応了と、了解の「了」、了とされたと伺っております。提案をした全議案については、ご承知のとおり皆様方の了解をいただきまして、全議案原案どおりご承認をいただきました。ここに町民を代表して感謝をまずは申し上げたいと思います。

初日、開会前を利用させていただき、今回の町議会議員改選に対し、まだまだ余力のある方々と目されて

いた4名の引退された議員さんに当会場にご案内を申し上げ、町民を代表して感謝状を贈らせていただきました。1名の方辞退の意が伝えられたことから、3名の方々へではありましたが、5期から2期までのお三方には時には町の政策形成において激論を交わした等も思い出され、懐かしく思えたりいたしました。まだまだ年齢的にも余裕のある方々でありますので、それぞれの経験を生かされ、地元に対して、あるいは町全体に対しましても、さらに町民の立場からご指導いただければというふうに当事者はこの場にはおりませんが、お願いを申し上げ、先々のご多幸を祈念をするものでございます。

2日目の一般質問であります。現職4名、新人2名の計6名が登壇され、それぞれ新選挙制度の分析、町民アンケートの結果について、あるいは町の企業誘致と観光あるいはイノシシの駆除について、それから書かない窓口、あるいは自家用旅客運送制度について、あるいは子育て支援、文化あるいは芸術の振興について、そして内水氾濫、児童の問題行動と教育行政について、さらには5から10年後、もうすぐ来ると言われるちょっと先の少子化の見通しと義務教育の在り方あるいは学力の問題について等々、各議員から内容をテーマ設定し、それぞれの持論の展開がございました。

特に新人議員の2名にとりましては、初めての議会でしたので、臆せずの積極的な姿勢は評価をきっとされるだろうと思いますし、その言わんとするところは十分一応感じさせていただいております。一般質問は、これはもう既に議員さんは心得ているはずであります。あえて念押しをさせていただきますが、一般質問は問題提起を前提にテーマを設定し、自ら調査、聞き取りあるいは実態把握を行い、町政と自らの考え方の相違を洗い出し、問題を同じくする、同じ考え方の同調者の町民に代わって代表して執行部と議論をすることでありまして、自分の考え方だけを発表する場ではないということは自覚をいただいているのであらうと思います。町がどういう考えを、それは目的と言ってもいいですが、どういう目的を持ち、どのような手法、手段、これは財政まで含めてですが、何のための、誰のために、どういう効果を狙いとして事業を行おうとしているのかを、そのそれを答えとして、町民のこの場は公開の場ですから、誰もいなくても後ろに町民が1万何千人いるわけです。それに向かって答えを引き出す。私は、それに向かって答弁をする。例えば藪之本さんだけに答弁しているということではないということです。そういったことも含めて、答えを引き出すための質問であるべきであり、自分の考え方を述べて、答えはほとんど要らない、個人の意見発表会的スタイルは、聞いている町民からは質問ではなくて、発表会だろうと、あれではと。何を聞きたいのだから分からないとか、常々過去におきまして、そういった声は多々あったことも事実であります。

そういう意味では、本末転倒の結果となる場合もありますので、町の答えを求めるために質問をするわけですから、このことからすれば十分、質問をすることが精いっぱい、答えは要らないなんて、過去特にそれを得意とするような議員さんもないではなく、私は答えは要らない。質問だけすればいいと、そういった議員もこの中にもいらっしゃる、そういうケースもあったと思っておりますが、そういう意味では本末転倒、身勝手な姿勢がいわゆる表れてしまうということで、そういったことも感じるところであります。

その見地からすれば、新人議員さんの頑張りは高く評価されてもよろしいと思いますし、議論ですから、必ずしも一致するとは限りません。一致しなければ、そのことを、それをきっかけに全員で考えることにもなりますでしょうし、必要であれば、納得ができなければ、同じ質問をまた、あるいはその先と、何回でもすることもあり得ることであります。たった年4回の定例会における一般質問は、言い換えれば3か月、

100日にたった1回、1時間あるいは45分回ってくる自分に限られた申告制の有意義な時間であるはずでありまして、1年間に4回、たった1問を45分、30分、1時間かけてやることはそんなに難しいことではないと。それは自分のふだんの議員の初心を忘れなければということになるのでしょう。

時には人間は言い逃れが上手ですから、知らない人が質問するのだ。俺は全部知っているのだから、質問しない。3年間、4年間でほとんど質問しない議員もおりますし、さりとしてまた一般質問を毎回やったとて、それが議員の行動の100%を表すものでもないということも事実であるとするれば、それでも努力をするという姿勢は、そういったところに如実に表れるわけでありますから、ぜひ全力で今後も我々も一生懸命完璧を求めてやっておりますが、現実には毎日毎日流れが流れているわけですから、川の流れるように。だから、いわゆる差異というか、違いもずれも出てきますし、それに対していかなものかとか、どうかとか、なぜこうなるのかとか、それは当然考えるべき、我々もですが、我々に気づかないところをチェックするというのが議員皆さんの役目でもあるということも含め、ぜひ労を惜しまず、努力を怠らなければ、毎回の一般質問も当然であり、ぜひ建設的に頑張ってもらいたいと思います。

人のうちのことばかり申し上げて恐縮ですが、この間ついせんだって、隣の加須市の市長とお会いしました。あれ24人か28人か、市ですから大きい議会ですが、20人を下らないと、4日から5日、7人、6人からやるということです。「いやあ、大変ですよ。でも、それは仕事ですから」ということで笑って一笑に付されておりましたが、我々もそういう覚悟しております。ぜひそういう意味では、町村部より市部のほうが活発だと言われているゆえんかもしれません。給料が高いからやらなくてはならないのだとか、やって当たり前だとか、でも給料はほとんど私は変わらないと見ているのですよ、額は違いますけれども。1回当たりを月に何回出て、1日が何時間で幾らになるか計算をすれば、市会議員と町会議員だってそんなには違わないというふうに私も自らの経験からして感じておりますので、ぜひそういう意味では労を惜しまず、初心を忘れず、楽する気になれば人間幾らでもへ理屈をくっつけてということでできますが、ぜひ次回からは全員の一般質問を期待をいたしております。

また、先ほどニュータウンの特別委員会等々もまた引き続き設置されるようではありますが、調べてございます。ニュータウンの特別委員会はずっと設置されておりますが、この十何年間一回もやっておりません。委員長もほぼ同じ人です。委員長さんは何を考えているのでしょうか。名前が欲しいのでしょうか、本当のことを言えば、ぜひそういうことも調べてくださいよ、皆さん方。設置して終わりというのでは困ってしまうのですよ、それは。私たちが努力は一生懸命しています、ニュータウンの問題などはもちろん。でも、私たちだけでもできない問題もいっぱいあるし、みんなで共通の問題を共通に持ち合って議論することも当然だろうと思っておりますが、なぜかチェックと言いながら、町の姿勢を責めるだけ、二元代表制とはどこにあるのか。申し開いていただきたいとも思いますが、都合のいいときだけ二元代表制を持ち出し、自分の義務は果たしていないというのは、我々が100であれば、50はそちら義務もあるのですから、そういう意味でぜひせつかく設定をされる、また改めてまさかこれから4年間一回もやらないなんていうのでは、もう恥ずかしくて話になりません。

そういう意味ではせつかく書いてあるのですから、読ませていただくと、特別委員会とは自主的に特別なテーマに沿って積極的な調査研究、議論を行う場と理解をしております。平成3年6月から設置されてはいるものの、ニュータウン特別委員会は、平成15年から19年の4年間に6回、平成23年、その後の4年間の23年

6月までの4年間に4回開催されて、23年からその後の4年間に1回開催されただけで、今年何年ですか、平成5年ですよ。板倉町の問題やニュータウンはどうしようもない、どうしようもないと言っていて、議員は何やっているのですかと一般の方も申されることは事実なのです。それは皆様の力を当てにするということではありませんが、我々は我々で一生懸命やっておりますが、そういう意味ではつくればいい、形を取ればいい、そんなことはもう今のご時世では通用しません。ということも含めて、ぜひこの10年間、全く開催されていない議会の看板に特別委員会があって、委員長の名前が載っているかどうか分からないけれども、外から来たときに議員がまた7月に入ると、視察がときがわ町から入っていますよね。「この町どうなっちゃっているんだろう」なんて思われはしないかと思って、町長は恥ずかしいという思いもしている面も正直言ってございます。でも、それを批判するほど我々も成果も出しておりませんということもありますので、でもせっかくこういった4年に1回の議会の編成の度々に年中ごたすたし、その結果として、せっかく決めたものを利用しないで、特別委員会はお金が出ないですからですが、名前欲しさなのか、名刺にする肩書きが欲しいのかみたいに誤解されるような内容では非常に困るというような感じはいたしておりましたので、率直に今日は申し上げさせていただきました。

そういう意味では、ぜひ現状ニュータウンにつきましても、現状の推移を思うとき、町としては全力で町民のために課題解決に対応しているにもかかわらず、結果もなかなかうまく出ないところも正直なこともありますので、ぜひ二元代表制を唱える町議会の中の特別委員会も含めて、力を合わせてということがそういうことになるのでしょうか。そういう意味では一緒に頑張っていただければ、我々としては現状よりも力強いし、ありがたいというふうにも感じますので、せっかくまたここで4年間、今度は12名ということですから、ましてニュータウンの方、議員さんも今度はまた増えているわけですから、そういう意味ではぜひお願い申し上げたいと思います。そういう意味では、町民に対する背信行為がないように我々も十二分に努力をしておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

ただいま、また監査委員の委嘱替えがありました。荒井英世議員には大変2年間においてその職務を十分にこなしていただいて、その後として引き継ぐ市川議員には新たにお世話になるわけですが、その職務に専念され、その機能を十分果たし、「やらなければよかったのに、やったがためにぼろが出た」なんて言われぬようにぜひ職務に専念して頑張っていただきたいというふう思うところであります。

この先、あと幾日もなく多分梅雨入りするでしょう。そして、梅雨明けがあり、また8月の真夏を越し、秋梅雨に入る頃の9月6日が決算議会と称される9月の議会の予定日として昨日事務局と打合せをいたしました。その日が確定するかどうかは別ですが、一応そんな予定の流れの中で、定例議会は二、三か月ご無沙汰になりますが、その間冒頭の初日に申し上げたようなウクライナ、ロシアの問題あるいは日本の物価の問題あるいは内閣の改造なのか、解散なのかの問題あるいは異次元の少子化対策、藪之本氏が言われた、そういう問題がどういうふうに移っていくか、あるいは異次元の国民賃金の値上げ、世界でも賃金が上がっていないのは日本だけです、30年間。事実実質的に下がっていると言われていっているでしょう。こういうのをなぜ上げないのですか、議会は。私は笹川先生に言っていますよ。なぜ上げないのですか、町民の代表で。というようなことも含め、さらには近隣の北朝鮮がロケットを上げたの、やれ何だのと言いますが、我が国も絡んだ近隣の安全保障の問題等々も含め、目を離せない国内外の情勢もこの3か月半きつと続くのであらうと思っております。

それらも含めてぜひ十分に体調にご留意の上、9月の議会まで、直接的な議会はの間お休みになりますが、民間の行事参加も多面において増加すると思いますので、しっかりとした議員活動をお願いしたいと思います。共に一緒に頑張らせていただきたいと思います。

以上申し上げまして、6月議会のお礼といたします。またよろしく申し上げます。ありがとうございます。

---

#### ○閉会の宣告

○小林武雄議長 以上をもちまして令和5年第2回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時27分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和5年8月10日

板倉町議会議長 小 林 武 雄

①署名議員 尾 澤 将 樹

②署名議員 青 木 文 雄